

(案)

小平市

一般廃棄物処理

基本計画

ごみ処理基本計画／
生活排水処理基本計画



平成26年3月(2014年3月)

 小平市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 本計画策定の背景	1
2. 本計画の位置づけ	3
3. 計画の基本事項	4
第2章 現状と課題	5
1. 廃棄物減量のこれまでの取組	5
2. 廃棄物処理の現状	7
3. 前計画の数値目標の評価	10
4. 今後に向けた課題	12
第3章 計画理念・目標	19
1. 基本理念	19
2. 施策の基本方針	20
3. 数値目標と指標	22
第4章 市民・事業者・市の行動	26
1. 三者それぞれの役割	26
2. 市民の行動指針	27
3. 事業者の行動指針	27
第5章 市が実施する施策	29
1. 重点施策	29
2. 個別施策	36
3. 今後の廃棄物処理体制	40
4. 市民参加と協働	41
第6章 生活排水処理基本計画	43
1. 生活排水処理の現状	43
2. 今後の取組	44
第7章 計画の運営管理	46
資料編	

第1章 計画の位置づけ

1. 本計画策定の背景

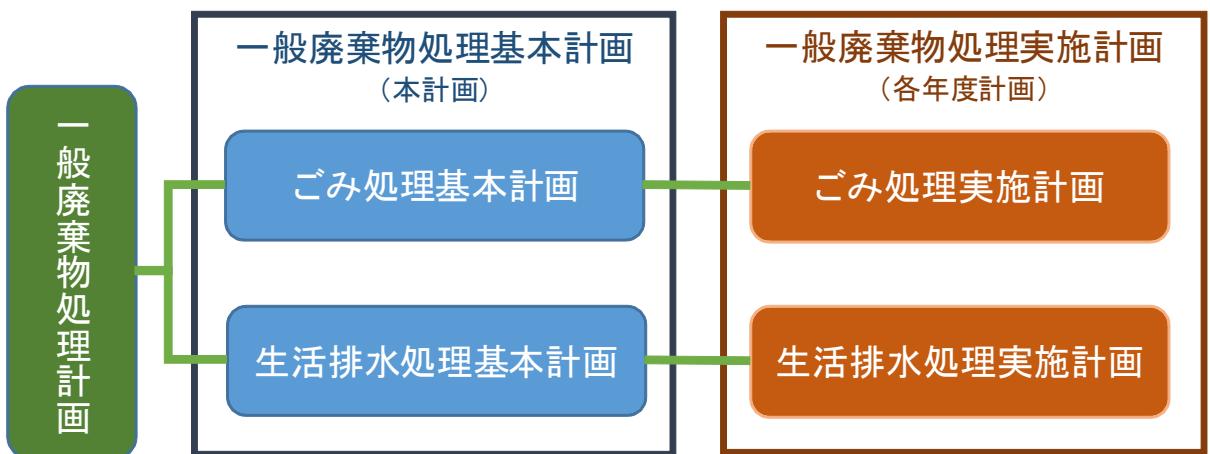
小平市では、平成15年（2003年）3月に、「循環型社会の形成推進」を基本理念とし、小平市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、前計画（「小平市ごみ処理基本計画」）を策定しました。

前計画は、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とするもので、平成19年度（2007年度）に中間改訂を行いました。平成24年度（2012年度）には、計画の改定を予定していましたが、今後の廃棄物処理体制に大きな影響がある3市共同資源化事業（後述）について明確な方向性が定まっていなかったことを踏まえて、計画期間を1年間延伸し、平成25年度（2013年度）までとしました。

本計画は、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものです。

また、本計画においては、ごみと資源物（以下「廃棄物」といいます）のほか、生活排水（汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除きます）に係る今後の処理等についても、合わせて定めます。

なお、本計画に基づいて、一般廃棄物処理実施計画を各年度に定めます。



国や都の動向

- 国は、平成12年(2000年)に、循環型社会形成推進基本法を制定しました。この法律は、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。
- この法律に基づき、国では、平成25年(2013年)に、「第3次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画では、リサイクルより優先順位の高い2R(Reduceリデュース・Reuseリユース)の取組がより進む社会経済システムの構築、低炭素社会・自然共生社会づくりとの統合的取組などの方向性が示されています。
- 東京都では、平成23年(2011年)に、「東京都廃棄物処理計画」を改定し、東京から循環型社会を実現していくために必要な施策として、3R施策の促進、適正処理の促進などのための施策を定めています。

循環型社会とは

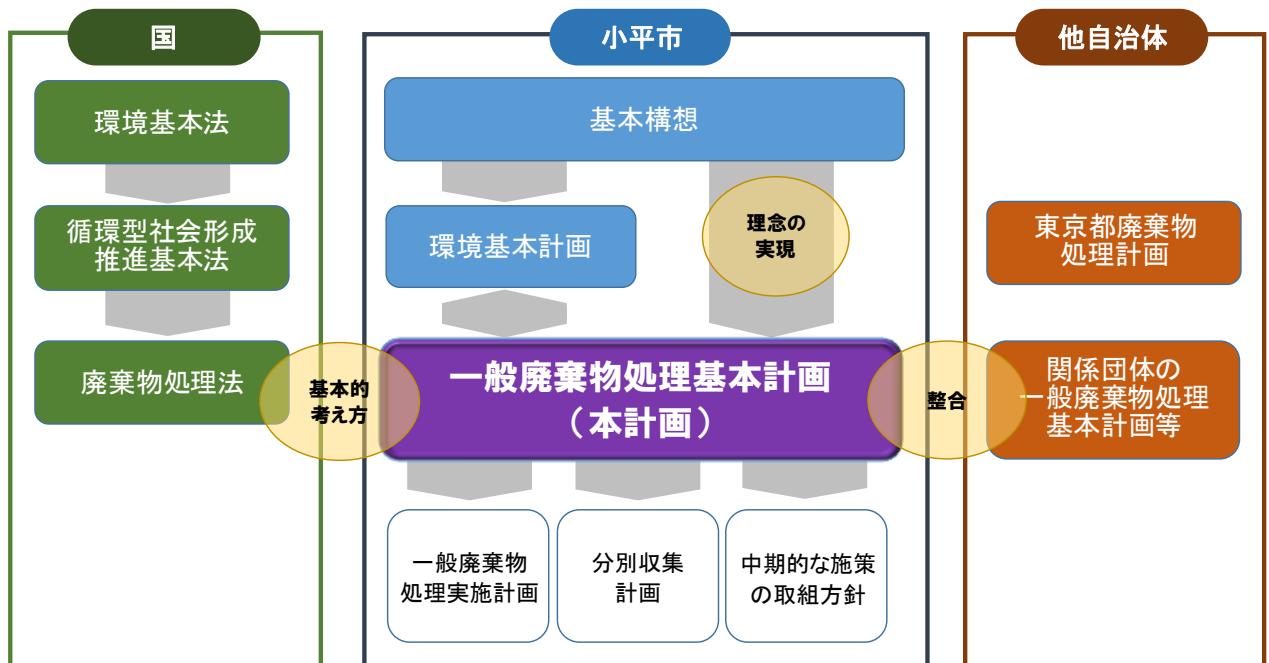
- 3R(Reduceリデュース、Reuseリユース、Recycleリサイクル)を進め、その上で廃棄物となった物は適正に処理することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。
- つまり、①何よりも「廃棄物を出さない(作らない)」Reduceリデュース、②出てしまった廃棄物も「できる限り使いまわしたり、資源として使う」ReuseリユースとRecycleリサイクル、③どうしても使えないごみは、「きちんと処分すること」が実践される社会です。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみと生活排水の処理に関する基本計画）であり、小平市のごみ処理基本計画としては第三次計画となるものです。

「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、「東京都廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合を図ります。



3. 計画の基本事項

(1) 計画対象期間及び目標年度

平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）までを計画期間とし、目標年度を平成34年度（2022年度）とします。

なお、通常は、計画期間は10年間とし、改定の時期を小平・村山・大和衛生組合を構成する他の2市と合わせていますが、今回の改定に当たっては、前計画の計画期間を1年間延伸したことを踏まえて、次回の計画改定の時期を合わせることができるように、9年間とするものです。

(2) 計画の定期見直し

平成29年度（2017年度）を中間目標年度として、第7章に記載する本計画の運営管理の結果などを踏まえて、計画の定期見直しを行います。

また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行います。



(3) 計画対象地域

小平市域とします。

(4) 計画対象主体

小平市民、小平市内の事業者及び小平市とします。

(5) 計画対象廃棄物

小平市内で発生する一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）とします。

第2章 現状と課題

1. 廃棄物減量のこれまでの取組

(1) 廃棄物減量の意義

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動の結果として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。この問題は20世紀後半の経済発展に伴い、深刻化してきました。

今後は、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」を改め、環境への負荷を低減し、安全・安心に暮らしていくことができる持続可能な「循環型社会」に変革する必要があります。

また、こうした3Rを進めることによって、従来からの多摩地域共通の課題である最終処分場の延命化をはじめ、当市に関わる廃棄物処理施設の負担軽減や、今後の適切な規模での施設整備・更新にもつながります。

(2) これまでの市の取組

市では、平成元年度（1989年度）からモデル地区での資源物の分別収集を始め、平成5年度（1993年度）より市内全域で、古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集をスタートして、リサイクルセンターで資源選別作業を開始しました。

その後、平成9年度（1997年度）にはペットボトルの全市分別収集を、平成14年度（2002年度）にはプラスチック容器（容器包装プラスチックのうち硬質の物）の全市分別収集を開始するなど、徐々に資源化を拡大してきました。近年では、平成22年度（2012年度）から、食物資源循環モデル事業を開始し、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを図っています。

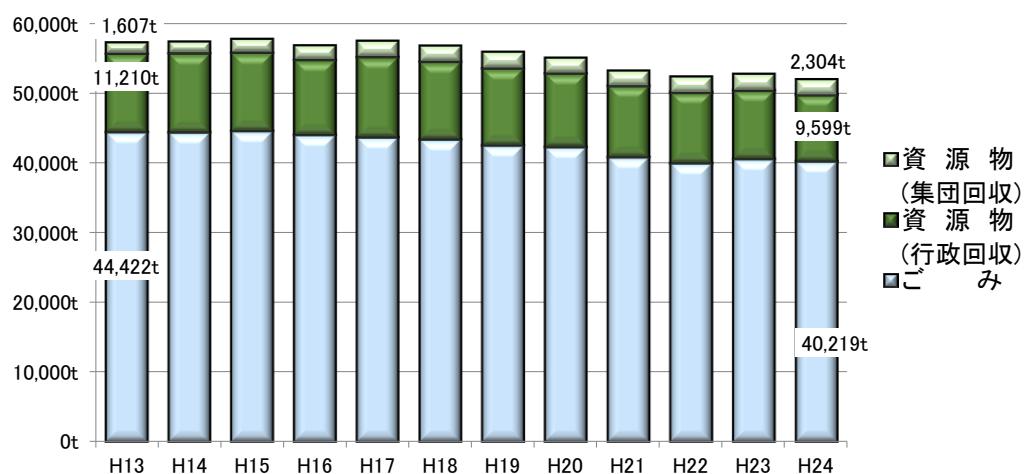
また、平成8年度（1996年度）には粗大ごみの有料化を、平成12年度（2000年度）には事業系ごみの全面有料化を実施して、ごみの排出抑制などを図っています。

一方、平成4年度（1992年度）に、リサイクルフェスティバル実行委員会（現ごみ減量推進実行委員会）を発足したことをはじめとして、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員（愛称クリーンメイトこだいら）を設置して、市民と事業者と行政とが協働や連携ができる体制を立ち上げています。

(3) 廃棄物量等の推移

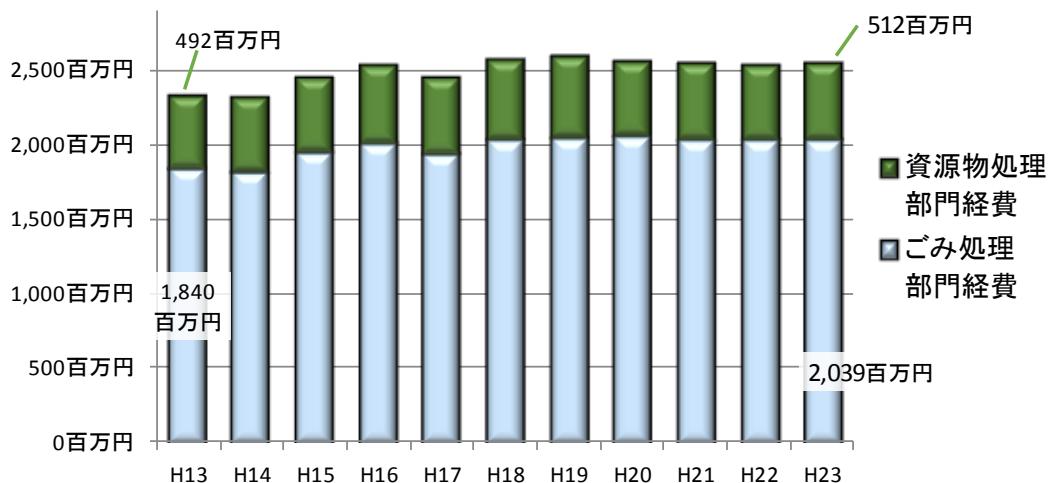
① 廃棄物量の推移

前回の計画改定以降、廃棄物量については、概ね順調に減量を続けています。



② 経費の推移

廃棄物の処理に要する経費は、平成18年（2006年）7月より施設稼働した東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化事業の実施に関連した経費の増があったほかは、概ね大きな増減はなく推移しています。



2. 廃棄物処理の現状

(1) 現状の廃棄物処理フロー

① 廃棄物の分別区分と収集方法など

小平市では、市民から出される廃棄物について、市域を東西2つの地域に分けて、それぞれ月曜日から金曜日まで、燃えるごみを週2回、燃えないごみと各種の資源物を週1回、集積所から収集するステーション方式で収集しています。このほか粗大ごみは申し込みに応じて随時収集するほか、牛乳（紙）パックや白色トレイの拠点回収などを行っています。

また、事業者から出される廃棄物（一般廃棄物）は、収集運搬許可業者等による収集を基本としていますが、少量排出事業者の廃棄物については、家庭からの廃棄物と合わせて有料で収集しています。

排出者	廃棄物の種類（分別の区分）		収集方法	収集頻度	収集主体
市民	ごみ	燃えるごみ	ステーション方式による定期収集	週2回	市（委託）
		燃えないごみ	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
	資源物	新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		古布、綿ふとん	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器、アルミ製なべ・やかん	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		電池、蛍光管、水銀体温計（水銀血圧計）	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		牛乳（紙）パック	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
		白色トレイ	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
	食物資源（食物資源循環モデル事業参加世帯に限る。）		ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
	粗大ごみ		戸別収集	申し込みに応じて随時	市（委託）
	臨時ごみ（1日平均10キログラムを超える量、又は臨時に200キログラム以上の量）		戸別収集	申し込みに応じて随時	市（直営）
事業者	1日平均10キログラムを超える量を排出する場合		事業者において定める		収集運搬許可業者等
	1日平均10キログラム未満の量を排出する場合		事業者において定める		収集運搬許可業者等
		市民が出すごみ及び資源物と同じ。（ただし、各事業所の前から収集。）			

② 廃棄物の中間処理、最終処分及び資源化の流れ（フロー）

収集した廃棄物は、品目ごとに資源化またはごみとしての処理を行います。

ごみについては、昭和40年（1965年）に東大和市、武蔵村山市と共同して設立した小平・村山・大和衛生組合で、焼却処理や破碎選別をし、その過程で鉄やアルミなどの資源化を行って、できる限りの減容化・減量化をしています。

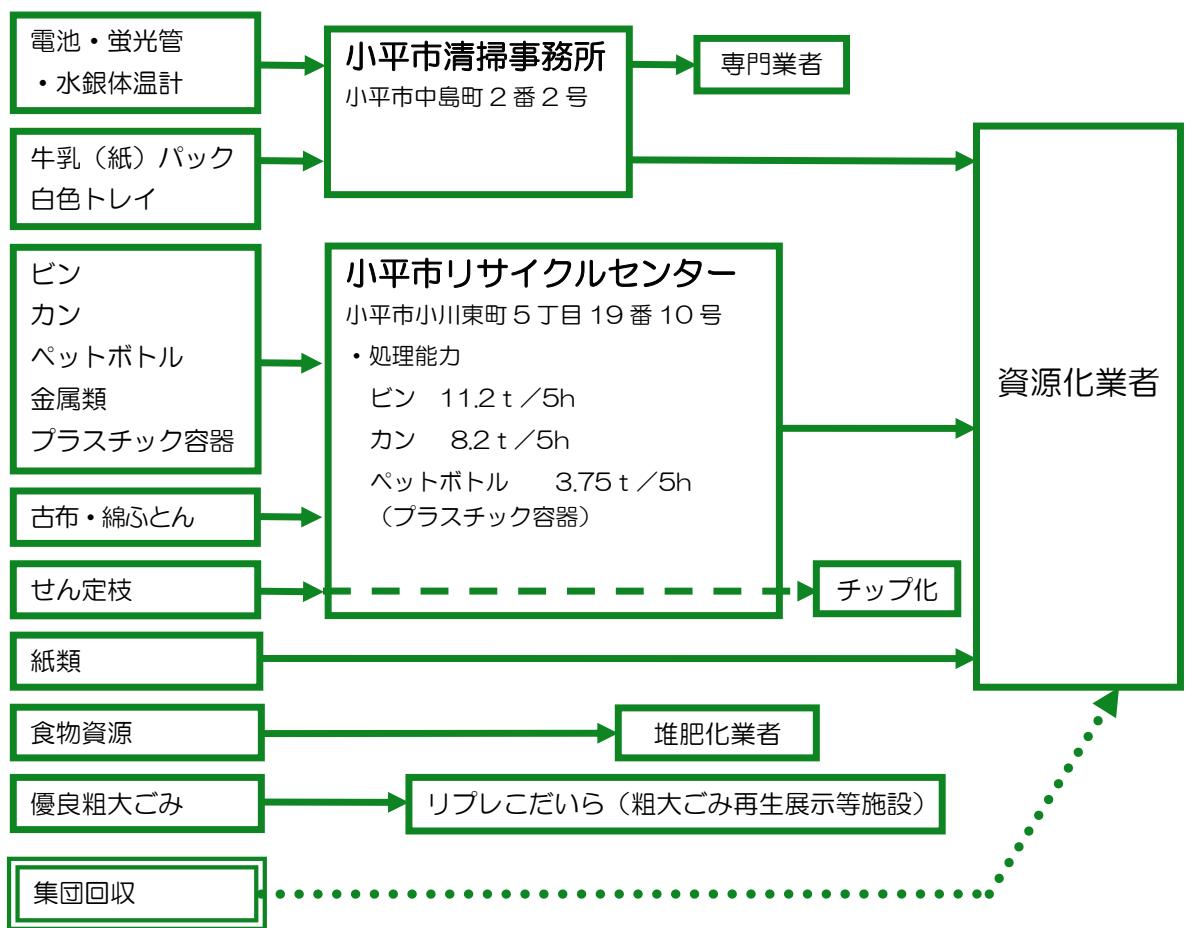
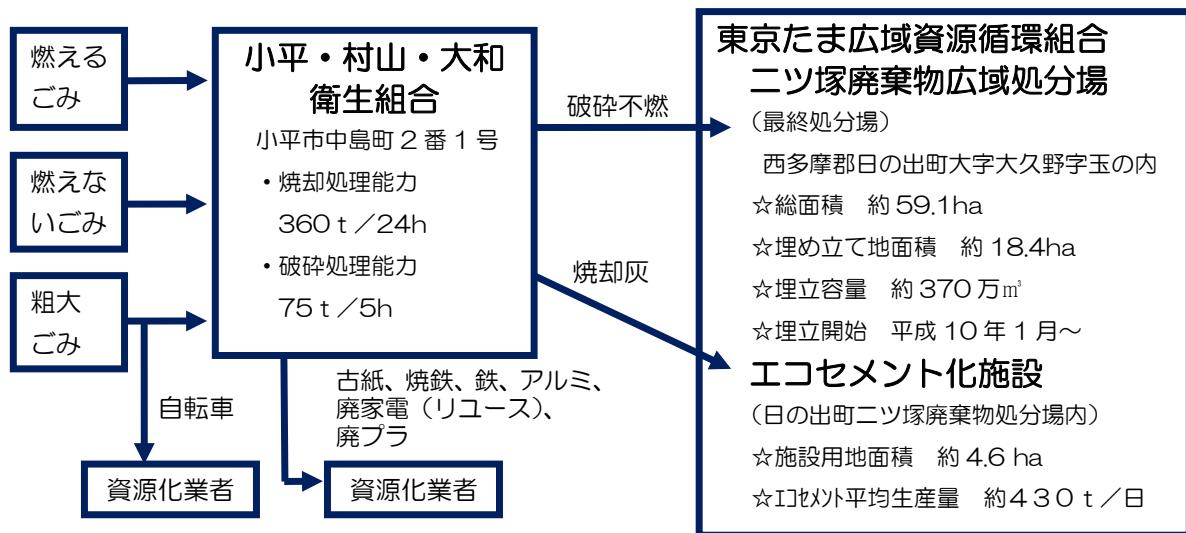
小平・村山・大和衛生組合での処理で発生する焼却灰と破碎不燃は、昭和55年（1980年）に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現 東京たま広域資源循環組合）が、日の出町の地元の皆様の多大なご理解とご協力のもとで建設・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分しています。同処分場では、その延命化と資源の再利用化を目的として、焼却灰をセメントにリサイクルする「エコセメント化事業」を取り組んでいます。

また、資源物については、それぞれの資源化のルートに応じた処理を行っています。

紙類は、集積所から収集した後、直接に資源化業者に搬入しています。

ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器などは、リサイクルセンターで異物の選別や、資源化業者に引き渡すための圧縮などを行い、電池、蛍光管や拠点収集で集められた牛乳（紙）パックなどは、清掃事務所で選別を行っています。こうして処理された資源物は、それぞれ資源化業者に引渡して、リサイクル（一部はリユース）されます。

このほか、自治会などで資源物を集めて、直接に資源化業者に売却する集団回収も行われています。



3. 前計画の数値目標の評価

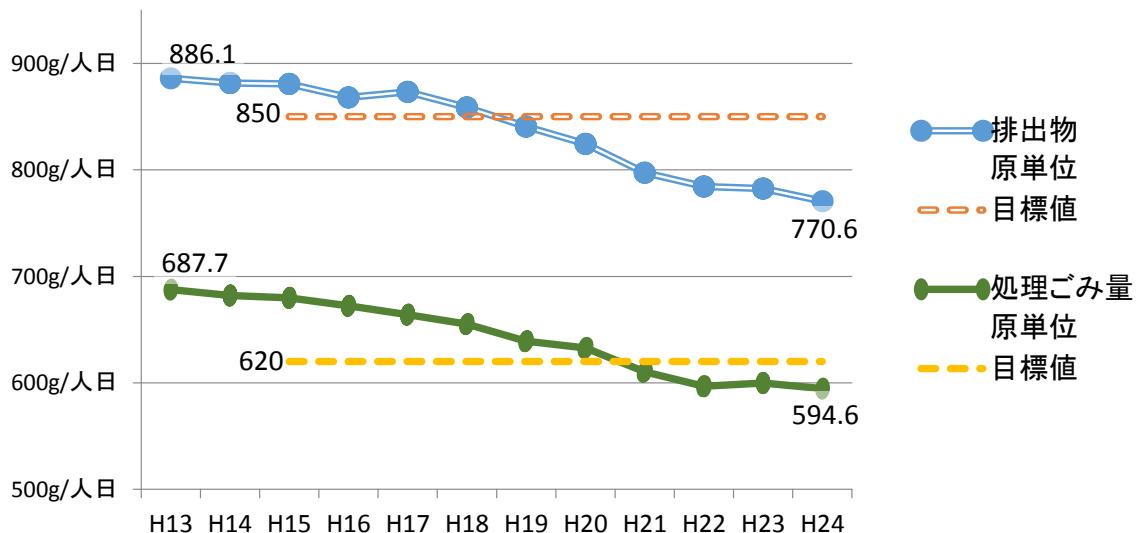
前計画で設定した数値目標については、以下のとおり、2つが未達成であるものの、主要な目標としている排出物原単位（市民一人1日当たりのごみ・資源物の総量）を含む5つを達成しています。

こうした結果については、概ね良好なものと評価します。

	計画目標値	平成13年度 (2001年度)	平成19年度 (2007年度) -中間目標年度-	平成24年度 (2012年度)	達成状況
排出物原単位	850.0g/人日	886.1g/人日	840.5g/人日	770.6g/人日	達成
処理ごみ量原単位	620.0g/人日	687.7g/人日	639.0g/人日	594.6g/人日	達成
収集ごみ量原単位	550.0g/人日	608.3g/人日	564.2g/人日	532.5g/人日	達成
持込ごみ量	H15～:5,000t/年 H20～:4,900t/年	5,127t/年	4,973t/年	4,203t/年	達成
資源物混入率	10%以下	可燃16.3% ^(注1) 不燃19.7% ^(注1)	-	可燃12.8% ^(注2) 不燃26.0% ^(注2)	未達成
収集時リサイクル率	30.0%	22.4%	24.0%	22.8%	未達成
最終処分量	H15～:5,500t/年 H20～:5,200t/年	5,877t/年	5,281t/年	4,885t/年	達成

注1) 平成14年度調査

注2) 平成25年度調査

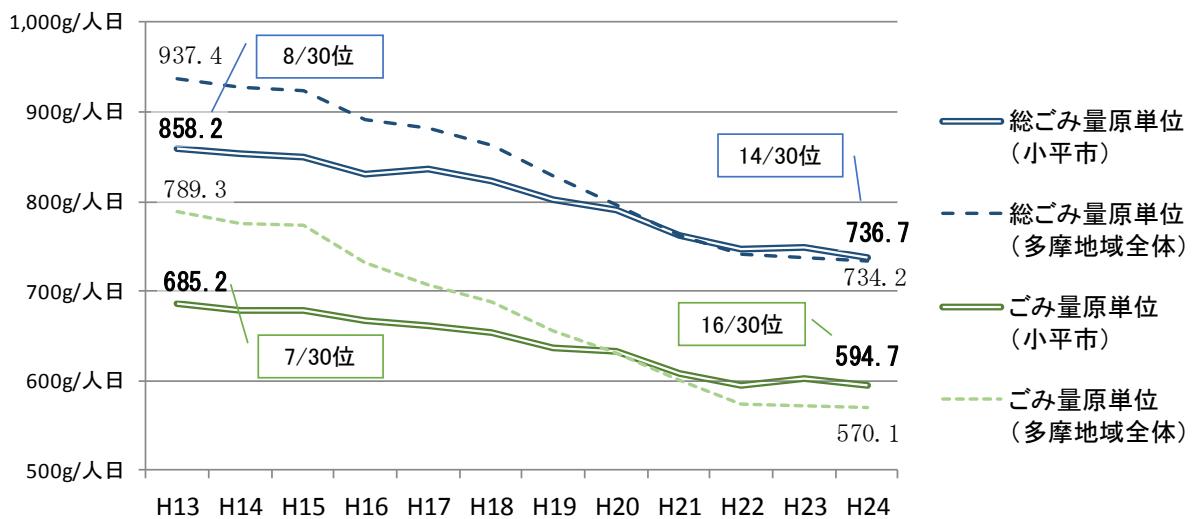


未達成である数値目標のうち、資源物混入率については、特に「燃えないごみ」に含まれるプラスチック容器の分別が課題です。

また、前計画で参考数値としていた収集時リサイクル率は、計画目標値に達していませんが、処理ごみ量原単位が大幅に減少したことは、リサイクルよりも優先順位の高い発生抑制や再使用が進んだことを示していると推測できます。

一方、廃棄物の減量化の傾向は、多摩地域全体としても見られます。そして、

その減量化傾向は小平市のものよりも顕著であり、従前は多摩地域全体の実績より減量化が進んでいた小平市の実績は、近年では全体よりも遅れてしまっています。



注1)データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人東京市民町村自治調査会)に基づきます。

注2)総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。ただし、集団回収分は除きます。

注3)ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4)総ごみ量及びごみ量とともに、小平市ごみ処理基本計画で数値目標としている「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」とは算出方法が異なるため、数値は一致しません。

注5)順位は、多摩地域26市3町1村の中での量が少ない方からの順位です。

4. 今後に向けた課題

今後的小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、本計画の策定に当たって、平成25年（2013年）5月に実施した実態調査（市民アンケート調査及びごみ組成分析調査）から見えてきた課題として、以下のもののがあげられます。

（1）更なる意識の向上

循環型社会を形成するためには、リサイクルに先立って2R（Reduceリデュース・Reuseリユース）を推進していく必要があります。

2Rを推進する主体は市民や事業者であり、市は、市民や事業者が2Rに取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。

市民アンケート調査では、小平市のごみの減量や処理に関する4つの設問に対する回答について、「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した結果、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」については、評価点が3.83点と4つの設問で最も低いほか、「わからない」との回答が235票と多く、情報公開・提供について、そのあり方を検討する必要があります。

項目	回答件数						評価点
	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	わからない	無回答	
ごみの収集	518	437	57	31	20	7	4.30
ごみの減量や処理の情報公開・提供	218	437	127	35	235	18	3.83
ごみの減量や処理への小平市の取り組み	250	406	94	32	272	16	3.96
住んでいる地域の清潔さ	385	506	101	48	21	9	4.04

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。

(2) 生ごみ・未利用食品の削減

ごみの中に生ごみや紙類、プラスチック類などの各品目が含まれている割合を調査する「ごみ組成分析調査」の結果からは、燃えるごみには、未利用食品が5.4%含まれており、ごみとして出されている未利用食品は、年間約1,600tと推計されます。

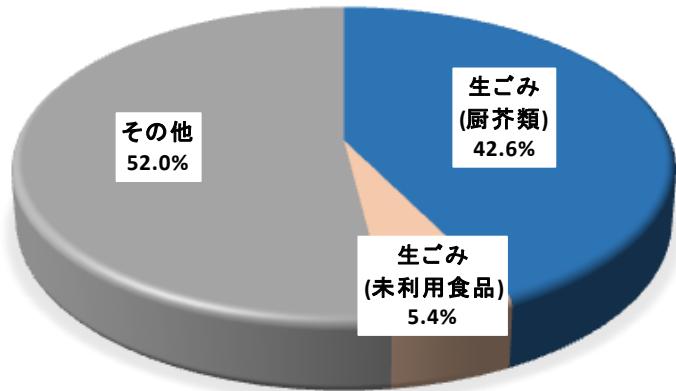
ごみ減量としての問題だけではなく、多くの食品を海外から輸入している我が国の状況や、食を通じた環境教育からの視点からも、未利用食品を減らすような普及啓発活動を検討する必要があります。

このほか、生ごみは品目別で最も排出量が多いことから、食べ残し（料理の作り過ぎ）を減らすことや、自家処理の促進、水切りの徹底などにより、減量を図る必要があります。

燃えるごみに含まれていた未利用食品



燃えるごみの組成割合



(3) プラスチック容器の分別の推進

現在、プラスチック製の廃棄物については、下図のとおり、ラップ、ビニールや包装類等の軟質の物は「燃えるごみ」とし、硬質の物のうち、ボトル類、カップ型容器等の容器包装プラスチックで、きれいな物は「プラスチック容器」として分別収集・資源化をするなどの分別区分となっています。

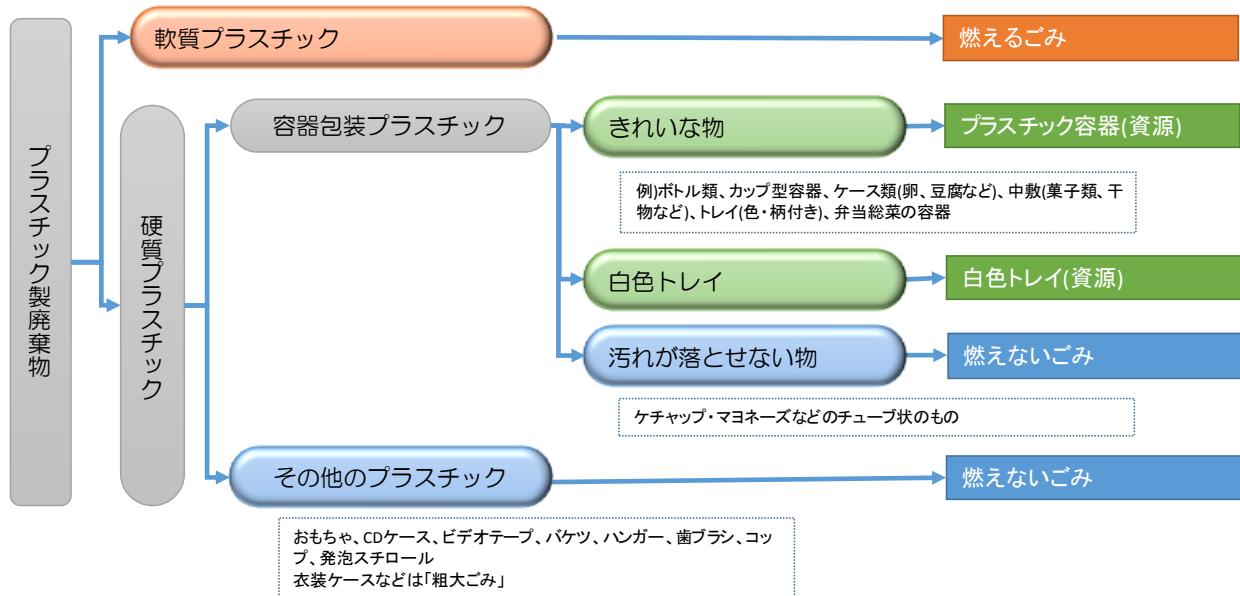
ごみ組成分析調査の結果、分別収集の対象となっている硬質の「プラスチック容器」の7割以上がごみとして捨てられていると推計されます。その一方で、リサイクルセンターでの実態として、中身が入ったままの汚れた物も資源物として出されてしまうことがあります。

また、ごみ組成分析調査の結果からは、家庭から収集される燃えないごみに、年間約300tの軟質プラスチックが含まれていると推計されます。

市民アンケート調査では、現在のプラスチック容器の分別収集の感想については、「リサイクルできるものとできないものの判断に迷う」(52.3%)が半数以上を占めたほか、分別がわからなくて困っている品目を質問した結果、プラスチックが全体の51.9%と半数以上を占めています。

現在の分別区分の普及啓発を図るとともに、市民にわかりやすくリサイクルを推進するような分別区分への変更について検討する必要があります。

現在のプラスチック製廃棄物の分別区分



(4) 施設の老朽化への対策

計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で検討を進めている3市共同資源物処理施設の着実な整備と、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となります。

3市共同資源化事業

- 3市共同資源化事業とは、小平市、東大和市及び武藏村山市の3市地域の循環型社会の形成を目指し、平成33年度（2021年度）の焼却施設の更新を視野に入れ、廃棄物（資源物を含む）処理の将来の方向性を決めるもので、平成15年度（2003年度）から3市及び小平・村山・大和衛生組合が検討を進めている事業です。
- 事業の具体的な内容としては、ソフト面では資源化基準の統一や、3Rの推進を図り、望ましい循環型社会の形成を目指すこと、ハード面としては、資源物の共同処理を、東大和市暫定リサイクル施設用地を活用し、具体化すること（3市共同資源物処理施設）。また、不燃・粗大ごみ処理施設について、小平市清掃事務所用地を活用して更新すること、とするものです。
- 3市共同資源物処理施設については、当初はペットボトル、容器包装プラスチック、ビン、カン、蛍光灯と電池を処理する施設を検討していましたが、平成25年（2013年）1月に、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目を共同処理する施設として、他の4品目は各市で単独処理することに変更することなどを、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で確認しています。
- 平成25年（2013年）8月に、3市長と小平・村山・大和衛生組合管理者が出席する市民への事業説明会を開催し、3市の廃棄物処理を将来にわたって共同して、継続的に安定して円滑に進めていくためには、3市共同資源物処理施設は必要不可欠であり、周辺地域住民をはじめ3市市民に丁寧な説明を行いながら、事業を進めていくことを意思表明しました。
また、同年11月には、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で、「3市共同資源化事業に関する確認書」を交わし、①3市共同資源物処理施設の整備について、②組合の施設更新について、③資源化基準の統一等について、④事業の進め方について、を確認し、合意しました。

① ごみ中間処理施設

小平市のごみの中間処理は小平・村山・大和衛生組合で行っています。

ごみ焼却施設については、3号ごみ焼却施設は40年弱、4・5号ごみ焼却施設は30年弱が経過しており、部分更新事業など、改造及び補修工事により、平成33年度（2021年度）まで稼動予定です。

粗大ごみ処理施設（破碎選別施設）は、40年弱が経過して、老朽化とともに、システムの旧式化により現在のごみ質に適さなくなっているなどの問題が生じていて、その更新は喫緊の課題となっています。

今後、ごみの中間処理に危機的な事態を招くことのないよう、小平・村山・大和衛生組合の各施設の更新を、着実に進めていかなくてはなりません。

名称	小平・村山・大和衛生組合	
所在地	小平市中島町2番1号	
敷地面積	約15,700m ² (組合所有 約9,200m ² 小平市借地 約6,500m ²)	
施設概要 (主なもの)	粗大ごみ処理施設 (破碎選別施設)	昭和50年10月竣工 75t/5h 平成10年3月選別装置改造
	焼却施設(3号炉)	昭和50年3月竣工 150t/24h (全連続燃焼式ストーカー炉) 平成2年11月大規模改造 平成15年3月バグフィルター設置
	焼却施設(4・5号炉)	昭和61年11月竣工 105t/24h×2炉 (全連続燃焼式ストーカー炉) 平成15年3月バグフィルター設置
沿革	昭和35年(1960年)	当時の小平町が現在の場所をごみ処理施設に都市計画決定し、焼却場を建設
	昭和40年(1965年)2月	3市による一部事務組合を設立、共同処理事業に移行。小平市施設を引継ぎ処理。
	昭和46年(1971年)以降	2号炉等、人口急増、ごみ増等に対して施設拡充

② リサイクル施設

資源物の中間処理は、市のリサイクルセンターにおいて、主にビン、カン、ペットボトル及びプラスチック容器の選別、圧縮などを行っています。

プラスチック容器の処理量は、年々増加の傾向にあり、現在のリサイクルセンターでは、現状を超えた資源化品目の処理ができません。このことから、全量容器包装プラスチックの資源化を行う場合等は、3市共同資源物処理施設の着実な整備による処理能力の確保が課題となります。

また、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目については、現在リサイクルセンターで中間処理をしているビン、カンなどのほか、市の清掃事務所で選別などを行っている電池や蛍光管などについても、市単独で処理体制を確保することが必要です。

名称	小平市リサイクルセンター
所在地	小平市小川東町5丁目19番10号
敷地面積	11,447m ²

	ビン・カン 選別等施設	ペットボトル 再資源化施設	粗大ごみ展示・ 販売施設 「リプレコだいら」		古布等積替所
			展示場	作業場	
構造・規模	鉄骨造2階建	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	重量鉄骨造
処理能力	ビン 11.2t/5h カン 8.2t/5h	ペットボトル 3.75t/5h	—	—	—
建設年度	平成5年度 (1993年度)	平成8年度 (1996年度)	平成8年度 (1996年度)	平成12年度 (2000年度)	平成8年度 (1996年度)

注) プラスチック容器の処理も、ペットボトル再資源化施設で行っています。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集

① 家庭ごみの有料化

家庭ごみ有料化については、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに关心を持つてもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。

多摩地域では、26市のうち21市で家庭ごみの有料化を実施しており、未実施は、小平市、国立市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市（東大和市は実施予定）となっています。家庭ごみ有料化を実施している市を見ると、実施していない市に比較して、ごみ減量が進んでいる効果が見られます。

多摩26市の家庭ごみ有料化の実施市と未実施市の比較

	総ごみ量原単位	ごみ量原単位	収集ごみ量原単位
実施市平均	723.6g/人日	555.5g/人日	437.8g/人日
未実施市平均	752.2g/人日	590.2g/人日	479.1g/人日

注1)データは、「多摩地域ごみ実態調査(平成24年度統計)」(公益財団法人東京都市町村自治調査会)に基づきます。

注2)総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。ただし、集団回収分は除きます。

注3)ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4)収集ごみ量原単位は、家庭ごみ有料化の主な対象となる「可燃ごみ」「不燃ごみ」の収集量を、一人1日当たりの量に換算して合計した数値です。

小平市では、平成13年（2001年）に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。」との主旨の答申を受けていますが、今回の市民アンケート調査では、「反対」が「賛成」を大きく上回る結果でした。

そのため、家庭ごみの有料化を実施する場合には、資源化品目の拡大など、ごみ減量のための条件を整えるほか、不法投棄等のデメリットを少なくする方策や、有料化によって環境負荷の削減やごみ減量など、どのようなメリットがあるのかを明らかにして、費用負担に係る市民の理解を得る必要があります。

② 戸別収集

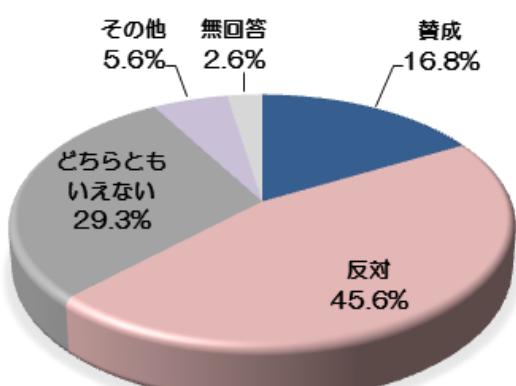
家庭からの廃棄物の収集方式としては、多摩地域では、小平市が行っているステーション方式が一般的でしたが、近年では家庭ごみの有料化と合わせて戸別収集に移行する例が多数を占めています。

また、現在の収集方式であるステーション方式は、排出者が特定しにくいため、ルール違反などが発生しやすいことや、設置場所や日々の管理などをめぐるトラブルが発生しやすいといった問題があります。

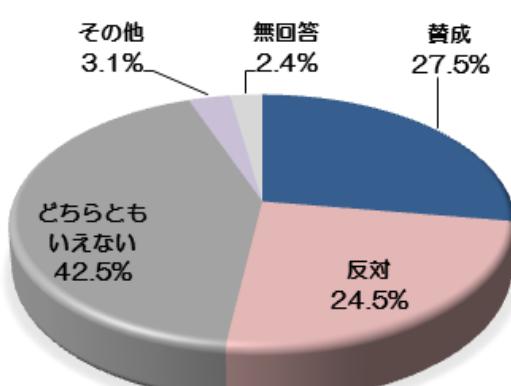
今回の市民アンケート調査では、「どちらともいえない」「よくわからない」が42.5%であったほかでは、「賛成」が「反対」を若干上回るという結果でした。

戸別収集については、ステーション方式に比べて、収集経費の増加や、収集車両が排出する排気ガスの増加といったデメリットがありますが、市民一人ひとりに自分が出す廃棄物に責任を持つてもらえるようになること、一人暮らし高齢者などの普段のごみ出しが困難な世帯にとってサービスの向上となること、道路上の集積所がなくなることでまちの美観が向上することなどのメリットがあります。

家庭ごみ有料化の賛否



戸別収集の賛否



第3章 計画理念・目標

1. 基本理念

こつこつ小平『もったいない』が 根づくまち

私たちが、将来にわたって末永く、快適に、このまち、この地球で暮らしていくため、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」から「循環型社会」への変革に向けて、今後、3Rの推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開していきます。

一方、循環型社会に向けた行動の根幹には、私たちの意識改革も重要です。そのキーワードが「もったいない」です。「もったいない」という言葉には、Reduce、Reuse、Recycle の3Rを表すだけでなく、かけがえのない地球資源に対する Respect(尊敬の念)も込められています。

(3R + Respect = 「もったいない」)

こうした意味での「もったいない」が私たちの意識に根付くことが、循環型社会への真の変革に向けた、息の長い行動のための『カギ』であると考えます。

こうした意識の定着は、なかなか急速には進まないかもしれません、市民・事業者が3Rに向けた行動を進めていくことと合わせて、**こつこつと着実に、私たちのまち小平を、「もったいない」が根づくまちにする**ことが、将来に向けて大切であるとの認識に立ち、これを本計画の基本理念として掲げます。

2. 施策の基本方針

基本理念の実現により目指す循環型社会への変革に向けて、市が実施する施策は、次の方針を基本として実施していきます。

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)

廃棄物の発生抑制とは、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することです。

小平市においても、循環型社会の形成のための方策として、廃棄物の発生抑制を位置付け、取組を推進します。

(2) 再使用の促進 (Reuse リユース)

循環型社会形成のための方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の市民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進します。

(3) 再生利用の推進 (Recycle リサイクル)

不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用の推進は依然として重要です。

循環型社会の形成のための方策として、再生利用を推進します。

(4) 適正処理の維持・向上

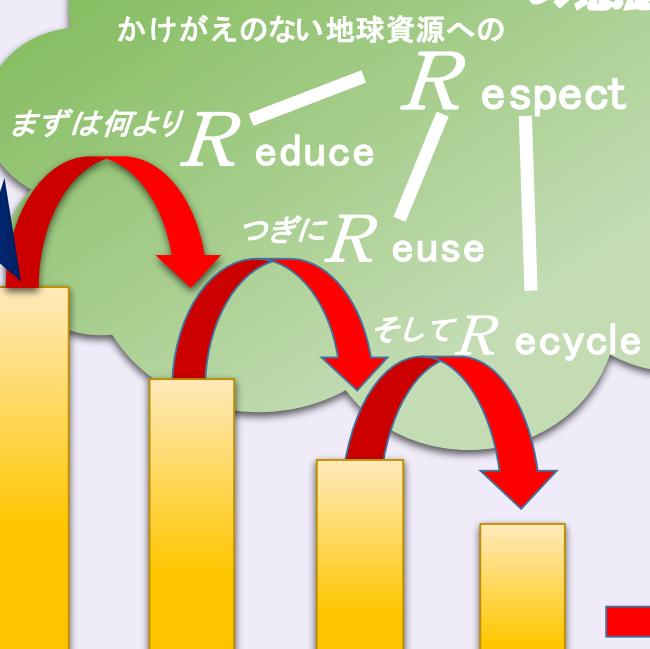
循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されますが、いったん廃棄物として発生したものについては適正に処理しなければなりません。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指します。

「最適生産・最適消費・最少廃棄」で
将来にわたって末永く、快適に暮らせる

循環型社会へ

「もったいない」 の意識と行動



多くの天然資源を消費し、大きな環境負荷がかかる
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会

3. 数値目標と指標

前計画では、7つの数値目標を設定していましたが、本計画では、重点が明確となるよう、そのうちの「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」を、目標値を設定する指標（数値目標）とし、その他の5つは、今後の本計画の進捗状況管理の指標とします。

また、これらのほか、「温室効果ガス排出量」「市民満足度」を新たな指標として加えます。

これらの数値目標と指標は、第7章に記載している「計画の運営管理」のP D C Aサイクルに活用します。

以下の数式に使用する記号は次のとおりです。

A	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」収集量
B	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」持込量
C	資源物収集量及び持込量
D	市が関与する拠点回収
E	集団回収量

(1) 数値目標（目標値を設定する指標）

① 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位）

この数値は、市が処理に関与する廃棄物の総量を市民一人1日当たりの量に換算したもので、発生抑制や民間ルートでの再利用（資源物の販売店回収や、リサイクルショップの利用等）の結果として減少します。

本計画の優先課題は、ごみ・資源物ともに発生抑制を図ることであるため、この数値を数値目標として位置づけます。

目標値としては、第5章に記載する施策を実施することによって達成が見込まれる、平成24年度（2012年度）実績比で概ね10%減の690g/人日以下（最終年度）とします。（資料編 資料6参照）

$$\text{排出物原単位(g/人日)} = (A+B+C+D+E) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

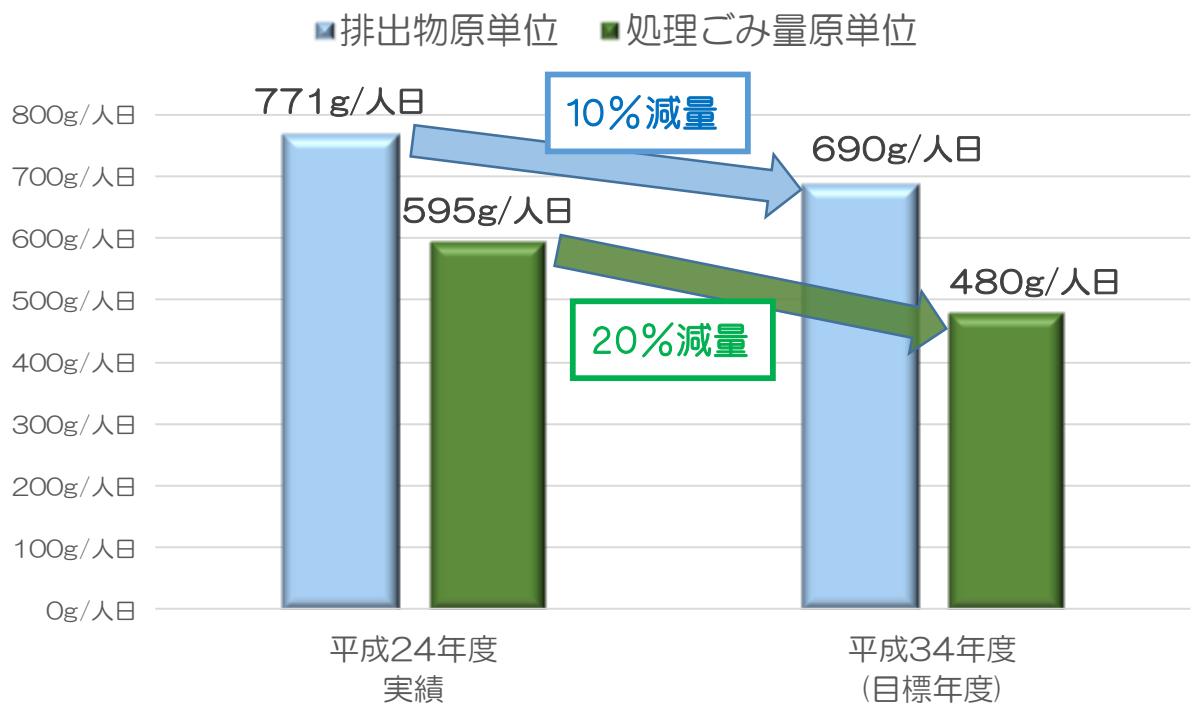
② 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位）

この数値は、家庭や事業所から排出されるごみ量の合計を市民一人1日当たりの量に換算したもので、3Rの推進により減少します。

ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底の効果を計る指標となるため、数値目標として位置付けます。

目標値としては、第5章に記載する施策を実施することによって達成が見込まれる、平成24年度（2012年度）実績比で概ね20%減の480g/人日以下（最終年度）とします。（資料編 資料6参照）

$$\text{処理ごみ量原単位(g/人日)} = (A+B) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$



(2) 毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）

① 収集ごみ量原単位

収集量には、家庭ごみと合わせて収集する少量排出事業者のごみが含まれているものの、主に家庭ごみの量であることから、家庭ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{収集ごみ量原単位(g/人日)} = A \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

② 持込ごみ量

持込ごみ量は、主に事業所から排出され、収集運搬許可業者を通じて小平・村山・大和衛生組合に持ち込まれる量であることから、事業系ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{持込ごみ量(t/年)} = B$$

③ 収集時リサイクル率

この数値は、市で行う資源化量（分別収集量及び集団回収量）が増加することにより上昇するため、資源化の推進や資源物の分別徹底の度合いを測る指標となります。ただし、資源物の発生抑制や民間ルートでの再利用が進展すると、この指標は下降します。このため、この指標の上昇が、必ずしも3Rの推進を計るものではないことから、参考指標としての位置づけとします。

$$\text{収集時リサイクル率(\%)} = (C + D + E) \div (A + B + C + D + E) \times 100$$

④ 最終処分量

最終処分場に搬入される焼却灰などの量で、3Rの推進や中間処理の能力向上などにより減少する指標です。

$$\text{東京たま広域資源循環組合への搬入量 (t)}$$

⑤ 温室効果ガス排出量

廃棄物の処理によって生じる環境負荷を、温室効果ガス排出量によって把握します。

市民一人1日当たり温室効果ガス排出量(kg/人・日)

＝温室効果ガス排出量[kg-CO₂/年]÷人口÷年度内日数

(3) 計画見直し時モニター指標

① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）

ごみに混入して排出される資源物の量を導き出し、分別の度合いを把握する指標とします。

本計画の見直し（中間改訂・改定）の際にごみ組成分析調査を実施し、資源物の混入量を算出します。

② 市民満足度（市民アンケート調査による）

計画の見直し（中間改訂・改定）に当たっては、以後の廃棄物の減量等の施策に対する市民の考え方などを調査するほか、その時点での廃棄物行政に対する満足度を調査し、計画見直しの参考とします。

本計画の見直しの際にアンケート調査を実施し、「ごみの収集」、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」、「ごみの減量や処理の小平市の取り組み」、「住んでいる地域の清潔さ」について、今回と同様（12ページ参照）に、5点満点で評価します。

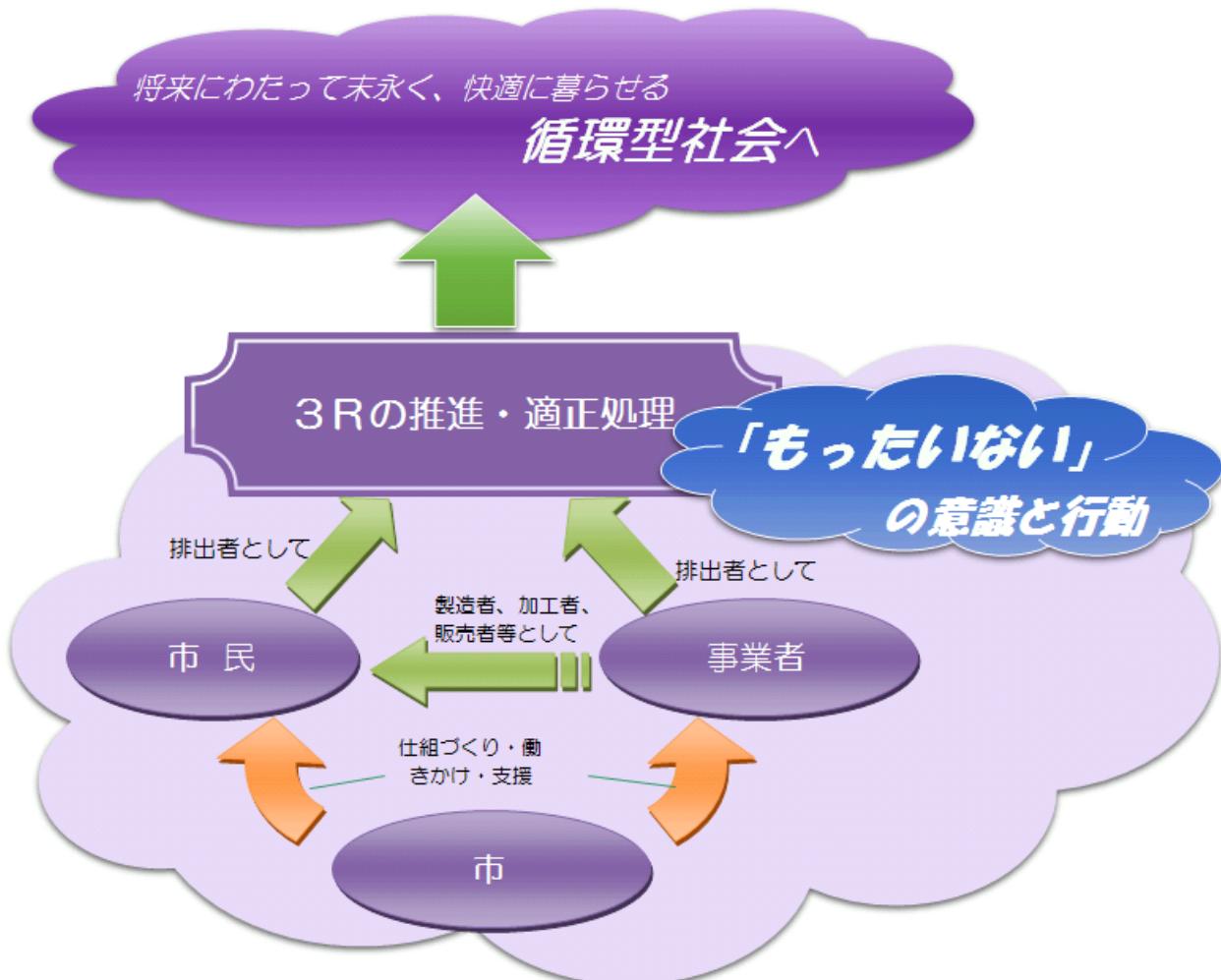
第4章 市民・事業者・市の行動

1. 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、それぞれの立場においての取組が求められます。

市は、市内的一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。



2. 市民の行動指針

3R、とりわけ、廃棄物の発生抑制に関しては、「容易に不用となる物を家庭に持ち込まない。」等の取組が必要です。

市民は、ごみと資源物の分別の徹底など、適正な処理を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組むことが求められます。

市民の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装を断る。
- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- 製品などをなるべく長期間使用する。
- 使える物は、最後まで使い切る。食べられる物は、最後まで食べ切る。
- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。
- 食物資源（生ごみ）処理機などを利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加し、または協力する。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。

3. 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関する市の方策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却をしたりするときには、その回収などに努める。

(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市指定の有料ごみ処理袋等を使用する。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。

第5章 市が実施する施策

1. 重点施策

第2章4で掲げた課題を踏まえ、市民や事業者の取組を求めつつ、計画理念・目標を実現することを目指して、市は、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには3Rや適正処理が基本であり、その実現のため、さまざまな市民の学習や啓発活動を継続的に行うことなどによって、前章に掲げた行動の実践など、市民生活や事業活動の見直しを促します。

- 市報やホームページ、ごみ減量推進実行委員会の広報紙「ごみらいふ」を通じた啓発を積極的に行います。
 - 分別などの説明会、廃棄物関連施設の見学会や、こだいら環境フェスティバルなどのイベントを通じて、3Rに関する理解の促進を図ります。
 - 収集日や出す時間を守るといった基本的なことから、ごみ問題に対する市民の関心の度合いに応じた啓発を図ります。
 - 特に子どもの頃からの意識付けが重要であることから、キッズページ（市ホームページ内）の充実などの子ども向けの啓発の強化を図るとともに、学校などでの環境学習・環境教育の充実を働きかけます。
 - ごみと資源物の出し方パンフレットを、ごみ減量推進実行委員会などの協力を得て、よりわかりやすいものとし、全戸配布します。
 - 外国人向けの外国語版ごみと資源物の出し方パンフレットを作成します。
 - 「雑がみ」や「プラスチック容器」の正しい分別の啓発を強化します。
 - 資源の循環が推進されるよう、再生資源を利用した製品やエコマーク付の商品の利用など、グリーン購入についても呼びかけを行います。
 - スマートフォンなどの新たな媒体を活用した、啓発・情報提供について検討します。
 - 新しく取り組む事業などについては、報道各社に積極的に情報提供を行い、マスコミを通じたPRの実施を図ります。
 - 「生きカエル」や「ヘラサンジャー」などのマスコット・キャラクターのいっそうの活用によって、親しみやすい啓発を図ります。
- ☑ これらの施策は、計画の開始年度より順次、検討・実施します。



(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、いっそうの減量を進めます。

- 食物資源循環モデル事業については、順次、規模を拡大しながら実施し、効果的・効率的な食物資源のリサイクルの手法を検討します。
 - 同事業の経過と結果を踏まえ、より良い手法について検討を進め、食物資源リサイクルの充実と定着を図ります。
 - 集めた食物資源のリサイクルの手法については、現在の民間施設での堆肥化に加えて、他の実施可能な手法を研究します。
 - 食物資源由来の堆肥について、市内の農地で使用する取組などを検討します。
 - ごみとして出す際の水切りの徹底を啓発します。
 - 多くの未利用食品がごみとして出されている実態を踏まえて、特に「もったいない」を強くアピールして、広報やイベントなどを通じて啓発します。
 - 食物資源循環モデル事業のほかに、自家処理の促進のための支援（食物資源処理機器の購入費補助の継続、段ボールコンポストを含めた様々な手法の支援）を行います。
- 食物資源循環モデル事業については、平成28年度(2016年度)までの間、毎年100世帯ずつ対象世帯を拡大しながら継続し、並行して、食物資源リサイクルのより良い手法について検討を進めます。
- その他の事業については、継続して実施するとともに、充実を図ります。

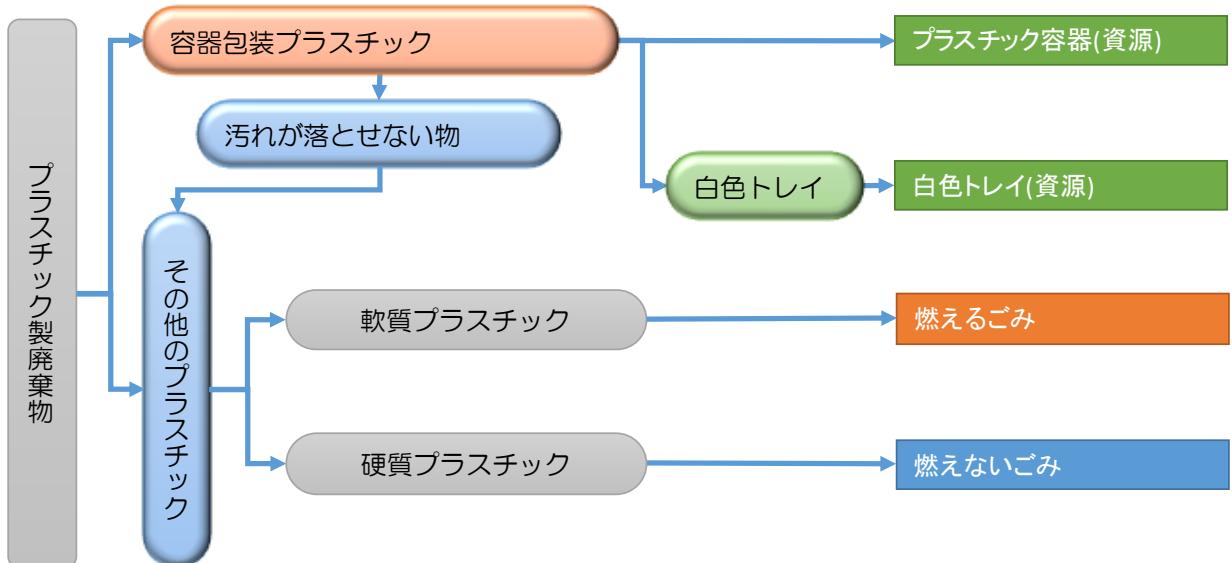


(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組みます。

- 現在、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市とともに検討を進めている3市共同資源化事業の実現（3市共同資源物処理施設の整備）その他により、全量容器包装プラスチックの資源化の実現に努めます。
 - 合わせて、発生抑制の方策として、市民に対しては、購入時に容器包装の少ない商品を選択すること等、スーパーなどの小売店に対しては、はかり売りの実施等を呼びかけ、消費の段階からの減量に取り組みます。
- 当初の予定より遅れが生じている3市共同資源物処理施設の稼働は、最短でも平成30年度（2018年度）頃と見込まれます。
- 現在、プラスチック容器の処理を行っているリサイクルセンターでは、現状を超えた資源化品目の処理ができません。このため、全量容器包装プラスチックの資源化は、3市共同資源物処理施設の稼働に合わせての実施を目指します。

全量容器包装プラスチックの資源化後のプラスチック製廃棄物の分別区分（イメージ）



(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めます。

整備に当たっては、日頃から多大なご理解とご協力をいただいている近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。

① 3市共同資源物処理施設の整備

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、3市共同資源物処理施設（ペットボトル・容器包装プラスチック）の整備を進めます。
 施設の稼働は、最短で平成30年度（2018年度）を見込みます。

② 他の資源化品目の処理施設の整備（更新）

- ペットボトルと容器包装プラスチック以外の資源化品目については、市として、現リサイクルセンターでの施設更新を目途として、処理施設の整備（更新）を進めます。
- 整備（更新）に当たっては、現在、リプレコだいらで実施している粗大ごみからの家具類の再生販売のほか、市民が自ら不用品を持ち込んで、その品物を必要とする方に譲渡できる場などの設置を検討します。
 リサイクルセンターの施設更新を考える場合、現在のペットボトル・プラスチック容器処理ラインを運転停止（撤去）できる時期が、3市共同資源物処理施設の稼働を待たなくてはなりません。このため、3市共同資源物処理施設の稼働までは検討期間とし、その稼働の後に、具体的な整備に取り掛かるものとします。

③ 焼却施設等の更新

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、適切に施設整備（更新）を進めます。
- 新たなごみ焼却施設は、資源化推進などによるごみの減量を踏まえた、将来ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とします。
- ごみ焼却施設の整備に当たっては、3市共同資源物処理施設の整備と、粗大ごみ処理施設の更新と合わせて検討します。
- 今後、施設の更新とともに、3市共同資源化事業のソフト面事業として、減量施策や3市の資源化基準の統一などを図ります。
 ごみ焼却施設は、平成33年度（2021年度）での更新を目指します。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、その結果として、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底などの取組を促し、また、公平性の確保などを図るものと位置付け、実施に向けた検討を進めます。実施に当たっては、市民に処理費用の負担を受け容れていただけるよう、十分な周知、問題意識の共有などを図ります。

また、排出者の明確化（排出者の特定が容易となること）によって家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保するための方策として、戸別収集への移行を合わせて検討します。

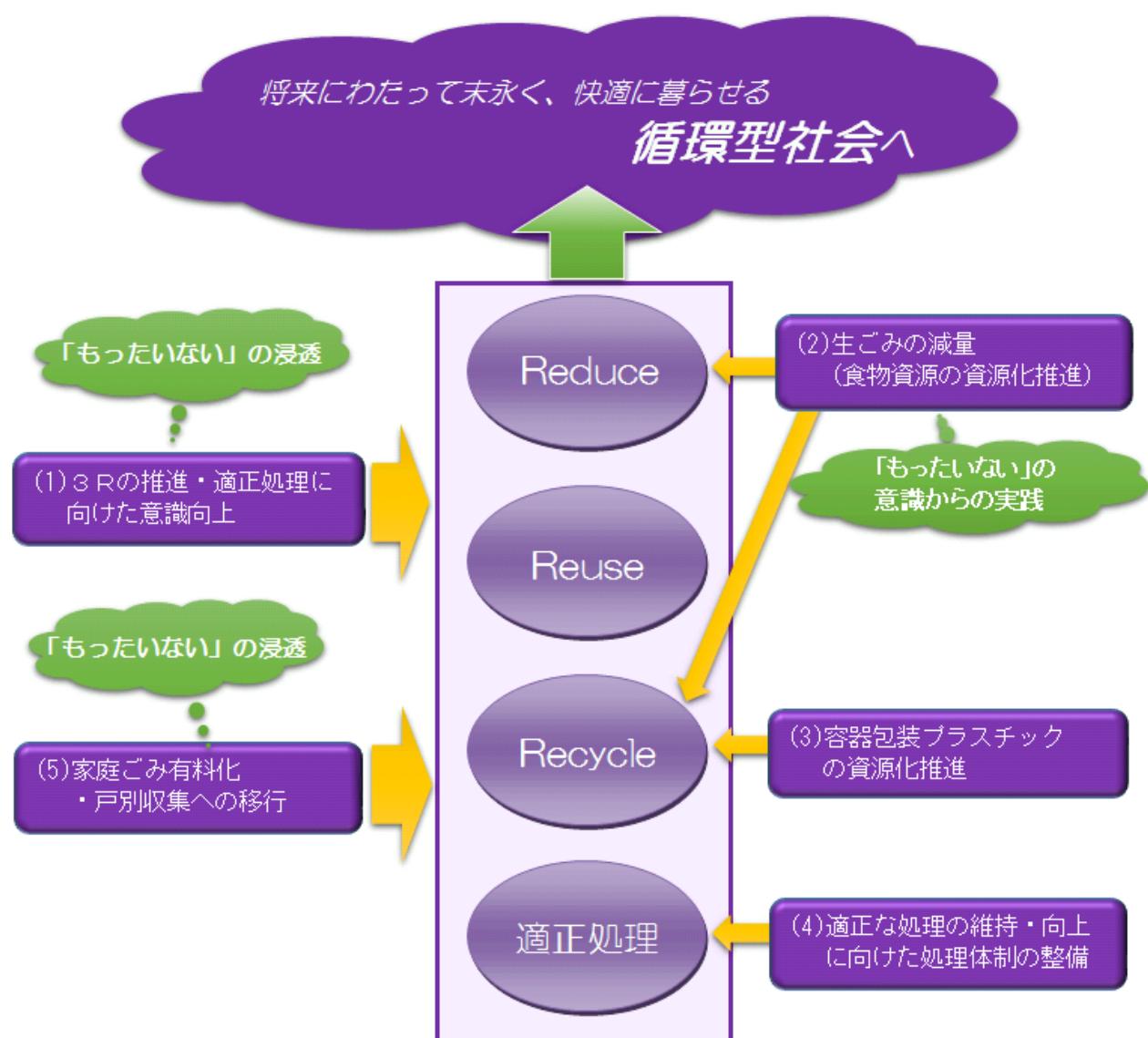
① 家庭ごみ有料化

- 家庭ごみの有料化については、ごみを出す市民が「資源物の分別徹底により、ごみ処理費用の負担を軽減できる」ための条件整備が必要であることから、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を前提として考えます。
 - 家庭ごみ有料化の実施に向けた検討に際しては、廃棄物減量等推進審議会の活用などの市民参加の手法を用いて、目的の達成に効果的であるばかりでなく、ルールのわかりやすさや守りやすさなどにも配慮した家庭ごみ有料化の制度を検討し、実施案を作成します。
 - 無料とすべきごみを、性質などに応じて適切に設定することのほか、資源物についても、発生抑制を図るため、ごみより低額な手数料を設定することなどを検討します。
 - 家庭ごみ有料化に向けた検討の進捗に応じて、検討内容や実施案などを適宜公表して、市民意見の聴取に努めます。
- ☑ 家庭ごみの有料化については、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに実施することを目指します。

② 戸別収集への移行

- 家庭ごみ有料化の際には、排出者責任が明確になるとともに、道路上の集積所の廃止による街の美観向上や、一人暮らし高齢者などの普段のごみ出しが困難な世帯へのサービス向上なども見込まれる戸別収集方式への移行を予定します。
 - 戸別収集にともなう環境負荷と経費の増を抑制するため、効率的な収集・運搬方法を検討するほか、各分別区分の収集頻度を見直します。
- ☑ 戸別収集は、家庭ごみ有料化と合わせて実施することを予定します。なお、実際に移行するに当たっては、収集の安定化のため、若干(半年以内)の先行実施期間を設けることを検討します。

重点施策により見込まれる主な効果



重点施策の実施スケジュール一覧



注)この図は、(4)①「3市共同資源物処理施設の整備」の「稼働」が、最短で平成30年度(2018年度)と見込まれることを前提として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

2. 個別施策

市は、重点施策のほか、次の施策を通じて、計画理念・目標の実現を目指します。

(1) 3R推進施策

① 3R推進のための市内小売店舗の取組の促進

3Rを推進するためには、物が廃棄物となる前の消費（購入）の段階からの事業者（小売店舗）の取組と、市民による活用が必要です。

- ばら売り、はかり売りなどによる未利用食品の発生抑制や、過剰な包装、容器等の削減、マイバッグ持参の推進（レジ袋対策）などを、販売の段階から推進するほか、店頭での資源物の自主回収などを促進するため、市内小売店舗の取組状況を把握するほか、これらに貢献する取組を行うことについての協定制度などの手法を検討します。
- 小売店舗の取組内容やその名称などは、市民に情報提供し、市民による購入段階からの3R推進のための取組に活用することを合わせて検討します。

② 不用品交換、リサイクルショップ、レンタルサービス等の情報提供

市で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」のほか、民間のリサイクルショップ、古書店、古着屋などを活用することで、リユースの促進が図られるとともに、レンタルサービスなどの活用によって発生抑制を図ることもできます。

- 現在、紙での掲示で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」について、WEBの活用など、市民にとってより利便性の高い手法を検討します。
- 民間のリサイクルショップ、レンタルサービス等について、市民への情報提供を図ります。

③ 集団回収の促進

集団回収は、これまで概ね順調に回収量を伸ばしてきています。地域の自治会などが、行政を経由することなく資源物の自主的な回収を行う集団回収は、地域コミュニティの醸成の場としての意味も含めて、引き続き行政回収に優先するものと位置づけます。

- 現在の補助制度を継続し、集団回収の促進を図ります。

④ 小型家電リサイクルの実施

平成25年（2013年）4月に小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、携帯電話、デジタルカメラをはじめとする使用済み小型家電から、金や銅などの有用金属や、レアメタルを回収し、再資源化することが可能となっています。

- 平成25年度（2013年度）のこだいら環境フェスティバルにおいて試行的に回収を実施した小型家電リサイクルについて、引き続きイベント回収、日時場所を定めての拠点回収を実施するほか、拠点回収ボックスの設置による常時回収や、粗大ごみとして収集した品物からの選別など、実施可能な施策に取り組みます。
- 今後的小平・村山・大和衛生組合の粗大ごみ処理施設の更新に当たっては、手選別工程の追加など、小型家電リサイクルを有効に活用できるよう、働きかけを行います。

⑤ 陶磁器リサイクルの実施

ごみ減量推進実行委員会による平成23年度（2011年度）の事業開始以来、イベント回収と日時場所を定めての拠点回収を実施し、順調に推移しています。

- 今後も現在の回収方式をベースとして継続実施しつつ、拠点回収については、より利便性の高い回収場所を検討し、拡充を図ります。

⑥ せん定枝リサイクルの実施

庭木などのせん定枝は、収集後にチップ化して、公共施設や農家での活用を進めてきました。現在、チップ化は通常どおり行っていますが、平成23年（2011年）の原子力発電所の事故を受け、国から落ち葉やせん定枝の使用の自粛の要請があり、チップ化したせん定枝の配布を中止しています。

- 引き続きせん定枝のチップ化を行い、流通自粛要請の解除を待って、公共施設や農家での活用を進めます。

⑦ スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターの資源化

スプレー缶・ガスカートリッジ缶については、「使い切って」「穴を開ける」ことなど、ライターについても「使い切る」ことなどを排出ルールとしてお願いしていますが、中身が入ったままのスプレー缶・ガスカートリッジ缶やライターが原因と見られる収集車火災が毎年複数発生しているほか、小平・村山・大和衛生組合においても破碎処理施設での爆発事故が発生しています。

また、スプレー缶・ガスカートリッジ缶に「穴を開ける」ことについては、都内では穴あけによる火災や受傷も発生しています。

- スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターについては、排出や収集の段階で安全で、収集後に適切に処理をし、容器を資源化する方策について検討します。

⑧ その他の品目の資源化

現在資源化できていない品目について、他の自治体すでに資源化している品目（廃食用油、羽毛布団、革製品など）があるほか、現時点では資源化を見込むことができない品目についても、今後の状況の変化に応じて資源化が可能となることも考えられます。

- 他の自治体の事例や社会的動向等に注視し、新たな資源化品目を研究します。

⑨ 資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために集積所に出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。

このことを受けて、市では条例を改正し、平成25年（2013年）4月1日から集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止し、同年7月1日からは、罰則規定も施行となりました。

しかし、その後も持ち去り行為は発生を続けています。

- 持ち去り行為に対する職員パトロールや、廃棄物減量等推進員と連携した資源物持ち去り行為監視月間の監視活動を引き続き実施するほか、関係する業界団体（東多摩再資源化事業協同組合ほか）との連携によるGPSによる追跡調査など、効果的な対策を実施します。

⑩ 事業系廃棄物対策

市で発生する廃棄物（一般廃棄物）の多くは家庭からの物ですが、事業所から排出される事業系一般廃棄物についても3R推進の取組が求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

⑪ 一事業者としての市の取組の推進

市は、一事業者として、市民や事業者に取組や連携を求めるに当たり、その模範とならなければなりません。

- 「小平市第二次環境基本計画」に掲げる、図書館資料のリサイクルや、市立小学校や市立保育園の生ごみ処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化の推進を、引き続き実施します。
- 平成22年（2010年）3月に策定した「第二次エコダイラ・オフィス計画」に基づき、外部施設を含めて市が行うすべての事務・事業において、廃棄物の減量等を進めます。

（2）適正処理の維持・向上施策

① 適正排出指導・不法投棄対策

分別や収集日などのごみの出し方のルールに反する不適正な排出や不法投棄は、廃棄物の適正な処理のほか、街の美観の維持においても重要な問題です。

- 廃棄物減量等推進員による排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

② 事業系廃棄物対策

事業系一般廃棄物についても、適正処理の確保のため、排出ルールの徹底などの対策が必要です。

- 収集運搬許可業者等を通じて処理される多量排出事業者については、小平・村山・大和衛生組合での搬入物調査において、分別等の実態を把握し、不適正な排出に対しては、収集運搬業者を通じて指導するほか、必要に応じて直接指導を行います。
- 市が、家庭廃棄物と合わせて収集している少量排出事業者については、有料ごみ処理袋等の利用を徹底するほか、不適正な排出に対しては家庭廃棄物と同様に排出指導を行います。

(3) 災害廃棄物対策

震災等の発生後は、大量のがれきが発生することが見込まれるほか、家庭や避難所等からは生ごみ等も発生することが見込まれます。応急対策や復旧・復興を円滑に実施するため、また、特に生ごみ等は、地域の衛生環境の維持のため、早急な処理が必要となります。

- 小平・村山・大和衛生組合や、「ごみ・し尿・がれきの処理に関する災害時応援協定」を締結している小平市清掃事業協同組合と連携して、廃棄物関連施設や運搬車などの現況を把握するほか、ごみやがれきの処理マニュアルをあらかじめ作成するなど、震災時のごみやがれきの処理体制を確保します。

3. 今後の廃棄物処理体制

今後の廃棄物の処理については、これまでに掲げた施策と合わせて、次の体制で行います。

(1) 収集運搬

市民生活や事業活動から生じる廃棄物を、生活環境に支障が生じないよう、適正かつ円滑に収集運搬する必要があることを踏まえ、以下のとおりの体制とします。

- 市で行う収集運搬については、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、業務の確実な履行を重視したうえで民間委託を行うことにより、これまでと同様に、適切かつ円滑に実施します。
- 市が収集しない多量排出事業者などの廃棄物については、市が許可する収集運搬許可業者等により収集運搬するものとし、市は、引き続き許可に関する業務を行います。

(2) 中間処理

市で行う廃棄物の中間処理については、施設整備（更新）を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、小平・村山・大和衛生組合において行うものとします。
- 資源物の中間処理は、3市共同資源物処理施設の整備等を進めながら、当面の間は、リサイクルセンター等において、現状の処理体制で行います。

(3) 最終処分

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却灰と破碎不燃については、今後も処分場の適正な管理・運営に市としても貢献しながら、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分をしていくものとします。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。

4. 市民参加と協働

施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供や参画、協働などを図ります。

(1) 市民参加

市の廃棄物に関する施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供を行うとともに、市民参加を図り、意見を把握して、適宜反映することが必要です。

- 市の施策の方向性や、重要事業の内容に関しては、幅広い分野からの市民・事業者により構成される廃棄物減量等推進審議会に審議などを求め、より良い施策のあり方などを検討します。
- 必要に応じて、パブリックコメント、説明会、市民懇談会、地区住民協議会などを実施します。

(2) 市民・事業者との協働

市民や事業者とのコミュニケーションを充実し、協働により施策を実施することで、市単独で実施するよりも柔軟かつ効果的な施策実施が期待できます。

① ごみ減量推進実行委員会

市民・事業者が集って活動している小平市ごみ減量推進実行委員会は、これまでに各種のイベントや講習会の実施、広報紙「ごみらいふ」の発行など、多様な活動を展開し、近年では委員会の発意により陶磁器製食器のリサイクルの取組をスタートさせています。

- 今後も、市として必要な支援を行うとともに、協働して3Rの推進等のための活動を進めていきます。

② 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、「クリーンメイトこだいら」を愛称に、地域の集積所の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。

- 地域に根ざした廃棄物減量等推進員の特性を生かしながら、活動の継続と充実を図ります。

③ 市民団体等

市が活動に関与する団体のほか、独自に活動を行っている市民団体等も、協働の相手方となります。

- ケースに応じて、協働による事業を検討します。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理状況

市内の公共下水道普及率は 100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については別途処理を行っています。

① 収集運搬

し尿については、市が民間委託により収集運搬（汲み取り）を行っており、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬するものとしています。

② 処理

小平市は、昭和40年度（1965年度）に、し尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合に加入しています。

その後、湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の敷設の進展とともに減少し、現在では最盛期の2割程度の稼働にまで減少しています。

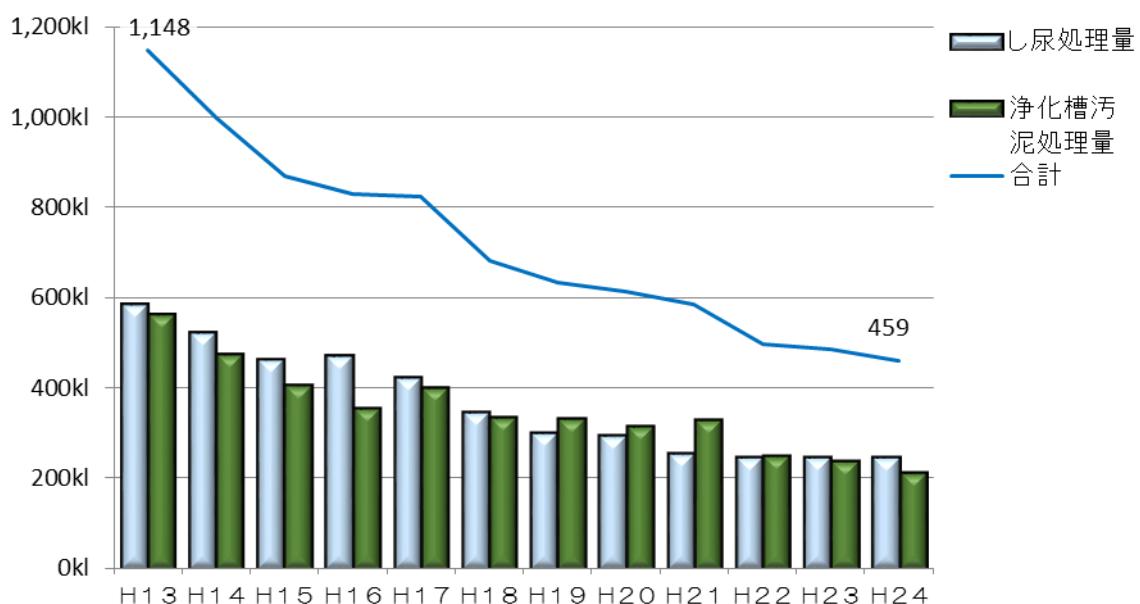
一方、施設の老朽化も進んできており、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20年度（2008年度）に、前処理希釀方式（最も簡易な処理方式で、し尿等のきょう雜物を破碎して除去した後、下水道放流基準値まで希釀して下水放流する方式）による、処理能力 6 kℓ/日の施設に改修しました。

名称	湖南衛生組合
所在地	武藏村山市大南5丁目1番地
敷地面積	73,412m ²

(2) し尿などの処理量

処理量はこれまで減少を続けており、平成13年度（2001年度）の1,148 kℓに対して、平成24年度（2012年度）では459 kℓでした。

今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるもの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられます。



2. 今後の取組

- 公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬と処理の体制を維持します。
- 処理については、現在、湖南衛生組合で進めている「総合整備事業」について、同組合を構成する1市として、事業の適切な実現を図ります。

湖南衛生組合総合整備事業

- 湖南衛生組合では、引き続き、し尿の共同処理を行うため、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を実施していきます。
- 新処理施設は、前処理希釀方式により整備し、新処理施設、設備等については、処理量に見合った小規模な設備を集約してコンパクトに配置することとしています。
- 不用となる区域は、地元市である武蔵村山市まちづくり方針との整合を図り、優良な戸建て住宅地として整備を行うとしています。
- 本整備事業で行う新処理施設等の建設、不用施設の解体・撤去及び土地の処分・活用に係る費用等については、多額の費用が必要であり、組織市が新たに分担金として費用を負担することは困難なため、民間活力を活用し、不用施設の解体・撤去、新処理施設の建設を、土地の処分代金で行う、「処分竣工型土地信託」という事業手法で行うこととしています。

第7章 計画の運営管理

市の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（P D C Aサイクル）を実施します。

（1）年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標と毎年度モニター指標を算出します。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討して、各年度の実施計画策定に当たり、施策に反映させます。
- 事業の実施状況や数値目標が本計画と大幅に異なった場合や、その他大きな状況の変化があった場合などは、計画の見直しを含めて検討します。
- 上記については、市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。

（2）計画の見直し（中間改訂・改定）時

- 平成29年度（2017年度）と平成34年度（2022年度）には、全体としての計画達成状況を点検・評価の上、計画の見直し（中間改訂・改定）を行います。
- 市民の意識・意向やごみの組成を調査して、計画見直し時モニター指標を算出します。
- 計画の見直しは、原則として、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえて行います。

	年度ごと	計画の見直し時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施	左のほか市民の意識・意向やごみの組成を調査して実施
点検・評価の主体	市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、結果について審議会の意見を求めます。	市の環境施策推進本部での内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求めます。
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位） 市民一人1日当たりごみ量 (処理ごみ量原単位) ●毎年度モニター指標 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記のほか計画見直し時モニター指標 資源物混入率 (組成分析調査による) 市民満足度 (市民アンケート調査による)
見直し・改善の方法	同年度以降の施策実施に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	市ホームページ等を通じて公表します。	市ホームページ等を通じて公表します。

資料編

資料 1 国や都の動向（関連計画等の概要）	49
資料 2 人口と事業所の動向	53
資料 3 廃棄物処理事業に関する温室効果ガス排出量の推計	58
資料 4 市民アンケート調査	63
資料 5 ごみ組成分析調査	109
資料 6 廃棄物のフローと将来推計	120
資料 7 計画策定の経過	133

資料1 国や都の動向（関連計画等の概要）

1. 環境基本計画（平成24年4月閣議決定）

（1）概要

「環境基本計画」とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。

国は、平成18年4月に策定した計画を見直し、平成24年4月に「第4次環境基本計画」を閣議決定しました。

（2）計画の内容

環境基本計画では、9つの優先的に取り組む重点分野を掲げており、一般廃棄物処理に関連した内容は次の通りです。

- 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。

- 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。

持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。

環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

- 物質循環の確保と循環型社会の構築

有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。

災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

2. 循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）

（1）概要

「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）とは、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画です。

「循環基本計画」は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされていることから、国は、平成 20 年 3 月に策定した計画を見直し、平成 25 年 5 月に「第 3 次循環基本計画」を閣議決定しました。

（2）計画の内容

一般廃棄物処理に関連した国の取り組むべき内容は次の通りです。

- 2R の取組がより進む社会経済システムの構築

リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指して、2R の制度的な位置づけの検討、2R の取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり、リサイクルを含めた 3R 行動効果の見える化などに取り組む。

- 使用済製品からの有用金属の回収

使用済製品に含まれる有用金属の更なる利用促進を図るため、小型家電リサイクル法が定着するような支援や普及啓発を行う。

- 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進

リサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルを推進する。

- 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）の処理体制や、水銀廃棄物の適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。

- 災害時の廃棄物処理システムの強化

あらかじめ災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことが重要であることから、震災廃棄物対策指針の見直し、地方公共団体間の連携、民間事業者等との連携、仮置場の確保を促進する。

- 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。

3. ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月改定）

（1）概要

環境省は、市区町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成 5 年に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。

この間に策定された環境基本計画や循環基本計画などを踏まえて、これらの計画に示された考え方を取り入れて、平成 20 年 6 月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しました。

（2）指針の内容

ごみ処理基本計画を策定する際には、一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツールを参考にすること、毎年、P D C A サイクルにより一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うことなどが定められました。

- ごみ処理の評価

環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うこと

循環基本計画の指標や目標値に考慮すること

地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画を考慮すること

- 標準的な評価項目について比較を行うこと

目標値との比較

国の目標を基準とした比較

全国平均や類似団体平均との比較

- 住民や事業者にわかりやすい方法により公表すること

- 市区町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示すること

（3）目標値の設定

目標値は次のことをふまえて実施することとしています。

- 人口、事業活動等の将来予測をふまえてごみ発生量の将来推計を行うこと
- 実施する政策をふまえた目標値を設定すること
- 目標達成後のごみの種類別の発生量は施策の効果等を検討したうえで予測すること
- 計画期間（5 年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい

4. 東京都廃棄物処理計画

(1) 概要

「東京都廃棄物処理計画」は、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画です。

現行計画の計画期間は平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間です。

(2) 計画目標

一般廃棄物の最終処分量を平成 19 年度の 62 万トンから平成 27 年度には 25 万トンへと 60 % 削減する。

(3) 主要施策

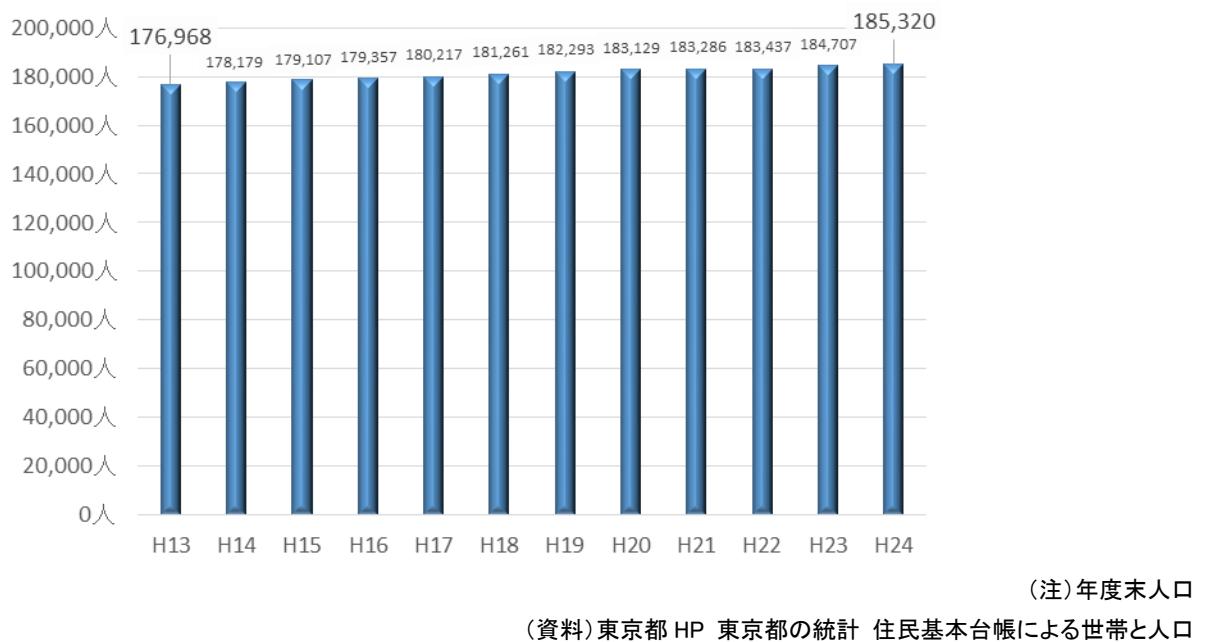
「東京都廃棄物処理計画」では、3 つの柱に整理して主要施策を掲げており、一般廃棄物処理に関連した内容は次の通りです。

3R施策の促進	
発生抑制・リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみを出さない社会の定着 ○ 家庭ごみの有料化
リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市鉱山の開発 ○ 静脈物流の効率化 ○ 熱回収の高効率化
3R効果の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化 ○ リサイクルに係る費用の透明化
3Rの取組を支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の普及啓発の促進 ○ 環境教育・普及啓発の推進
適正処理の促進	
有害廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水銀使用量の削減と適正処理
一般廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の推進
廃棄物処理施設の適切な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立処分場の環境負荷、維持管理費用の低減 ○ 区市町村のリサイクル施設等への指導、助言
静脈ビジネスの発展の促進	
優良な処理業者が優位に立てる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者の適正処理コストの負担 ○ 業界構造、実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成

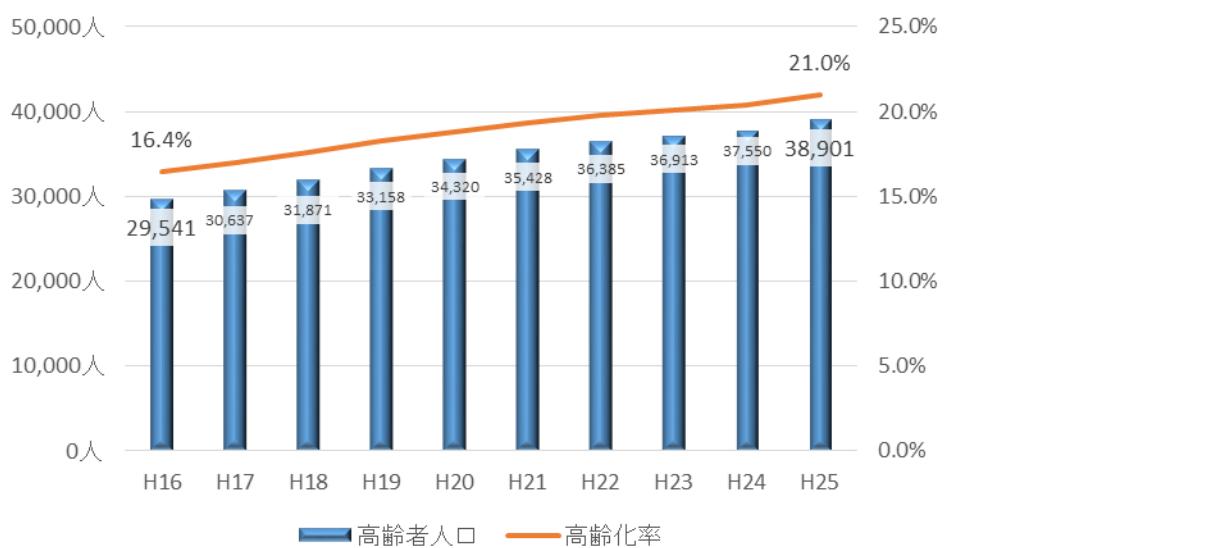
資料2 人口と事業所の動向

1. 人口動向

(1) 人口

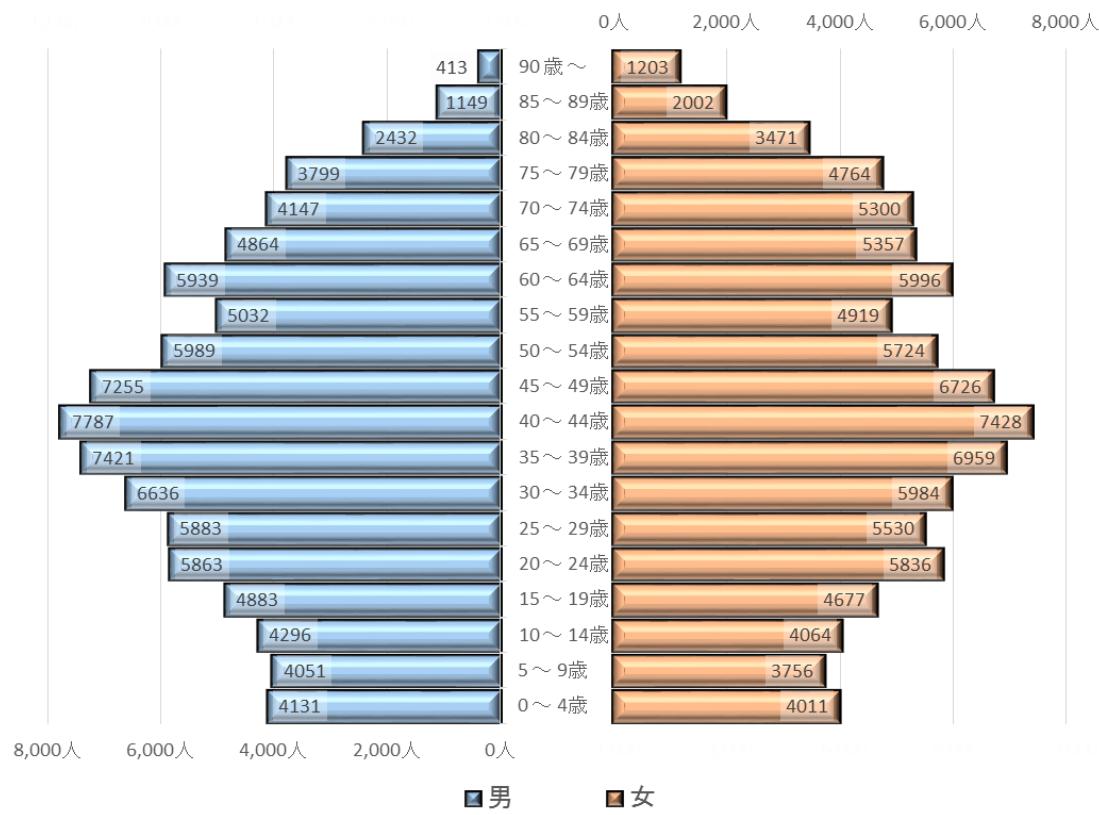


(2) 高齢者人口と高齢化率



(注)各年 1月 1日現在
(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.134

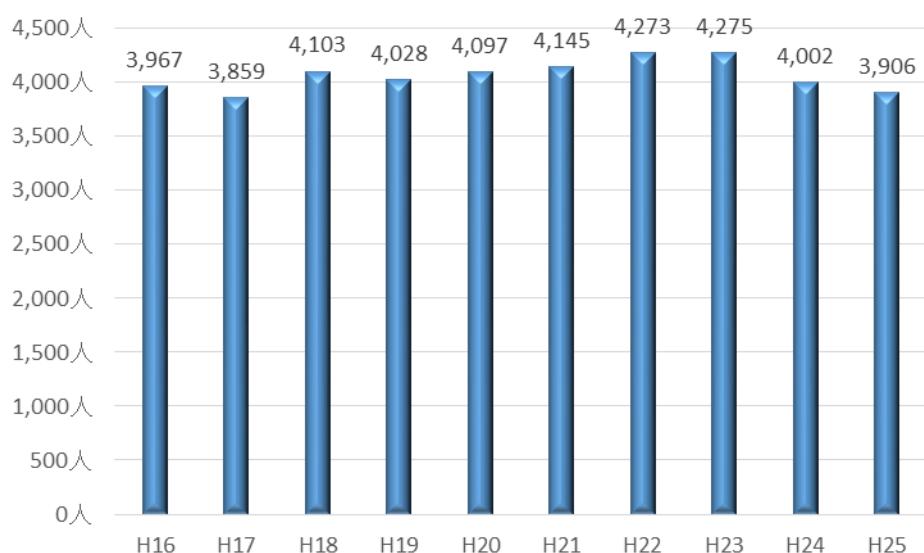
(3) 年齢（5歳階級）別人口



(注)平成 25 年 1 月 1 日現在

(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.18

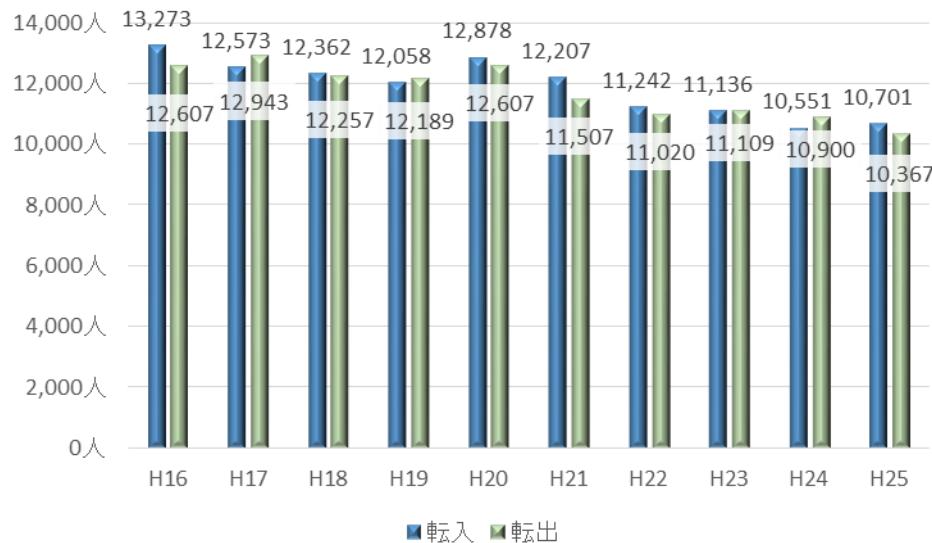
(4) 外国人口



(注)各年 1 月 1 日現在

(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.20

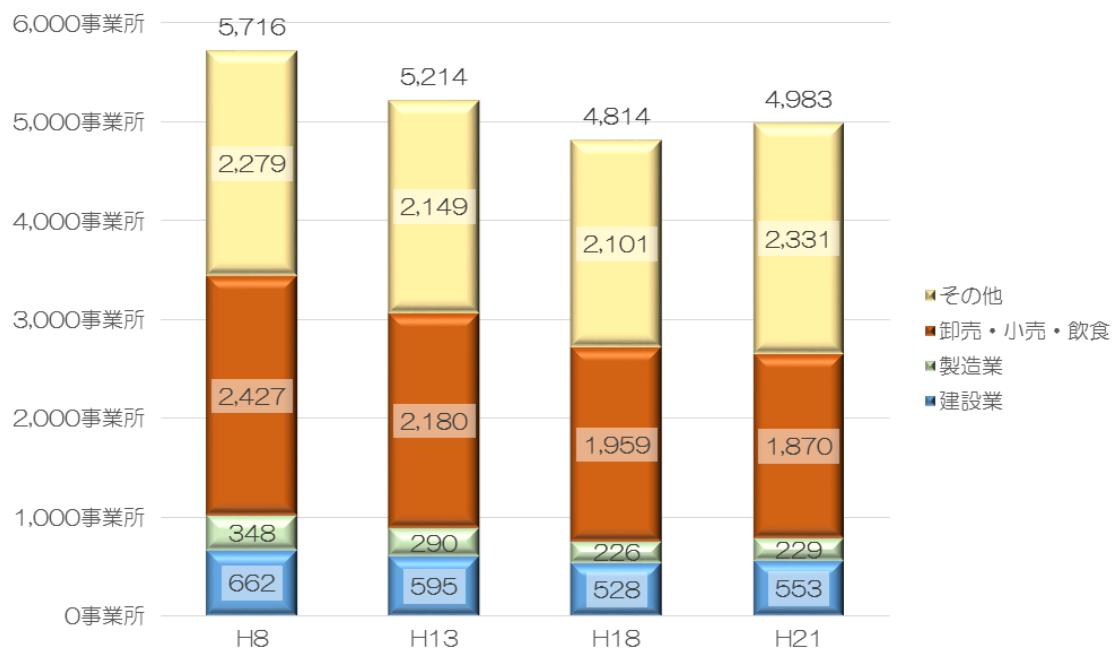
(5) 転入・転出者数



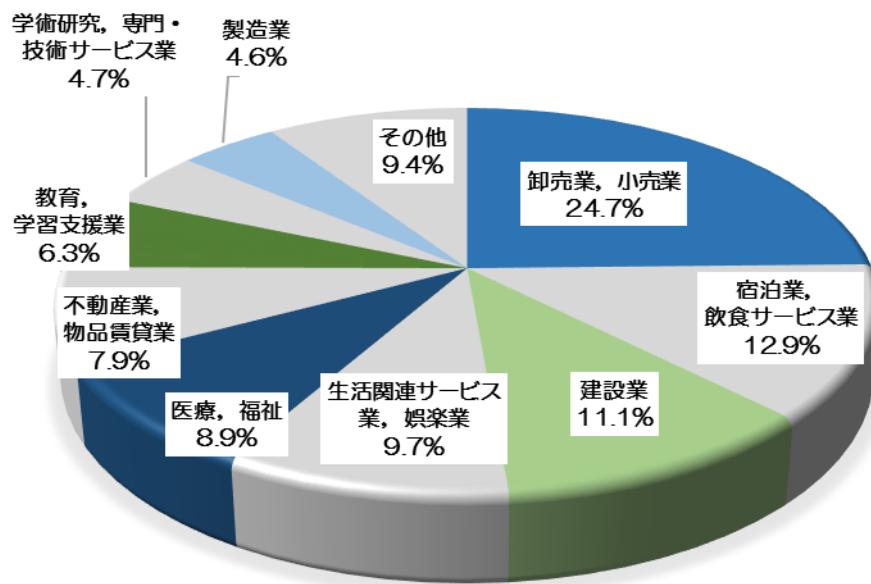
(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.18

2. 事業所の動向

(1) 業種別事業所数の推移と割合



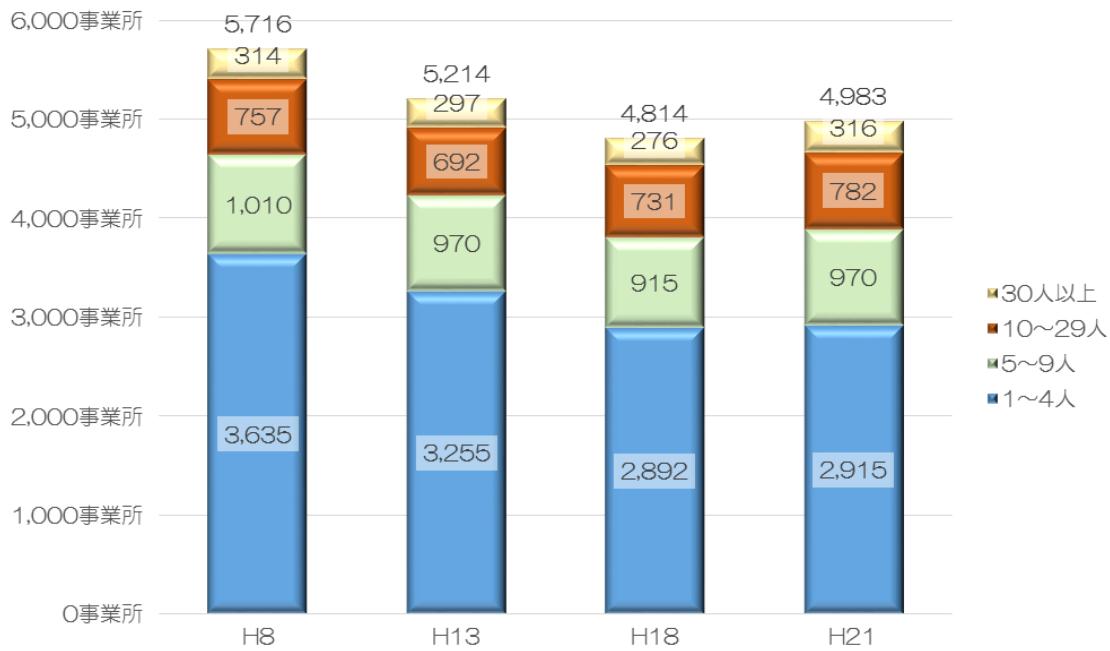
(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.33



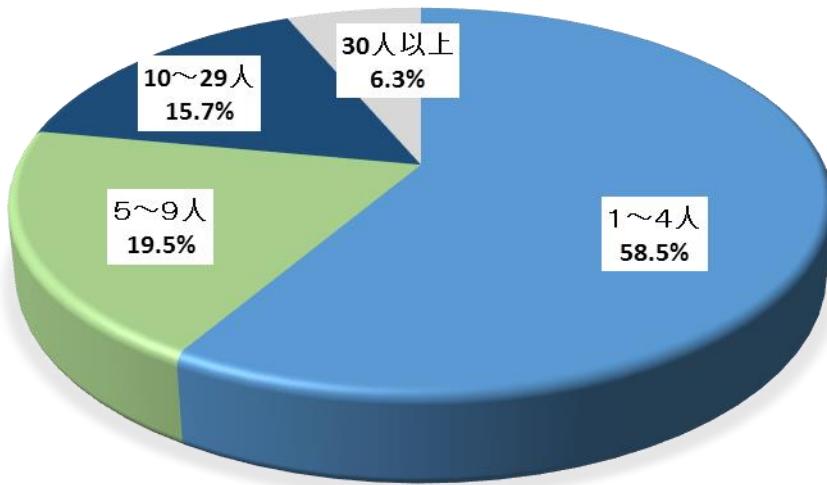
(注)平成 21 年 7 月 1 日現在

(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.33

(2) 従業者数別事業所数の推移と割合



(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.34



※1~4人の事業所には派遣・下請け従業者のみの事業所数を含みます。

(注)平成 21 年 7 月 1 日現在

(資料)小平市統計書(平成 24 年度版)p.33

資料3 廃棄物処理事業に関する 温室効果ガス排出量の推計

1. 背景と目的

「21世紀環境立国戦略」(平成19年)には、「持続可能な社会」を目指すために、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を統合的に進めていく必要があるとしており、この考え方は、「第4次環境基本計画」(平成24年)、「第3次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年)にも受け継がれています。

そのため、廃棄物処理事業については、ごみの減量という視点のみならず、温室効果ガスの排出を抑制するという観点からの取組が重要であり、小平市の廃棄物処理事業で発生する温室効果ガス排出量について評価します。

2. 評価対象

対象となる分別区分は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」とし、収集過程、中間処理過程、最終処分過程を対象とします。

3. 評価方法

原則として、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の「資料4 温室効果ガス排出量関連指標に係る数値の算出方法」に準じて推計します。

ただし、全体への寄与が小さいことがあらかじめ推測される項目については、煩雑さを避けるために評価対象から除外します。本推計の調査対象は次の通りです。

指針に示された項目		算入項目	不算入の根拠
1. 収集過程	(1)燃料使用量	○	
	(2)他人から供給された電気	—	使用していない
	(3)自動車の走行量	×	寄与が小さいため
	(4)HFC封入カーエアコンの使用台数	×	寄与が小さく算入が難しいため
	(5)カーエアコンのHFC廃棄量	×	寄与が小さく算入が難しいため
2. 中間処理過程	(1)燃料使用量	○	
	(2)他人から供給された電気	○	
	(3)一般廃棄物焼却量	○	
	(4)うち廃プラスチック焼却量	○	
3. 最終処分過程	(1)燃料使用量	×	寄与が小さく算入が難しいため
	(2)他人から供給された電気	○	
	(3)有機物の埋立量	—	直接埋立処分はない

4. 推計に使用するデータ

推計に使用するデータは次の通りです。

項目		量	単位	出典等
●燃料使用量 収集過程	収集燃料使用量 ガソリン	5,136	t/年	
	軽油	160,640	t/年	小平市委託業者実態調査(平成24年度実績)
	LPG	4,567	kg/年	
	CNG	187,127	kg/年	
	ガソリン 軽油	34.6	MJ/t	「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」資料12ページ (CNGは資料14ページのLNGのデータを使用)
	LPG	38.2	MJ/t	
	CNG	50.2	MJ/kg	
	ガソリン 軽油	54.5	MJ/kg	
	LPG	0.0000183	t-C/MJ	
	CNG	0.0000187	t-C/MJ	
●燃料使用量 発熱量あたり 排出係数	ガソリン 軽油	0.0000163	t-C/MJ	
	LPG	0.0000135	t-C/MJ	
	CNG	3.67	—	
	換算係数 C→CO ₂ (44/12)	7,277,000	kWh/年	小平・村山・大和衛生組合「環境報告書2012」9 ページ(平成23年度実績)
	電力使用量 都市ガス使用量	16,263	m ³ /年	
	燃却量 (小平市分)	39,345	t/年	
	燃却量 (東大和市分)	17,165	t/年	
	燃却量 (武蔵村山市分)	16,484	t/年	
	燃却量 (合計)	72,994	t/年	多摩地域ごみ実態調査(平成24年度)20ページ
	電力の二酸化炭素排出係数	0.0000463	t-CO ₂ /kWh	環境省HP 東京電力調整後排出係数を使用 http://www.env.go.jp/press/press_press.php?serial=15912
●燃料使用量 中間処理過程	都市ガスの二酸化炭素排出係数 排出係数 換算係数(44/12)	41.1	MJ/m ³	「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」資料14ページ
	燃却1tあたりメタンガス排出係数	0.00000138	t-C/MJ	
	燃却1tあたりメタンガス排出係数 メタンガスの二酸化炭素排出係数	3.67	—	「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」資料14ページ
	一酸化二窒素の二酸化炭素換算係数	0.00000096	t-CH ₄ /t-燃却量	
	一酸化二窒素の二酸化炭素換算係数 燃却1tの燃却による二酸化炭素排出係数	0.00000565	t-N ₂ O/t-燃却量	「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」資料14ページ
	燃却1tの燃却による二酸化炭素排出係数 燃却係数(44/12)	21	kg-CO ₂ /kg-CH ₄	
	燃えるごみに占めるプラスチックの組成割合	310	kg-CO ₂ /kg-N ₂ O	小平市ごみ組成分析調査(平成25年度)の燃えるごみと燃えないごみに含まれるプラスチックの加重平均
	プラスチック1tの燃却による二酸化炭素排出係数 燃却係数(44/12)	13.5%		「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」資料14ページ
	最終処分場における電力使用量	0.735	t-C/t-燃却量	東京たま流域資源循環組合環境報告書2012(平成23年度実績)
	組合搬入量 総搬入量	3.67	—	東京たま流域資源循環組合HP http://www.tama-ininkankumiai.com/works/carrying/details/belhxo_h24_02.pdf
●燃料使用量 最終処分過程	組合搬入量 小平市搬入量	1,550,000	kWh/年	環境省HP 東京電力調整後排出係数を使用 http://www.env.go.jp/press/press_press.php?serial=15912
	電力の二酸化炭素排出係数	0.0000463	t-CO ₂ /kWh	

5. 評価

(1) 収集過程(燃料使用量)

収集過程は収集車両の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を評価します。二酸化炭素排出量は 951t と推計されます。

項目		式	量	単位
活動量	使用燃料量	A	ガソリン	5,136 ℥/年
			軽油	160,640 ℥/年
			LPG	4,567 kg/年
			CNG	187,127 kg/年
排出係数	発熱量	B	ガソリン	34.6 MJ/ ℥
			軽油	38.2 MJ/ ℥
			LPG	50.2 MJ/kg
			CNG	54.5 MJ/kg
排出係数	発熱量あたり排出係数	C	ガソリン	0.0000183 t-C/MJ
			軽油	0.0000187 t-C/MJ
			LPG	0.0000163 t-C/MJ
			CNG	0.0000135 t-C/MJ
二酸化炭素排出量	換算係数	D	C→CO ₂ (44/12)	3.67 —
	各燃料の二酸化炭素排出係数	E=B*C*D	ガソリン	0.00232 t-CO ₂ / ℥
			軽油	0.00262 t-CO ₂ / ℥
			LPG	0.00300 t-CO ₂ / kg
			CNG	0.00270 t-CO ₂ / kg
二酸化炭素排出量	ガソリン	F=A*E		11.9
	軽油			420.8
	LPG			13.7
	CNG			504.8
	合計(注)			951

(注)合計は「ガソリン」「軽油」「LPG」「CNG」の合算値です。

(2) 中間処理過程

① 燃料使用量

中間処理過程のうち焼却施設および破碎選別施設で使用する燃料消費（都市ガス）に伴う二酸化炭素排出量は 18t と推計されます。

項目		式	量	単位
活動量	衛生組合年間都市ガス使用量	A	16,263 m ³ /年	
	小平市分の按分割合	衛生組合焼却量	72,994 t/年	
		小平市分焼却量	39,345 t/年	
		小平市分割合	53.9%	
排出係数	衛生組合における都市ガス使用量(小平市分)	C=A*B	8,766 m ³ /年	
	都市ガスの単位発熱量	D	41.1 MJ/m ³	
	都市ガスの排出係数	E	0.0000138 t-C/MJ	
	換算係数(C→CO ₂)	F	3.67 —	
	都市ガスの二酸化炭素排出係数	G=D*E*F	0.00208 t-CO ₂ / m ³	
二酸化炭素排出量		H=C*G	18	t-CO ₂ /年

(2) 他人から供給された電気

中間処理過程のうち焼却施設および破碎選別施設で使用する電力消費に伴う二酸化炭素排出量は1,816tと推計されます。

項目		式	量	単位
活動量	衛生組合年間電力使用量	A	7,277,000	kWh/年
	小平市分の按分割合	B1	72,994	t/年
	小平市分焼却量	B2	39,345	t/年
	小平市分割合	B=B2/B1	53.9%	
	衛生組合における電力使用量(小平市分)	C=A*B	3,922,426	kWh/年
	電力の二酸化炭素排出係数	D	0.000463	t-CO ₂ /kWh
二酸化炭素排出量		E=C*D	1,816	t-CO ₂ /年

(3) 中間処理過程(一般廃棄物焼却量)

一般廃棄物焼却量とは、焼却に伴って排出されるメタンガスと一酸化二窒素を評価します。二酸化炭素に換算した排出量は690tと推計されます。

項目		式	量	単位
換算係数	小平市分焼却量	A	39,345	t/年
	排出係数	B	0.00000096	t-CH ₄ /t-焼却量
	一酸化二窒素		0.0000565	t-N ₂ O/t-焼却量
	二酸化炭素換算係数	C	21	t-CO ₂ /t-CH ₄
	一酸化二窒素		310	t-CO ₂ /t-N ₂ O
	二酸化炭素換算値	D=B*C	0.0000202	t-CO ₂ /t-焼却量
二酸化炭素排出量			0.0175	
メタンガス		0.793		
一酸化二窒素	E=A*D	689	t-CO ₂ /年	
合計		690		

(注)合計は「メタンガス」「一酸化二窒素」の合算値です。

(4) 中間処理過程(うち廃プラスチック焼却量)

廃プラスチック焼却量とは、プラスチックやゴム・皮革類など化石燃料由来の物質から発生する二酸化炭素排出量です。焼却ごみに占めるプラ類の割合は、小平市組成分析調査の燃えるごみと燃えないごみに含まれるプラスチック類(プラスチック、ゴム・皮革類)の割合の加重平均で13.5%としました。二酸化炭素排出量は14,315tと推計されます。

項目		式	量	単位
活動量	焼却量	A	39,345	t/年
	焼却ごみに占めるプラ類の組成割合	B	13.5%	
	焼却ごみの中のプラ類の量	C=A*B	5,312	t/年
排出係数	プラ類1tの焼却による二酸化炭素排出係数	D	0.735	t-C/t-焼却量
	換算係数	E	3.67	-
	プラ類1tの焼却による二酸化炭素排出係数	F=D*E	2.695	t-CO ₂ /t-焼却量
二酸化炭素排出量		G=C*F	14,315	t-CO ₂ /年

(5) 最終処分過程

最終処分過程は、排水処理のための電力使用量を評価します。最終処分過程から発生する二酸化炭素排出量は 44t です。

項目		数式	量	単位
活動量	最終処分場における電力使用量	A	1,550,000	kWh/年
	小平市分 東京たま広域資源循環組合総搬入量	B1	79,511	t/年
	の按分割 東京たま広域資源循環組合小平市搬入量	B2	4,885	t/年
	合 小平市分割合	B=B2/B1	6.1%	
最終処分場における電力使用量(小平市分)		C=A*B	95,229	kWh/年
排出係数		D	0.000463	t-CO ₂ /kWh
二酸化炭素排出量		E=C*D	44	t-CO ₂ /年

(6) 合計

小平市の廃棄物処理事業から発生する温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で 17,834t と推計されます。今後、毎年度、同様の計算をして評価していきます。

温室効果ガス排出量の多い項目は、廃プラスチック焼却などの中間処理過程です。廃棄物処理事業の温室効果ガスを削減するためには、廃プラスチックの更なる資源化などによるごみ減量が有効です。

項目		温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂ /年)
1. 収集過程(燃料使用量)		951
2. 中間処理過程	(1) 燃料使用量	18
	(2) 他人から供給された電気	1,816
	(3) 一般廃棄物焼却量	690
	(4) うち廃プラスチック焼却量	14,315
3. 最終処分過程(電気使用量)		44
合計		17,834

資料4 市民アンケート調査

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査の目的は、小平市民のごみ・資源の処理方法、ごみ減量についての日頃の取り組み、ごみ減量・処理事業に対する考え方などを把握することにより、一般廃棄物処理基本計画策定のための基礎資料を得ることである。

2. 調査対象

小平市内の2,000世帯を対象とした。抽出方法は、住民基本台帳に基づき、平成25年5月7日現在で満20歳以上の人から無作為抽出した。また、年齢が若いほど回答率が低くなる傾向があることから、これを補足するため同じ内容のWEBアンケートにより20代・30代のデータを収集した。

3. 調査方法

調査票の送付および回収は郵送で行った。WEBアンケートはWEBアンケート調査会社のモニター世帯を対象とした。

4. 調査期間

平成25年5月17日に調査票を発送した。回収期限は6月3日としたが、6月17日到着分までを集計対象とした。

5. 回収状況

発送した2,000票のうち、864票を回収した。宛先不明や転出等で返送された22票を除く1,978票に対し、有効回収率は43.7%である。WEBアンケートについては206票の回答を得たため、集計対象票数は1,070票である。

6. 留意事項

調査結果の数表は、上段が回答数、下段が構成比を示す。また、構成比(%)の合算値は、四捨五入の関係上100%にならないものがある。

第2章 調査結果

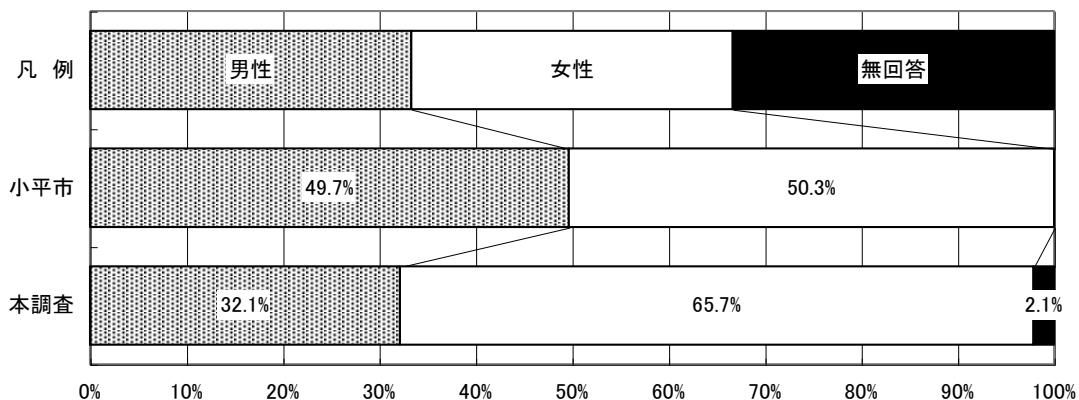
1. 回答者の属性

(1) 性別

回答者の性別は、『女性』(65.7%)『男性』(32.1%)である。

小平市の平均と比較すると『女性』が多く、『男性』が少ない。これは「アンケートの記入のお願い」として「ご本人ではわからないことは、ご家族の中でおわかりになる方がお答えください」とあったため、ごみの分別・排出にかかわることの多い主婦の回答が多くなったものと考えられる。

図 2-1-1 性別

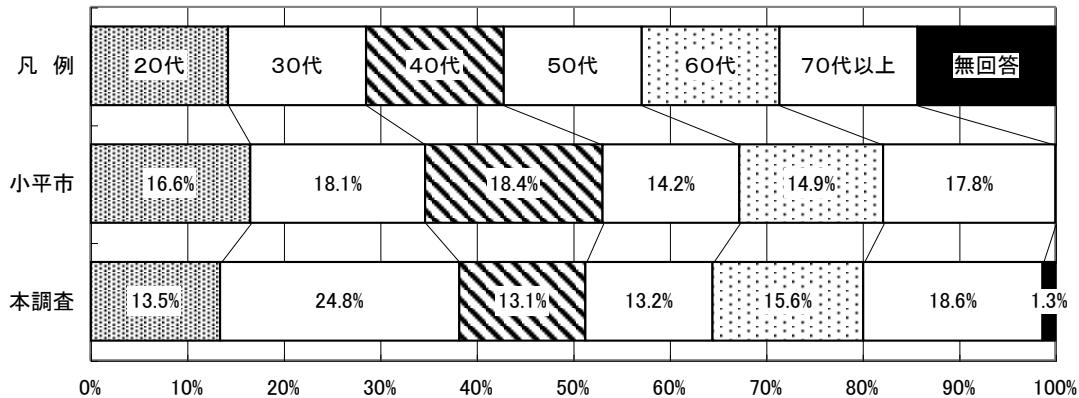


(2) 年齢

回答者を年齢別にみると、『30代』(24.8%)、『70代以上』(18.6%)、『60代』(15.6%)、『20代』(13.5%)、『50代』(13.2%)、『40代』(13.1%)の順である。

小平市の平均と比較すると『30代』が多く、『40代』が少ない傾向が見られるが、小平市の年齢構成をほぼ反映しているといえる。

図 2-1-2 年齢



(3) 職業

回答者の職業は、『専業主婦・主夫』(32.3%)、『給与所得者(会社員、公務員)』(29.0%)、『パート・アルバイト(学生除く)』(15.0%)、『自営業』(6.8%)、『学生』(4.4%)の順である。『その他』は無職や年金生活者という回答が多い。

『専業主婦・主夫』が多い原因是、「アンケートの記入のお願い」として「ご本人ではわからないことは、ご家族の中でおわかりになる方がお答えください」とあったため、ごみの分別・排出にかかわることの多い専業主婦・主夫の回答が多くなったものと考えられる。

【主なその他の回答】

- 年金生活・・・28 票
- 無職・・・27 票
- 自由業・・・3 票

(4) 家族人数

家族人数は、『2人』(31.2%)、『3人』(24.1%)、『4人』(20.9%)、『1人』(13.9%)、『5人以上』(8.4%)の順である。

小平市の平均と比較すると『2人』が多く、『4人』、『1人』が少ない傾向が見られる。

図 2-1-3 職業

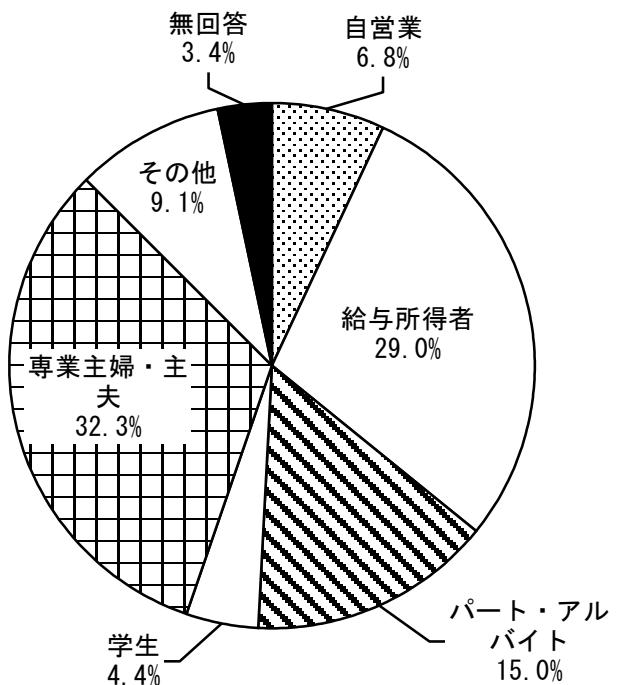
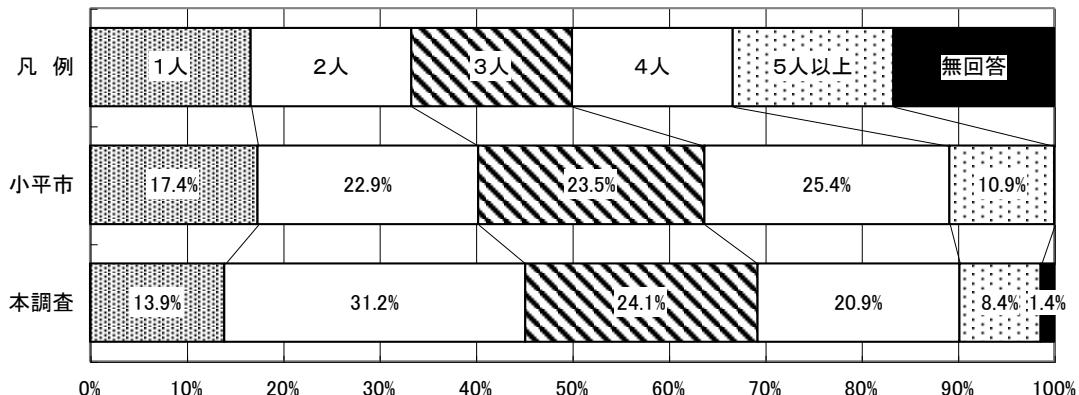


図 2-1-4 家族人数

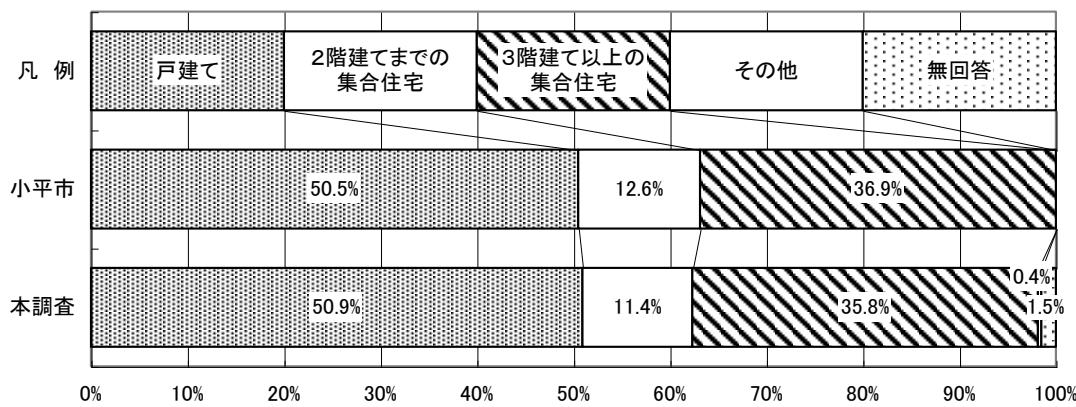


(5) 住居形態

住居形態は、『戸建て』(50.9%)、『3階建て以上の集合住宅』(35.8%)、『2階建てまでの集合住宅(アパート・長屋建てを含む)』(11.4%)の順である。

小平市の平均と比較するとほぼ一致しており、小平市の住居形態をほぼ反映しているといえる。

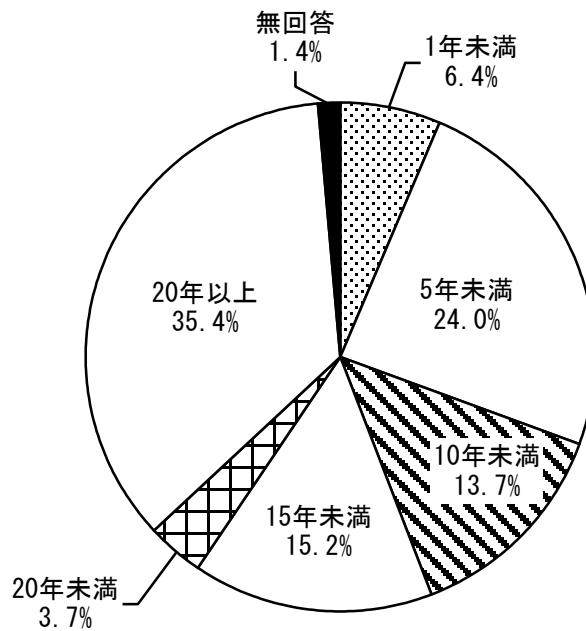
図 2-1-5 住居形態



(6) 居住年数

居住年数は、『20年以上』(35.4%)、『5年未満』(24.0%)、『15年未満』(15.2%)、『10年未満』(13.7%)、『1年未満』(6.4%)、『20年未満』(3.7%)の順である。

図 2-1-6 居住年数



2. 満足度

(1) ごみの収集の満足度

ごみの収集の満足度は、『満足している』(48.4%)、『どちらかといえば満足している』(40.8%)、『どちらかといえば不満がある』(5.3%)、『不満がある』(2.9%)、『わからない』(1.9%) の順である。

(2) ごみの減量や処理の情報公開・提供の満足度

ごみの減量や処理の情報公開・提供の満足度は、『どちらかといえば満足している』(40.8%)、『わからない』(22.0%)、『満足している』(20.4%)、『どちらかといえば不満がある』(11.9%)、『不満がある』(3.3%) の順である。

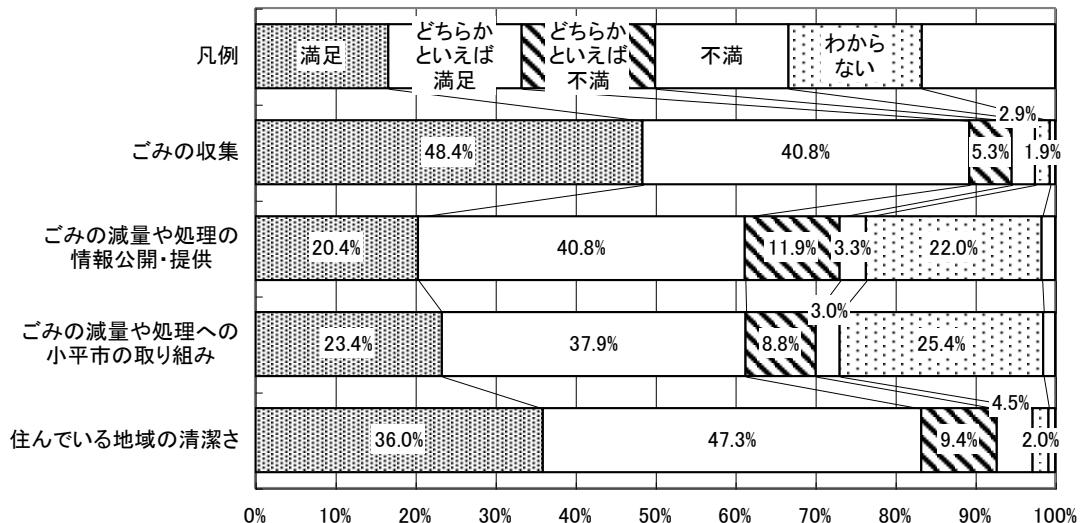
(3) ごみの減量や処理の小平市の取り組みの満足度

ごみの減量や処理の小平市の取り組みの満足度は、『どちらかといえば満足している』(37.9%)、『わからない』(25.4%)、『満足している』(23.4%)、『どちらかといえば不満がある』(8.8%)、『不満がある』(3.0%) の順である。

(4) 住んでいる地域の清潔さの満足度

住んでいる地域の清潔さの満足度は、『どちらかといえば満足している』(47.3%)、『満足している』(36.0%)、『どちらかといえば不満がある』(9.4%)、『不満がある』(4.5%)、『わからない』(2.0%) の順である。

図 2-2-1 満足度



『ごみの収集の満足度』『住んでいる地域の清潔さの満足度』の2項目は満足している人が多く、『ごみの減量や処理の情報公開・提供の満足度』『ごみの減量や処理の小平市の取り組みの満足度』は他の2項目と比べて『不満』『どちらかといえば不満』『わからない』が比較的多い。

各項目について、評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。『ごみの収集の満足度』(4.30点)、『住んでいる地域の清潔さの満足度』(4.04点)、『ごみの減量や処理の小平市の取り組みの満足度』(3.96点)、『ごみの減量や処理の情報公開・提供の満足度』(3.83点)の順である。

表 2-2-1 満足度の評価

項目	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	わからない	無回答	評価点
ごみの収集	518	437	57	31	20	7	4.30
ごみの減量や処理の情報公開・提供	218	437	127	35	235	18	3.83
ごみの減量や処理への小平市の取り組み	250	406	94	32	272	16	3.96
住んでいる地域の清潔さ	385	506	101	48	21	9	4.04

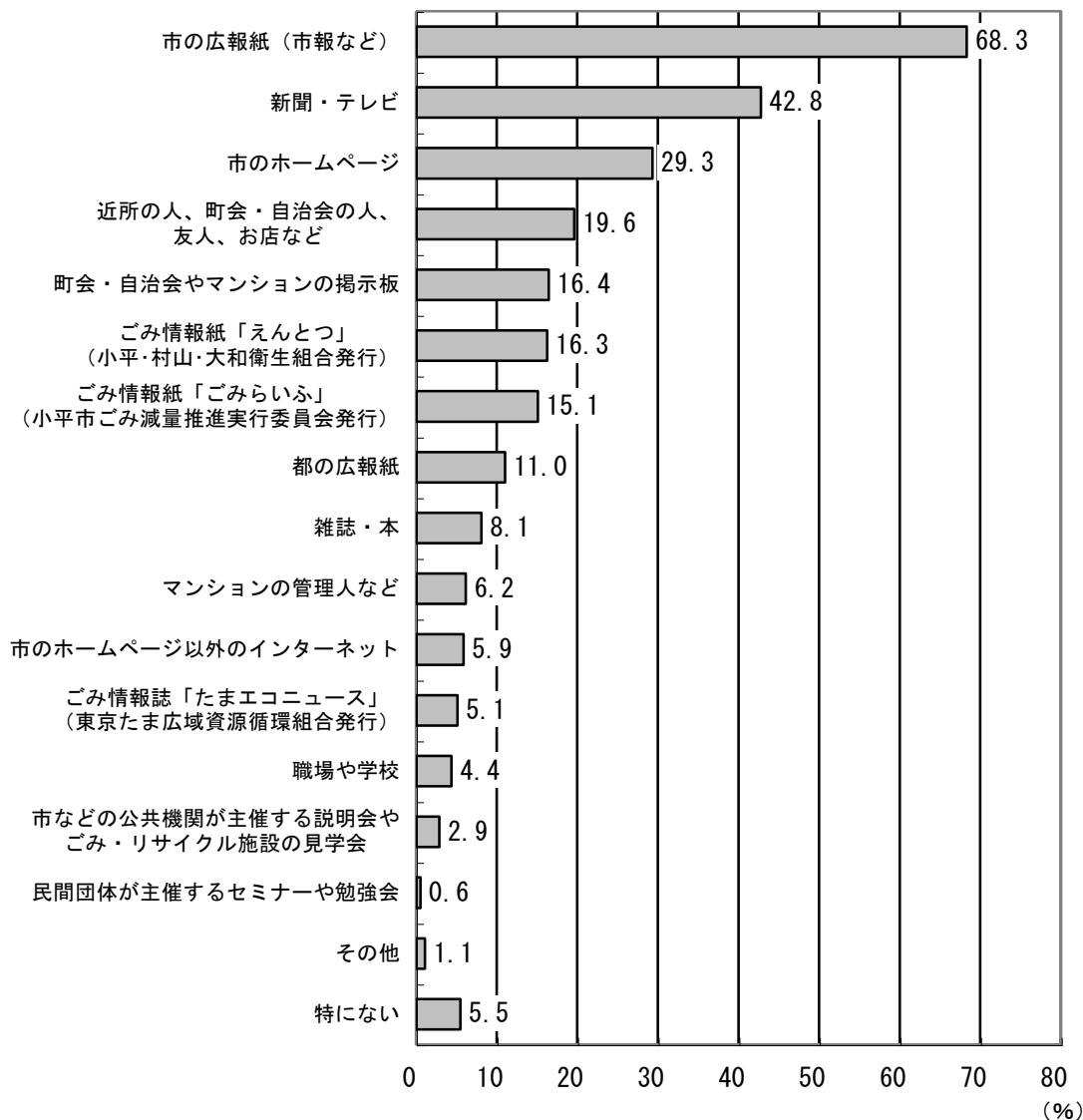
3. 情報・知識を得る方法

ごみの減量や処理についての情報・知識を得る方法は、『市の広報紙』(68.3%)が最も多く、次いで『新聞・テレビ』(42.8%)、『市のホームページ』(29.3%)、『近所の人、町会・自治会の人、友人、お店など』(19.6%)、『町会・自治会やマンションの掲示板』(16.4%)、『ごみ情報紙「えんとつ」(小平・村山・大和衛生組合発行)』(16.3%)、『ごみ情報紙「ごみらいふ」(小平市ごみ減量推進実行委員会発行)』(15.1%)、『都の広報紙』(11.0%)などの順である。

【主なその他の回答】

- 市から配布された冊子・・・8票

図 2-3-1 ごみの減量や処理についての情報・知識を得る方法



4. ごみ・資源の処分方法

(1) ペットボトル

ペットボトルは、『市の資源収集』(59.9%)、『市のごみ収集』(16.4%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(9.3%)、『スーパー店頭の回収ボックス』(8.5%) の順である。

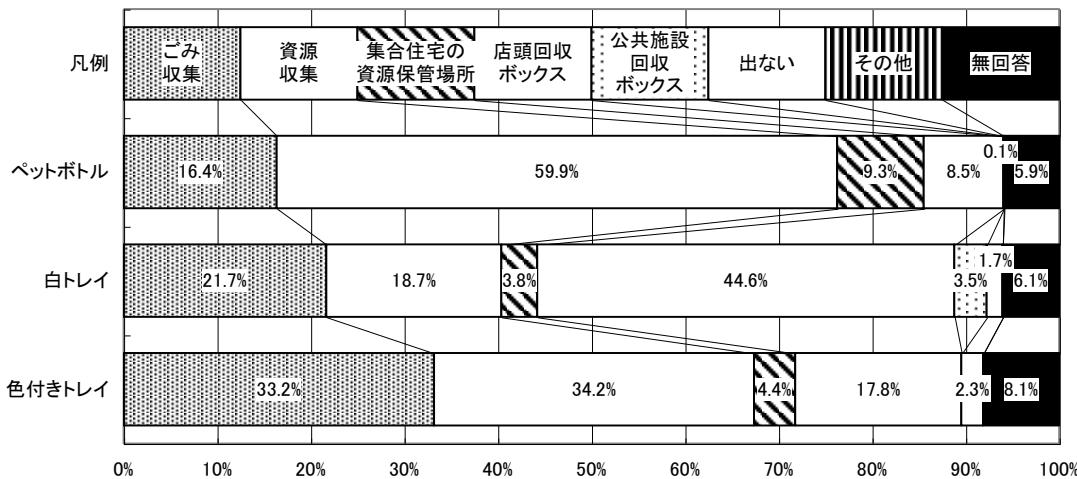
(2) 白色トレイ

白色トレイは、『スーパー店頭の回収ボックス』(44.6%)、『市のごみ収集』(21.7%)、『市の資源収集』(18.7%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(3.8%)、『公共施設の回収ボックス』(3.5%) の順である。

(3) 色付きトレイ

色付きトレイは、『市の資源収集』(34.2%)、『市のごみ収集』(33.2%)、『スーパー店頭の回収ボックス』(17.8%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(4.4%) の順である。

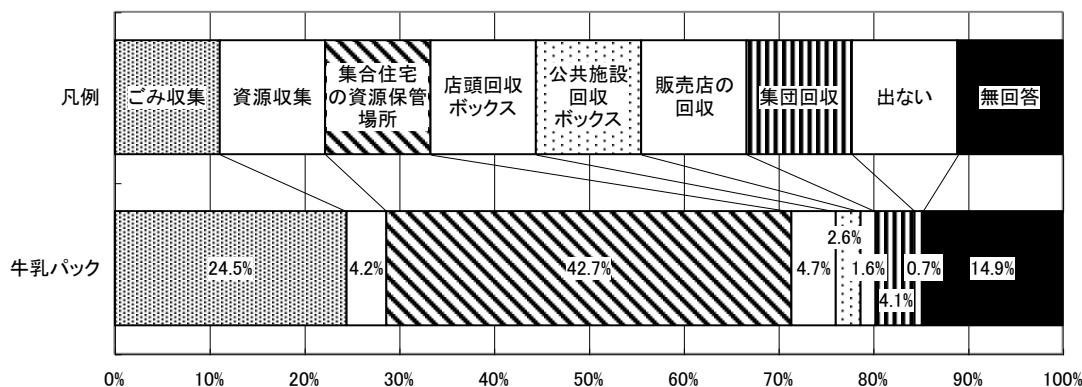
図 2-4-1 ペットボトル・白色トレイ・色付きトレイの処分方法



(4) 牛乳パック

牛乳パックは、『スーパー店頭の回収ボックス』(42.7%)、『市のごみ収集』(24.5%)、『公共施設の回収ボックス』(4.7%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(4.2%)、『集団回収』(4.1%)、『公共施設の回収ボックス』(2.6%)、『販売店の回収』(1.6%) の順である。

図 2-4-2 牛乳パックの処分方法



(5) 新聞・折込広告

新聞・折込広告は、『販売店の回収(新聞のちり紙交換を含む)』(39.5%)、『市の資源収集』(23.9%)、『市のごみ収集』(7.8%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(7.0%)、『集団回収』(5.2%) の順である。

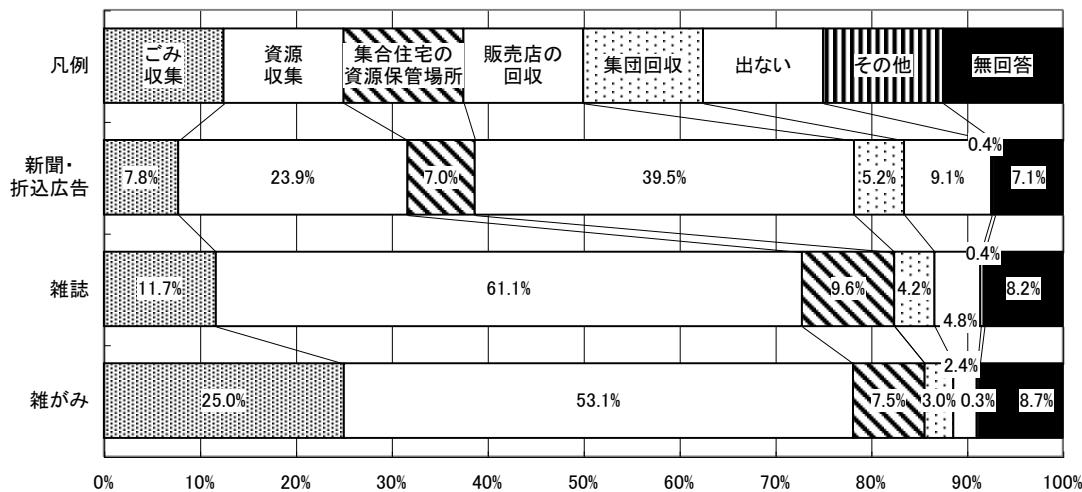
(6) 雑誌

雑誌は、『市の資源収集』(61.1%)、『市のごみ収集』(11.7%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(9.6%)、『集団回収』(4.2%) の順である。

(7) 雑がみ

雑がみは、『市の資源収集』(53.1%)、『市のごみ収集』(25.0%)、『集合住宅の保管場所に資源として分別』(7.5%)、『集団回収』(3.0%) の順である。

図 2-4-3 新聞・折込広告、雑誌、雑がみの処分方法



(8) ビールびん

ビールびんは、『市の資源収集』(38.7%)、『市のごみ収集』(9.3%)、『集団住宅の保管場所に資源として分別して出している』(5.7%)、『販売店の回収』(2.7%)、『集団回収』(0.4%) の順である。なお、『出ない』が32.8%と他の品目に比べて多い。

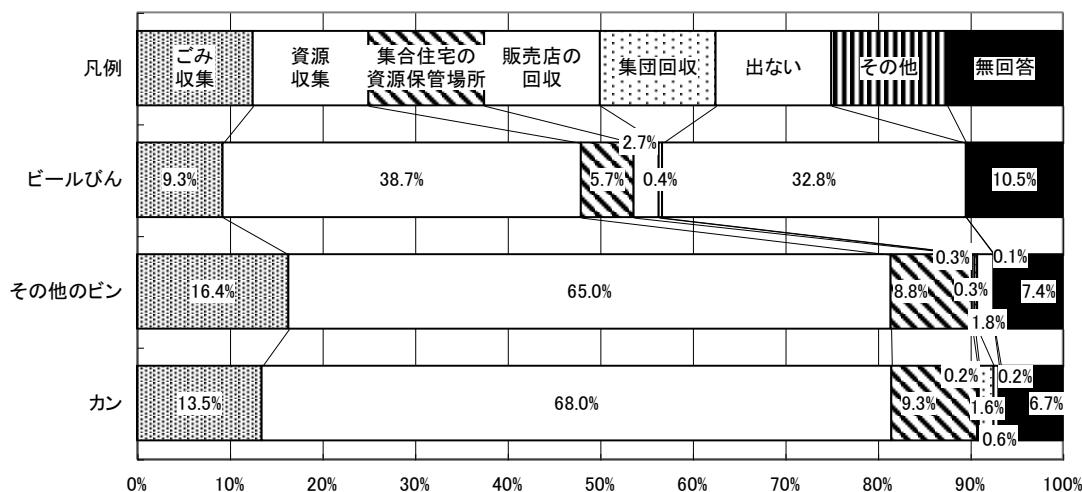
(9) その他のビン

その他のビンは、『市の資源収集』(65.0%)、『市のごみ収集』(16.4%)、『集団住宅の保管場所に資源として分別して出している』(8.8%)、『販売店の回収』(0.3%)、『集団回収』(0.3%) の順である。

(10) カン

カンは、『市の資源収集』(68.0%)、『市のごみ収集』(13.5%)、『集団住宅の保管場所に資源として分別して出している』(9.3%)、『集団回収』(1.6%)、『販売店の回収』(0.2%) の順である。

図 2-4-4 ビールびん、その他のビン、カンの処分方法



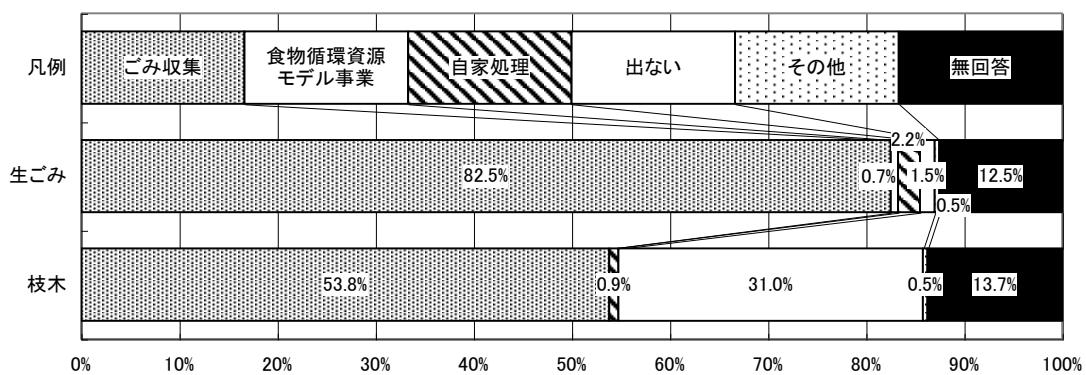
(11) 生ごみ

生ごみは、『市のごみ収集』(82.5%)、『堆肥化・庭に埋めるなど自家処理』(2.2%)、『食物循環資源モデル事業』(0.7%)の順である。

(12) 自宅で切った枝木

自宅で切った枝木は、『市のごみ収集』(53.8%)、『堆肥化・庭に埋めるなど自家処理』(0.9%)の順である。なお、『出ない』が31.0%と他の品目に比べて多い。

図 2-4-5 生ごみ、自宅で切った枝木の処分方法



ペットボトル、白色トレイ、色付きトレイ（プラスチック容器）、新聞・折込広告、雑誌、雑がみ、ビールびん、その他のビン、カンの9品目は、『市の資源収集』に出すことができる。

これら9品目を属性別に見ると、年齢別では「20代」、職業別では「学生」、家族人數別では「1人」、住居形態別では「2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）」で『市のごみ収集（燃えるごみ・燃えないごみ）』に出している割合が最も高くなっている。

表 2-4-1 属性別のペットボトルの処分方法

(上段は回答数：下段は割合)

		合計	3-1 出し方(ペットボトル)						
			市のごみ 収集 (燃える ごみ・燃 えないと して分 別して出 している)	市の資源 収集	集合住宅 の保管場 所に資源 として分 別して出 している	スーパー 店頭の回 収ボック ス	出ない	その他	無回答
	全体	1,070 100.0	175 16.4	641 59.9	99 9.3	91 8.5	0 0.0	1 0.1	63 5.9
F-2 年齢	20代	144 100.0	37 25.7	81 56.3	15 10.4	7 4.9	0 0.0	1 0.7	3 2.1
	30代	265 100.0	43 16.2	161 60.8	28 10.6	29 10.9	0 0.0	0 0.0	4 1.5
	40代	140 100.0	19 13.6	89 63.6	11 7.9	17 12.1	0 0.0	0 0.0	4 2.9
	50代	141 100.0	16 11.3	100 70.9	10 7.1	13 9.2	0 0.0	0 0.0	2 1.4
	60代	167 100.0	23 13.8	104 62.3	17 10.2	11 6.6	0 0.0	0 0.0	12 7.2
	70代以上	199 100.0	32 16.1	101 50.8	18 9.0	13 6.5	0 0.0	0 0.0	35 17.6
F-3 職業	自営業	73 100.0	6 8.2	50 68.5	4 5.5	6 8.2	0 0.0	0 0.0	7 9.6
	給与所得者（会社員、公務員）	310 100.0	56 18.1	185 59.7	31 10.0	30 9.7	0 0.0	0 0.0	8 2.6
	パート・アルバイト（学生除く）	161 100.0	23 14.3	116 72.0	13 8.1	8 5.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6
	学生	47 100.0	13 27.7	25 53.2	4 8.5	3 6.4	0 0.0	1 2.1	1 2.1
	専業主婦・主夫	346 100.0	48 13.9	206 59.5	33 9.5	30 8.7	0 0.0	0 0.0	29 8.4
	その他	97 100.0	21 21.6	44 45.4	13 13.4	10 10.3	0 0.0	0 0.0	9 9.3
F-4 家族人數	1人(1人暮らし)	149 100.0	40 26.8	81 54.4	9 6.0	5 3.4	0 0.0	0 0.0	14 9.4
	2人	334 100.0	55 16.5	185 55.4	39 11.7	27 8.1	0 0.0	0 0.0	28 8.4
	3人	258 100.0	35 13.6	157 60.9	27 10.5	30 11.6	0 0.0	0 0.0	9 3.5
	4人	224 100.0	24 10.7	152 67.9	19 8.5	21 9.4	0 0.0	1 0.4	7 3.1
	5人以上	90 100.0	14 15.6	62 68.9	5 5.6	6 6.7	0 0.0	0 0.0	3 3.3
F-5 住居形態	戸建て	545 100.0	73 13.4	372 68.3	3 0.6	58 10.6	0 0.0	0 0.0	39 7.2
	2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）	122 100.0	37 30.3	71 58.2	8 6.6	4 3.3	0 0.0	0 0.0	2 1.6
	3階建て以上の集合住宅	383 100.0	56 14.6	192 50.1	88 23.0	28 7.3	0 0.0	1 0.3	18 4.7
	その他	4 100.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

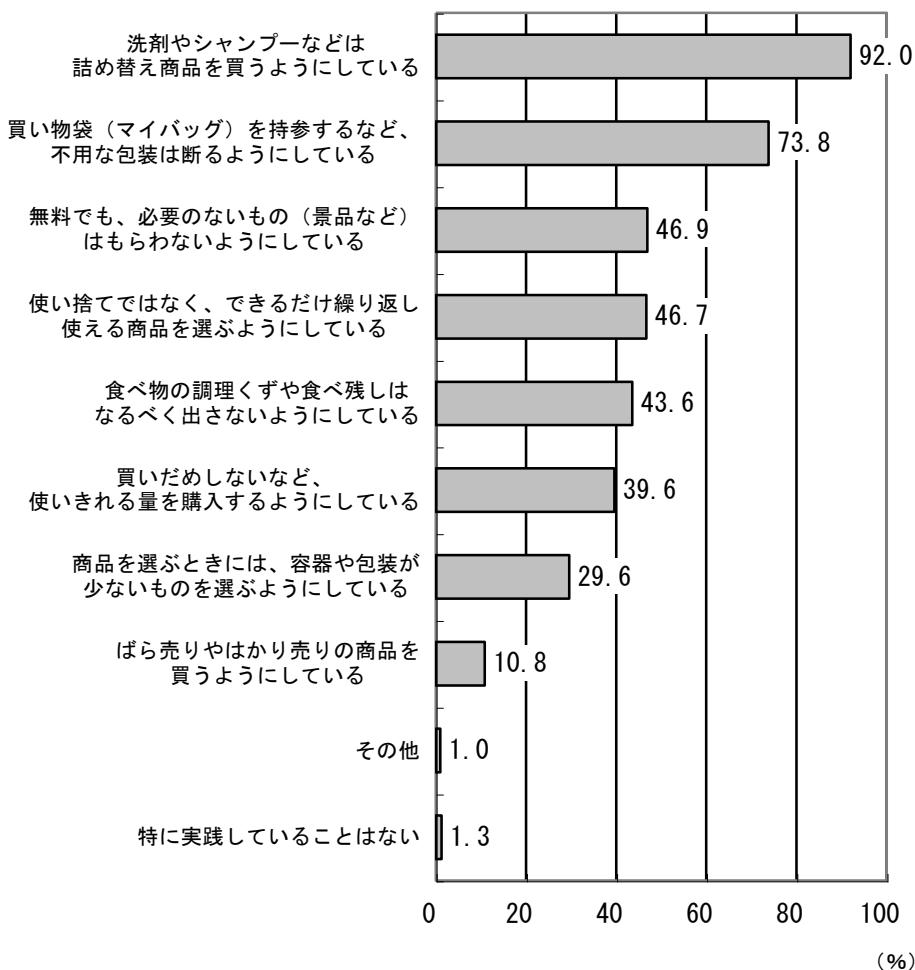
5. 発生抑制

(1) 実践している発生抑制

実践している発生抑制は、『洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品を買うようにしている』(92.0%)、『買い物袋（マイバッグ）を持参するなど、不用な包装は断るようにしている』(73.8%)、『無料でも、必要なないもの（景品など）はもらわないようにしている』(46.9%)、『使い捨てではなく、できるだけ繰り返し使える商品を選ぶようにしている』(46.7%)、『食べ物の調理くずや食べ残しはなるべく出さないようにしている』(43.6%)などの順である。

『特に実践していることはない』は1.3%と少ない。

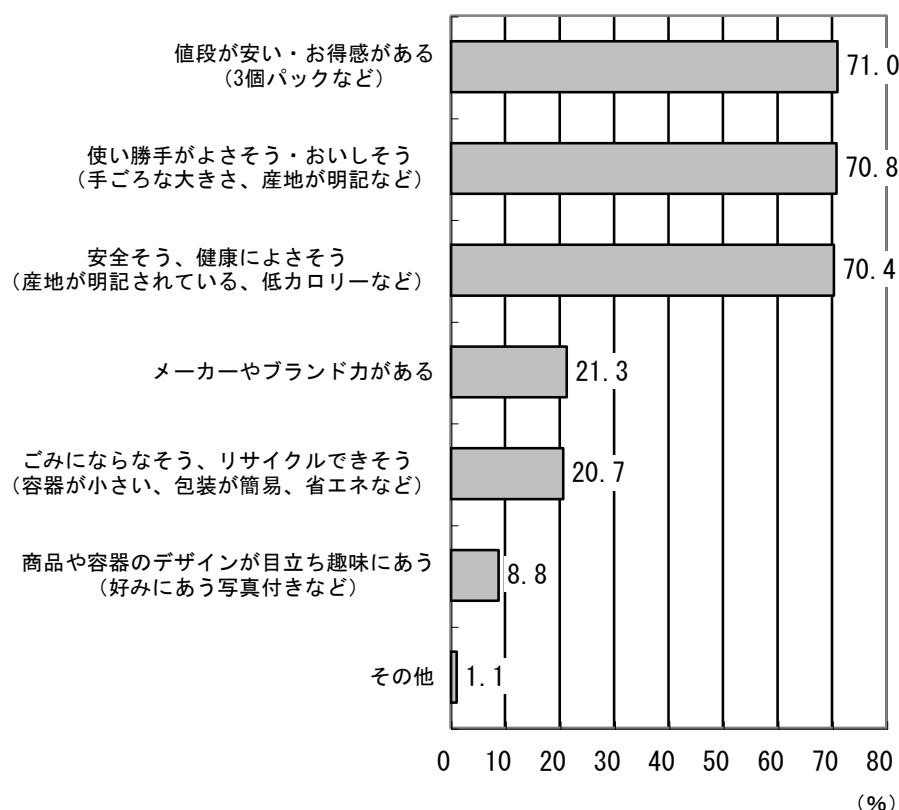
図2-5-1 実践している発生抑制



(2) 日用品や食料品などの購入基準

日用品や食料品などの購入基準については、『値段が安い・お得感がある（3個パックなど）』（71.0%）、『使い勝手がよさそう・おいしそう（手ごろな大きさ、産地が明記など）』（70.8%）、『安全そう、健康によさそう（産地が明記されている、低カロリーなど）』（70.4%）の3項目が70%を超えており、他の項目は割合が低い。

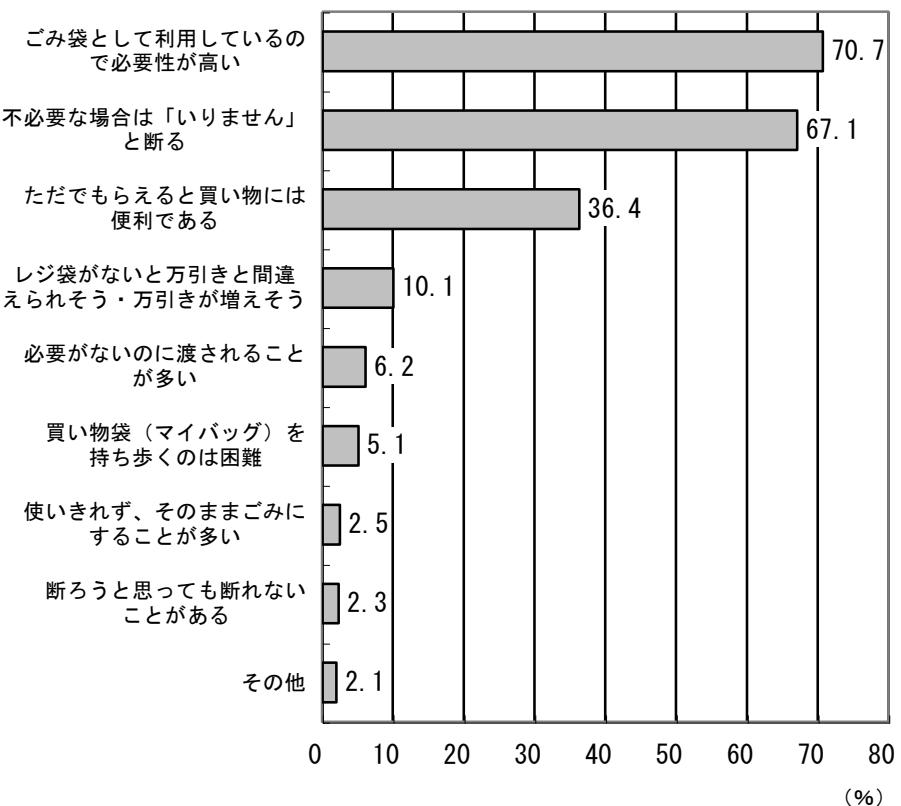
図 2-5-2 日用品や食料品などの購入基準



(3) 無料で配布されるレジ袋

無料で配布されるレジ袋についての考え方は、『ごみ袋として利用しているので必要性が高い』(70.7%)、『不必要的場合は「いりません」と断る』(67.1%)、『ただでもらえると買い物には便利である』(36.4%)などの順である。

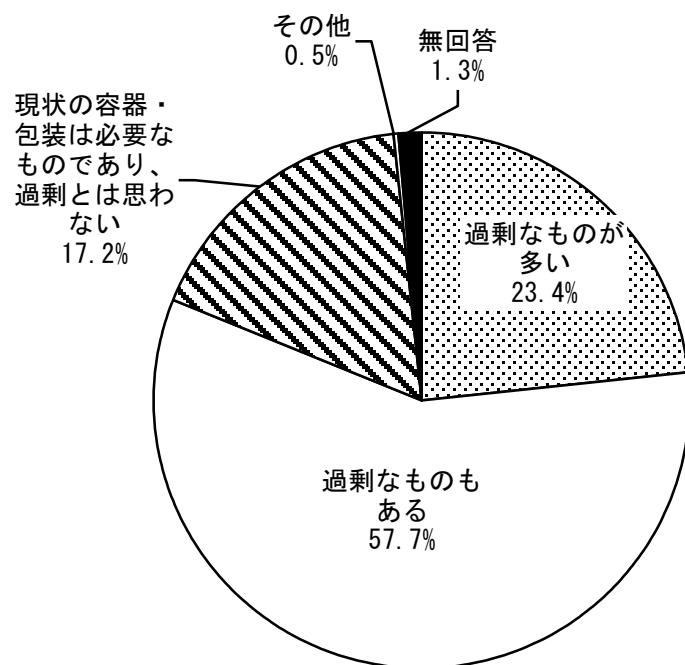
図 2-5-3 無料で配布されるレジ袋



(4) 商品の容器や包装

商品の容器や包装についての考え方は、『過剰なものもある』(57.7%)、『過剰のものが多い』(23.4%)、『現状の容器・包装は必要なものであり過剰とは思わない』(17.2%)の順である。

図 2-5-4 商品の容器や包装



6. 再使用

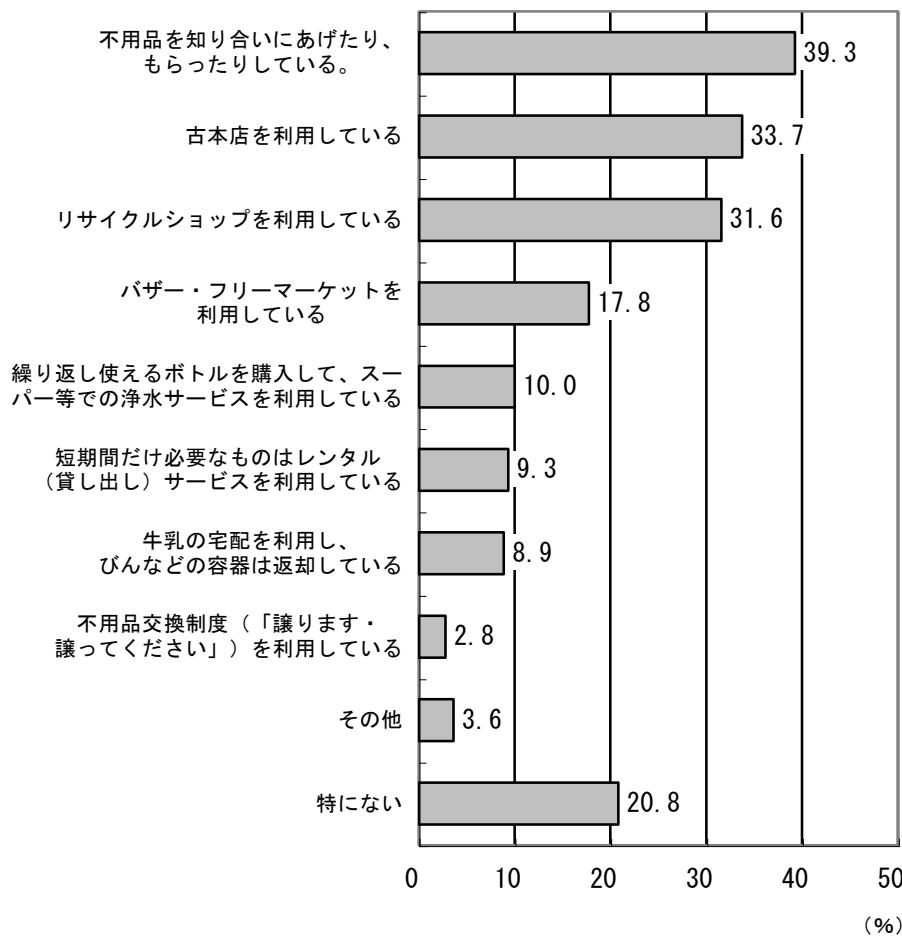
実践している再使用の取り組みについては、『不用品を知り合いにあげたり、もらったりしている』(39.3%)、『古本店を利用している』(33.7%)、『リサイクルショップを利用している』(31.6%)などの順である。

『特にない』は20.8%で、「実践している発生抑制」と比べて多い。

【主なその他の回答】

- 図書館を利用している・・・・・・・7票
- オークションを利用している・・・・5票
- ペットボトルを再使用している・・・2票

図2-6-1 実践している再使用の取り組み



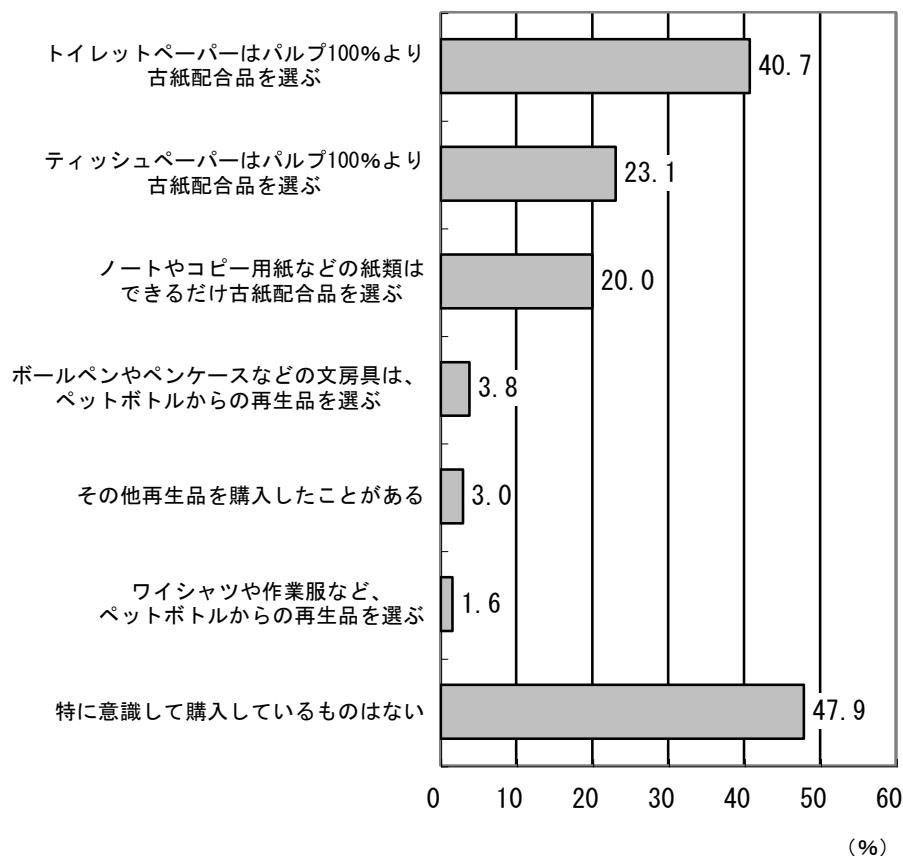
7. 再生利用

(1) 購入している資源再生品の種類

購入している資源再生品の種類は、『トイレットペーパーはパルプ 100%より古紙配合品を選ぶ』(40.7%)、『ティッシュペーパーはパルプ 100%より古紙配合品を選ぶ』(23.1%)、『ノートやコピー用紙などの紙類はできるだけ古紙配合品を選ぶ』(20.0%)などの順である。

『特に意識して購入しているものはない』が 47.9%と多い。

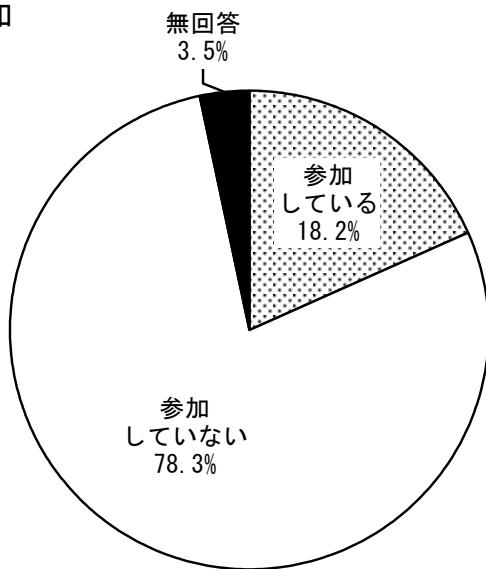
図 2-7-1 購入している資源再生品の種類



(2) 集団回収への参加

集団回収への参加については、『参加している』(18.2%) は2割以下である。

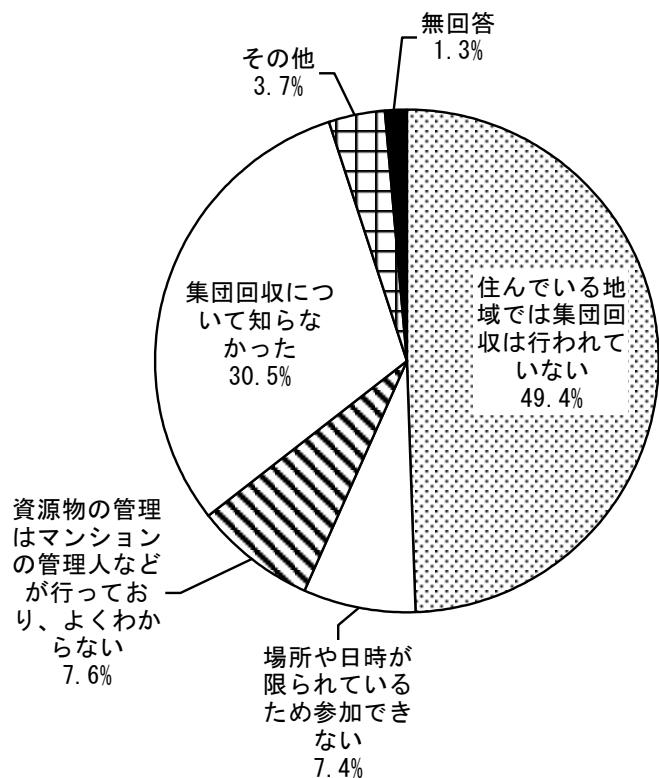
図 2-7-2 集団回収への参加



(3) 集団回収に参加していない理由

集団回収に参加していない理由については、『住んでいる地域では集団回収は行われていない』(49.4%)、『集団回収について知らなかった』(30.5%)、『資源物の管理はマンションの管理人などが行っており、よくわからない』(7.6%)、『場所や日時が限られているため参加できない』(7.4%) の順である。

図 2-7-3 集団回収に参加していない理由



8. 生ごみの減量・リサイクル

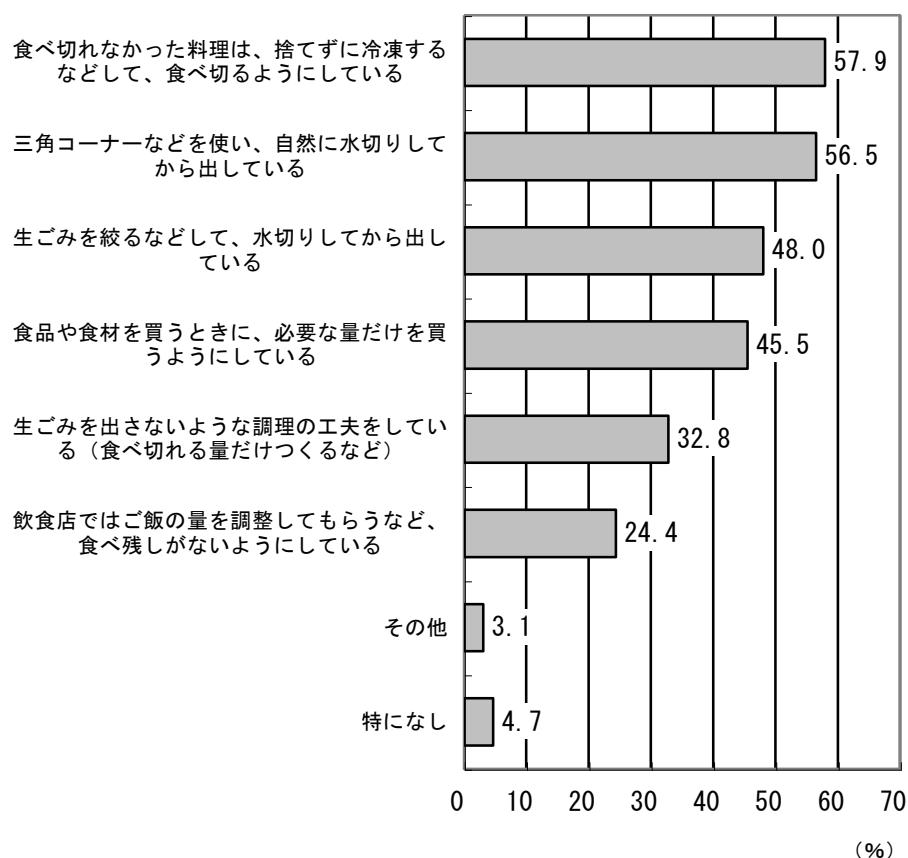
(1) 実践している生ごみの減量の取り組み

実践している生ごみの減量の取り組みについては、『食べ切れなかった料理は、捨てずに冷凍するなどして、食べ切るようにしている』(57.9%)、『三角コーナーなどを使い、自然に水切りしてから出している』(56.5%)、『生ごみを絞るなどして、水切りしてから出している』(48.0%)、『食品や食材を買うときに、必要な量だけを買うようにしている』(45.5%)などの順である。

【主なその他の回答】

- ディスポーザーを利用している・・・7票

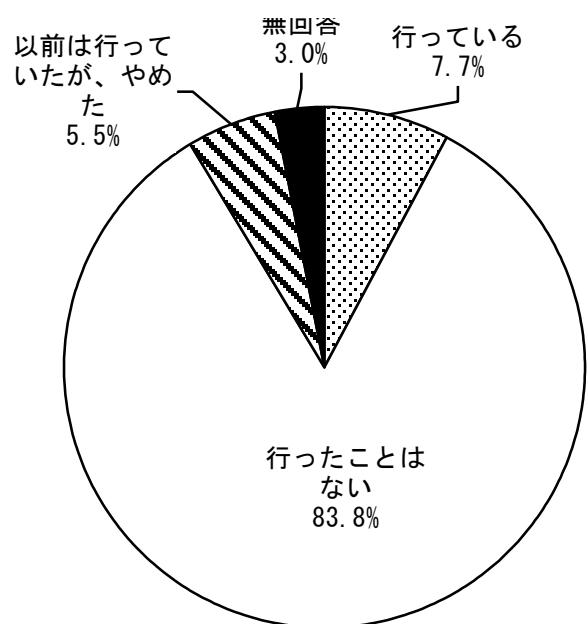
図 2-8-1 実践している生ごみの減量の取り組み



(2) 生ごみの自家処理やリサイクルの実施

生ごみの自家処理やリサイクルの実施については、『行っている』(7.7%)は1割以下である。

図 2-8-2 生ごみの自家処理やリサイクルの実施



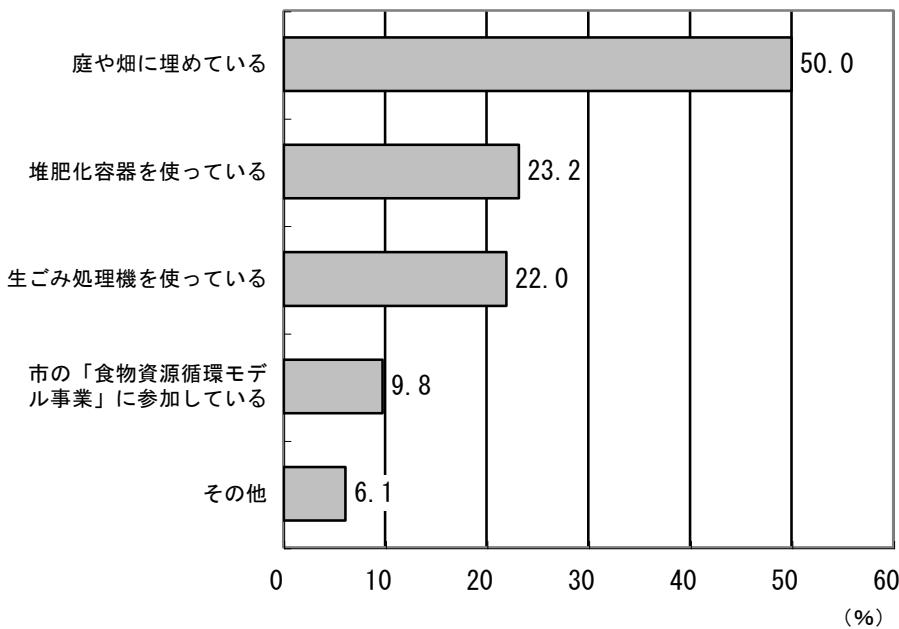
(3) 生ごみの自家処理やリサイクルの方法

生ごみの自家処理やリサイクルの方法については、『庭や畑に埋めている』(50.0%)、『堆肥化容器を使っている』(23.2%)、『生ごみ処理機を使っている』(22.0%)など順である。

【主なその他の回答】

- ディスポーザーを利用している・・・5票

図 2-8-3 生ごみの自家処理やリサイクルの方法



(4) 生ごみの自家処理やリサイクルを行っていない理由

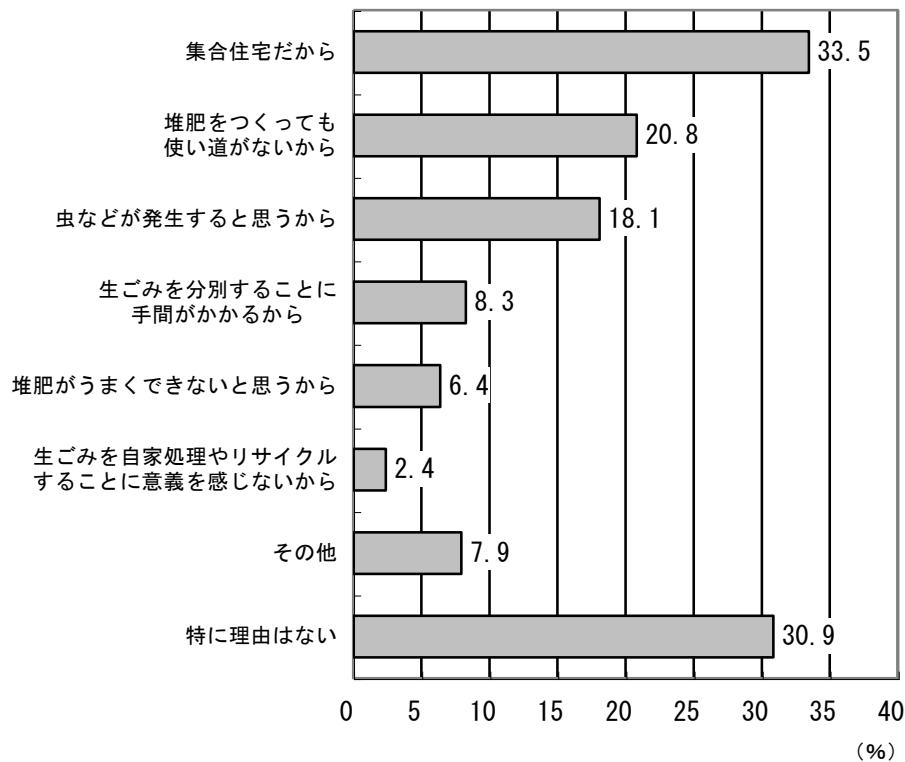
生ごみの自家処理やリサイクルを行っていない理由については、『集合住宅だから』(33.5%)、『堆肥をつくっても使い道がないから』(20.8%)、『虫などが発生すると思うから』(18.1%)などの順である。

『特に理由はない』(30.9%)が多い。

【主なその他の回答】

- 庭が狭い・処理機の置き場所がない・・・・ 28 票
- 生ごみ処理機を購入すると費用がかかる・・・ 13 票
- 悪臭が発生した・悪臭が発生すると思う・・・ 5 票

図 2-8-4 生ごみの自家処理やリサイクルを行っていない理由

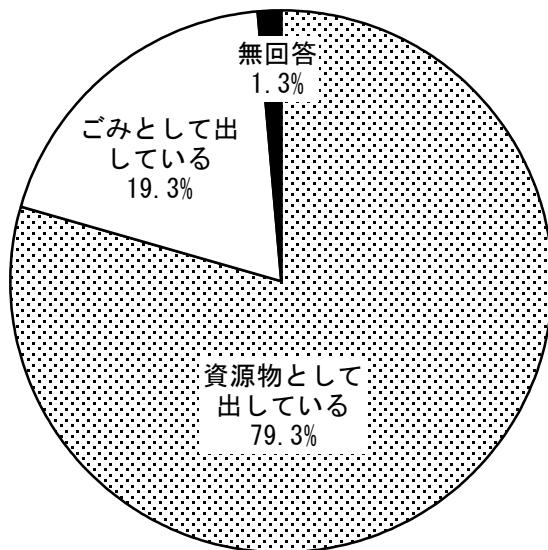


9. プラスチック容器の分別収集

(1) 現在のプラスチック容器の分別収集への協力について

現在のプラスチック容器の分別収集への協力については、『資源物として分別して出している』(79.3%) が 8 割近く、分別収集に協力している割合が高い。

図 2-9-1 現在のプラスチック容器の分別収集への協力



属性別に見ると、年齢別では「20代」、職業別では「学生」、家族人数別では「1人」、住居形態別では「2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）」で『市のごみ収集（燃えるごみ・燃えないごみ）』に出している割合が最も高くなっている。

表 2-9-1 現在のプラスチック容器の分別収集への協力（属性別）

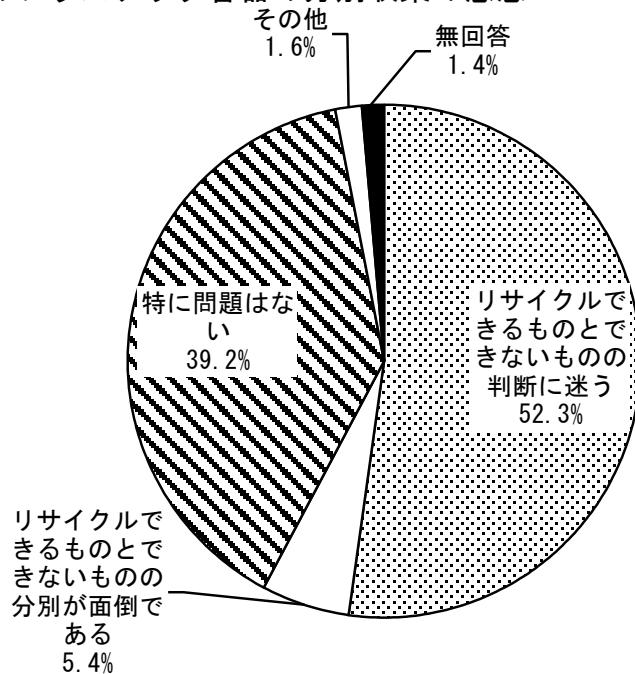
(上段は回答数：下段は割合)

		合計	8-1 現在のプラスチック容器の分別収集への協力		
			資源物として分別して出している	燃えるごみや燃えないごみとして出している	無回答
全体		1,070 100.0	849 79.3	207 19.3	14 1.3
F-2 年齢	20代	144 100.0	102 70.8	40 27.8	2 1.4
	30代	265 100.0	211 79.6	51 19.2	3 1.1
	40代	140 100.0	108 77.1	29 20.7	3 2.1
	50代	141 100.0	112 79.4	28 19.9	1 0.7
	60代	167 100.0	145 86.8	21 12.6	1 0.6
	70代以上	199 100.0	158 79.4	37 18.6	4 2.0
F-3 職業	自営業	73 100.0	61 83.6	9 12.3	3 4.1
	給与所得者（会社員、公務員）	310 100.0	232 74.8	73 23.5	5 1.6
	パート・アルバイト（学生除く）	161 100.0	130 80.7	30 18.6	1 0.6
	学生	47 100.0	34 72.3	12 25.5	1 2.1
	専業主婦・主夫	346 100.0	299 86.4	45 13.0	2 0.6
	その他	97 100.0	65 67.0	31 32.0	1 1.0
F-4 家族人数	1人(1人暮らし)	149 100.0	102 68.5	47 31.5	0 0.0
	2人	334 100.0	271 81.1	58 17.4	5 1.5
	3人	258 100.0	205 79.5	49 19.0	4 1.6
	4人	224 100.0	192 85.7	29 12.9	3 1.3
	5人以上	90 100.0	67 74.4	21 23.3	2 2.2
F-5 住居形態	戸建て	545 100.0	458 84.0	81 14.9	6 1.1
	2階建てまでの集合住宅(アパート・長屋建てを含む)	122 100.0	81 66.4	40 32.8	1 0.8
	3階建て以上の集合住宅	383 100.0	295 77.0	81 21.1	7 1.8
	その他	4 100.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0

(2) 現在のプラスチック容器の分別収集の感想

現在のプラスチック容器の分別収集の感想については、『リサイクルできるものとできないものの判断に迷う』(52.3%) が『特に問題はない』(39.2%) を上回っている。

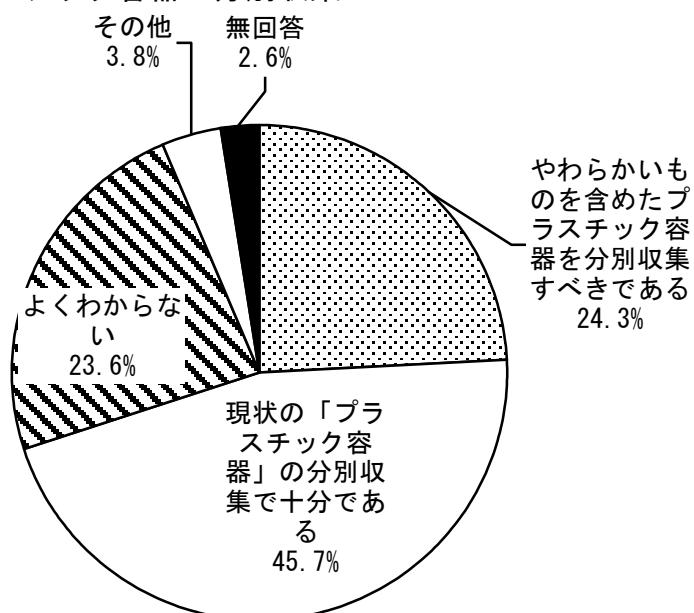
図 2-9-2 現在のプラスチック容器の分別収集の感想



(3) すべてのプラスチック容器の分別収集

すべてのプラスチック容器の分別収集については、『現状の「プラスチック容器」の分別収集で十分である』(45.7%) が『やわらかいものを含めたプラスチック容器を分別収集すべきである』(24.3%) を上回っている。

図 2-9-3 すべてのプラスチック容器の分別収集



10. ごみと資源物の収集

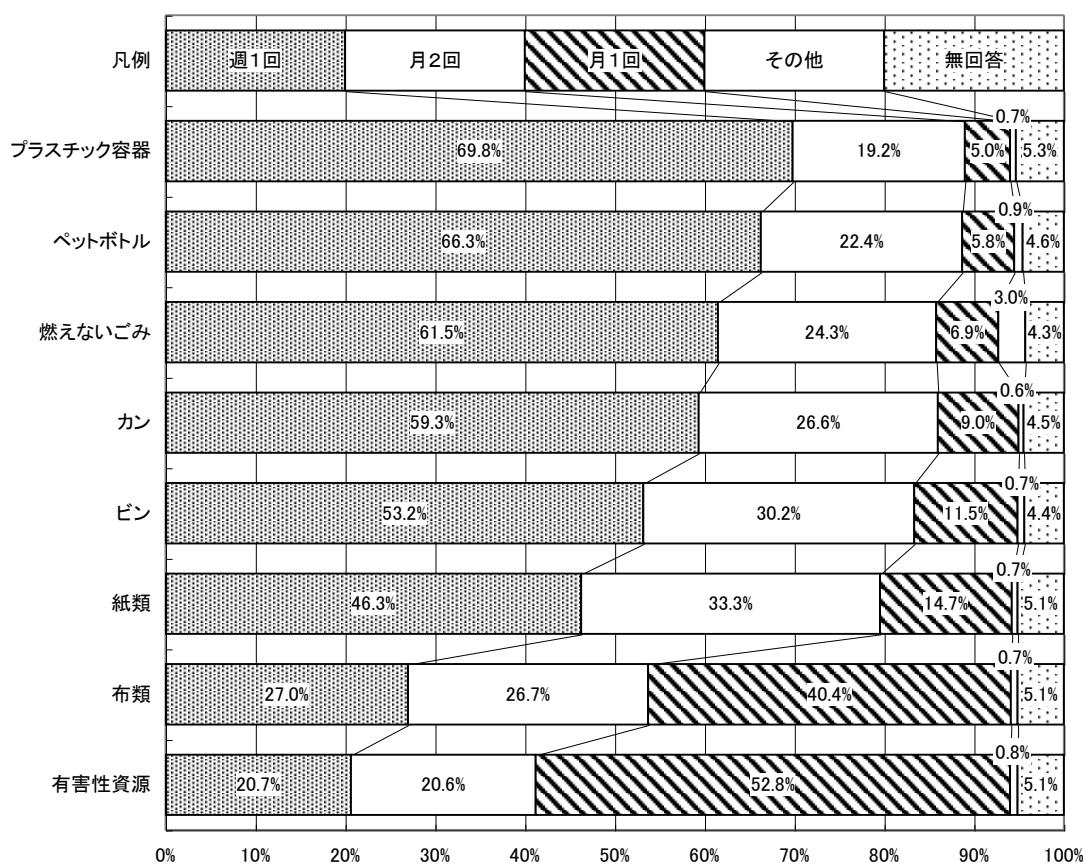
(1) 収集頻度（回数）

8品目について必要な収集頻度を質問し、『週1回』の回答が多い順に整理した。

『週1回』の割合が最も高いのは6品目であり、「プラスチック容器」(69.8%)、「ペットボトル」(66.3%)、「燃えないごみ」(61.5%)、「カン」(59.3%)、「ビン」(53.2%)、「紙類」(46.3%)の順である。

一方、『月1回』の割合が最も高いのは2品目であり、「有害性資源」(52.8%)、「布類」(40.4%)である。

図 2-10-1 ごみ・資源の収集頻度



燃えないごみ、紙類、布類、ビン、カン、ペットボトルの6品目について属性別に見ると、性別では「男性」、年齢別では「20代」、住居形態別では「2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）」で『週1回』の割合が最も高くなっている。

表 2-10-1 燃えないごみの収集頻度（属性別）

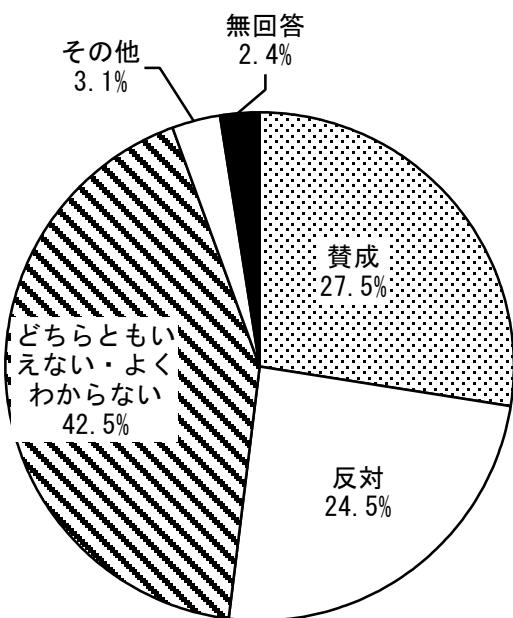
(上段は回答数：下段は割合)

		合計	9-1-1 収集頻度(燃えないごみ)				
			週1回	月2回	月1回	その他	無回答
全体		1,070 100.0	658 61.5	260 24.3	74 6.9	32 3.0	46 4.3
F-1 性別	男性	344 100.0	235 68.3	70 20.3	21 6.1	6 1.7	12 3.5
	女性	703 100.0	411 58.5	185 26.3	51 7.3	26 3.7	30 4.3
F-2 年齢	20代	144 100.0	103 71.5	27 18.8	7 4.9	6 4.2	1 0.7
	30代	265 100.0	156 58.9	75 28.3	20 7.5	6 2.3	8 3.0
	40代	140 100.0	92 65.7	34 24.3	6 4.3	4 2.9	4 2.9
	50代	141 100.0	97 68.8	23 16.3	9 6.4	7 5.0	5 3.5
	60代	167 100.0	101 60.5	46 27.5	9 5.4	4 2.4	7 4.2
	70代以上	199 100.0	101 50.8	50 25.1	23 11.6	5 2.5	20 10.1
	戸建て	545 100.0	336 61.7	129 23.7	37 6.8	17 3.1	26 4.8
F-5 住居形態	2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）	122 100.0	80 65.6	32 26.2	5 4.1	2 1.6	3 2.5
	3階建て以上の集合住宅	383 100.0	228 59.5	94 24.5	32 8.4	13 3.4	16 4.2
	その他	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(2) 戸別収集の賛否

戸別収集については、『どちらともいえない・よくわからない』(42.5%)が最も多く、次いで『賛成』(27.5%)が『反対』(24.5%)を若干上回っている。

図 2-10-2 戸別収集の賛否



属性別に見ると、年齢別では「20代」で『賛成』が少ない。住居形態別では「戸建て」で『反対』が『賛成』を上回っており、「2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）」で同程度、「3階建て以上の集合住宅」で『賛成』が『反対』を上回っている。

表 2-10-2 戸別収集の賛否

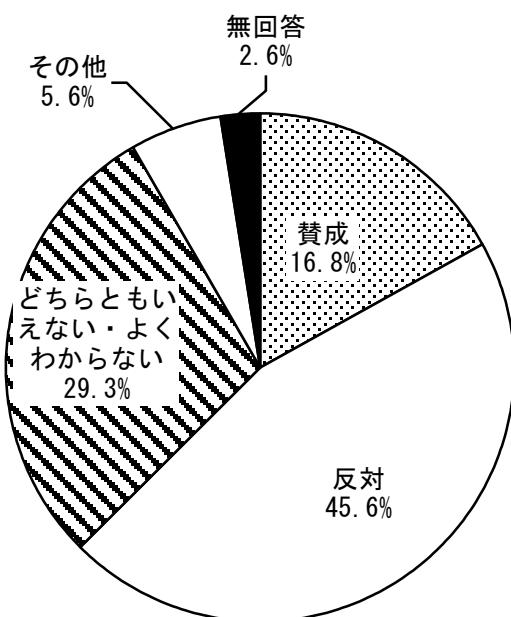
(上段は回答数：下段は割合)

		合計	9-2 ごみの戸別収集				
			賛成	反対	どちらともいえない・よくわからない	その他	無回答
全体		1,070 100.0	294 27.5	262 24.5	455 42.5	33 3.1	26 2.4
F-2 年齢	20代	144 100.0	26 18.1	34 23.6	81 56.3	3 2.1	0 0.0
	30代	265 100.0	70 26.4	75 28.3	113 42.6	5 1.9	2 0.8
	40代	140 100.0	35 25.0	38 27.1	62 44.3	3 2.1	2 1.4
	50代	141 100.0	43 30.5	36 25.5	57 40.4	5 3.5	0 0.0
	60代	167 100.0	52 31.1	34 20.4	66 39.5	7 4.2	8 4.8
	70代以上	199 100.0	66 33.2	40 20.1	72 36.2	9 4.5	12 6.0
	戸建て	545 100.0	138 25.3	169 31.0	204 37.4	18 3.3	16 2.9
F-5 住居形態	2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）	122 100.0	29 23.8	28 23.0	60 49.2	5 4.1	0 0.0
	3階建て以上の集合住宅	383 100.0	121 31.6	57 14.9	186 48.6	10 2.6	9 2.3
	その他	4 100.0	3 75.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(3) 家庭ごみ有料化

家庭ごみ有料化については、『反対』(45.6%) が『賛成』(16.8%) を大きく上回っている。『どちらともいえない・よくわからない』(29.3%) が3割弱である。

図 2-10-3 家庭ごみ有料化



属性別に見ると、年齢別では「20代」で『賛成』が少なく『反対』が多い。家族人數別では「1人」で『賛成』が少ない。住居形態別では「2階建てまでの集合住宅（アパート・長屋建てを含む）」で『賛成』が少なく『反対』が多い。

表 2-10-3 家庭ごみ有料化（属性別）

(上段は回答数：下段は割合)

		合計	9-3 家庭ごみの有料化				
			賛成	反対	どちらともいえない・よくわからない	その他	無回答
	全体	1,070 100.0	180 16.8	488 45.6	314 29.3	60 5.6	28 2.6
F-2 年齢	20代	144 100.0	17 11.8	78 54.2	46 31.9	2 1.4	1 0.7
	30代	265 100.0	51 19.2	124 46.8	72 27.2	15 5.7	3 1.1
	40代	140 100.0	16 11.4	69 49.3	37 26.4	15 10.7	3 2.1
	50代	141 100.0	31 22.0	69 48.9	31 22.0	7 5.0	3 2.1
	60代	167 100.0	32 19.2	65 38.9	52 31.1	9 5.4	9 5.4
	70代以上	199 100.0	31 15.6	74 37.2	74 37.2	11 5.5	9 4.5
F-4 家族人數	1人(1人暮らし)	149 100.0	14 9.4	69 46.3	57 38.3	6 4.0	3 2.0
	2人	334 100.0	59 17.7	155 46.4	95 28.4	15 4.5	10 3.0
	3人	258 100.0	51 19.8	107 41.5	81 31.4	15 5.8	4 1.6
	4人	224 100.0	38 17.0	106 47.3	56 25.0	17 7.6	7 3.1
	5人以上	90 100.0	16 17.8	43 47.8	21 23.3	6 6.7	4 4.4
F-5 住居形態	戸建て	545 100.0	98 18.0	242 44.4	152 27.9	40 7.3	13 2.4
	2階建てまでの集合住宅(アパート・長屋建てを含む)	122 100.0	13 10.7	72 59.0	33 27.0	3 2.5	1 0.8
	3階建て以上の集合住宅	383 100.0	66 17.2	163 42.6	124 32.4	17 4.4	13 3.4
	その他	4 100.0	0 0.0	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0

第3章 自由記入欄の整理

「小平市ごみ減量等に関するアンケート調査」の以下の設問の自由記入欄を整理した。

なお、同一回答者の回答であっても内容が異なるものについては、内容ごとに分けて整理した。

問9(2) ごみの戸別収集について、どう思いますか？(賛成意見)

問9(2) ごみの戸別収集について、どう思いますか？(反対意見)

問9(3) 家庭ごみの有料化について、どう思いますか？(賛成意見)

問9(3) 家庭ごみの有料化について、どう思いますか？(反対意見)

問9(4) 分別がわからなくて困っているものはありますか？

問9(5) ごみに捨てられなくて困っているものはありますか？

問10 ご家庭で取り組んでいるごみの減量やリサイクルについての工夫がありましたら、ご記入ください。

問11 ごみ処理やリサイクルについて、市に取り組んでほしいことや、ご意見がありましたらご記入ください。

問9（2）戸別収集（賛成意見）

● ごみに責任を持ち、ごみの排出や減量に対する意識が向上する。（101）

- 大賛成です。現在、自宅の前にごみ収集場があるのですが、もえるごみを前の夜から出す方がいて、猫などにより散らかされて、とても困っています。掃除をするのはいつも妻です。看板をつけても気にとめてくれません。特にそういう人に責任を持ってほしいからです。
- 市のおっしゃる通りの理由です。集積所が拠点回収だと無責任なごみが増える。私達高齢者だと集積所が遠いのが苦になる。集積所の近くにいるものが管理すべきと考えている人もいる。夜間のごみ出し、不法投棄、といろいろ集積所にはマナー違反が起こるが、近くの物以外気づかない。気づいても問題にしてくれない。ごみ集積所のそばに住む人は戸別収集の意見が多いと思う。でも全体では少なくなる。多数決で決めないでほしい。
- 回収されずに残ったごみを隣家が預かっている状況のため迷惑している。出した人の責任が問われるよう他市を見習い、早急に戸別収集すべき。

● 街の清潔が保持され美観が向上する。（31）

- 集積所がなくなれば街が綺麗になる。勤めている人が多く暇な人がいつも掃除をする事になってしまう。（特に年配者ばかりが…）
- ごみ集積所がなく、歩道がごみ置き場になっているところが多くあり、歩くこともできなくなるところさえあるから。朝から午後までずっとその状態で置いておくなんて絶対やめてほしい。

● 集積所管理の負担がなくなる。（20）

- ごみ置き場設置では住民の間にもゴタゴタがあって悩ませられる。資源ごみの回収日を少なくしても戸別収集を一日も早く実施してほしい。
- 私の家は10軒のごみの集まる場所となっているが黄色い紙が貼られて当家で預からなければならない。有料になってしまって各家の前で出してもらいたい。

● 便利になる。（20）

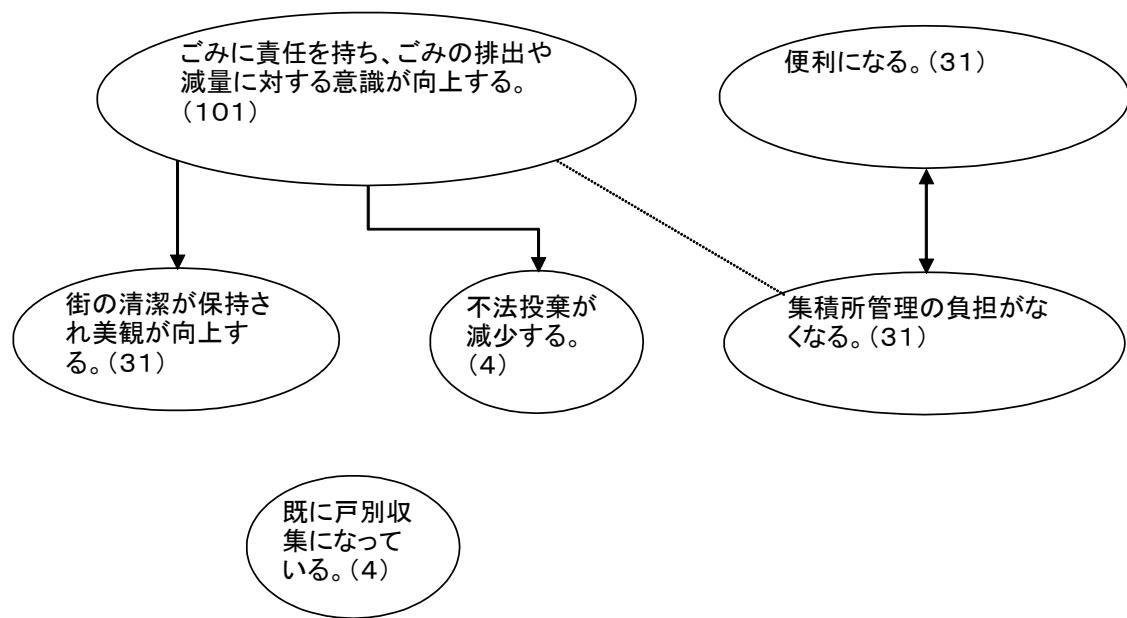
- 大変だとは思いますが、できるだけ近くに集積所がある方が助かる。
- 老人になると道路まで持っていくのが大変。取りに来てもらえるとごみも減るしその努力が出来る。

● 不法投棄が減少する。(4)

- 地域の住民以外からの持ち込みがなくならない。個人の家ごとに収集すると不法に持ち込めないのでごみの不法投棄がなくなる。

● 既に戸別収集になっている。(4)

● その他 (4)



問9（2）戸別収集（反対意見）

● 収集車両を増やすなど経費がかかってしまう。（56）

- 経費に見合うだけの効果があるとは思えない。現行でもごみに対する責任感を高めることは可能。
- ごみ当番などで責任は感じていると思うので、これ以上経費がかさむようなことはしなくていいと思います。

● 収集作業に手間がかかるため、時間がかかってしまう。（41）

- 収集するのに時間がかかり夏場等に家々の前にごみが置かれているのは衛生上良くない。収集する方も大変そう。風の強い日にごみやカゴが飛んでいるのを見たこともあるため。
- 収集の人の手間がかかるように感じて申し訳ない。収集してくれる時間も遅くなる。

● 街の美観が損なわれる。（37）

- 敷地内はカラスなどに破かれ一軒一軒に網が必要。道路は狭く車などにごみが轢かれる。
- 家の前にごみを置いておくことに抵抗がある。日中不在のため散らかっても処理できない。
- ごみ出し日はほぼ毎日あり、戸別収集にすると道路沿いがごみ袋だらけになる。

● 現状で十分満足している（29）

- それぞれのごみ置き場をみんなで綺麗に保つようにした方が良いと思う。それぞれの家の前にごみがあるので街の美観が向上するとは思えない。カラス等のごみあさりを各々の家で対策立てしないといけないのは大変だと思う。
- 集積所が綺麗に出来ており今のままの方が街の美観が保っているので経費を増加させないためにも今まで満足している。

● 滞滞や歩行者の通行の妨げになる。（16）

- たびたび収集車両が停止すると車の流れの妨げになるような気がします。
- 今まで通りでいい。戸別の所を見ると車が渋滞しているため。

● プライバシーの問題が発生する。（15）

- 自宅前にごみを出すのはプライバシーが守られない気がする。（中身が周囲に見られやすい）
- このごみはこの家の物、というのがわかつてしまい、ストーカーの餌食になる。『おかしな隣人』に嫌がらせを受ける可能性がある。

● 排気ガスが増加する。（8）

● 安全上の問題がある。（6）

- 住宅地の奥までトラックが入ってくるのは子供たちにとって危険、ガソリン代もかかる。

● 地域コミュニティに影響がある。（3）

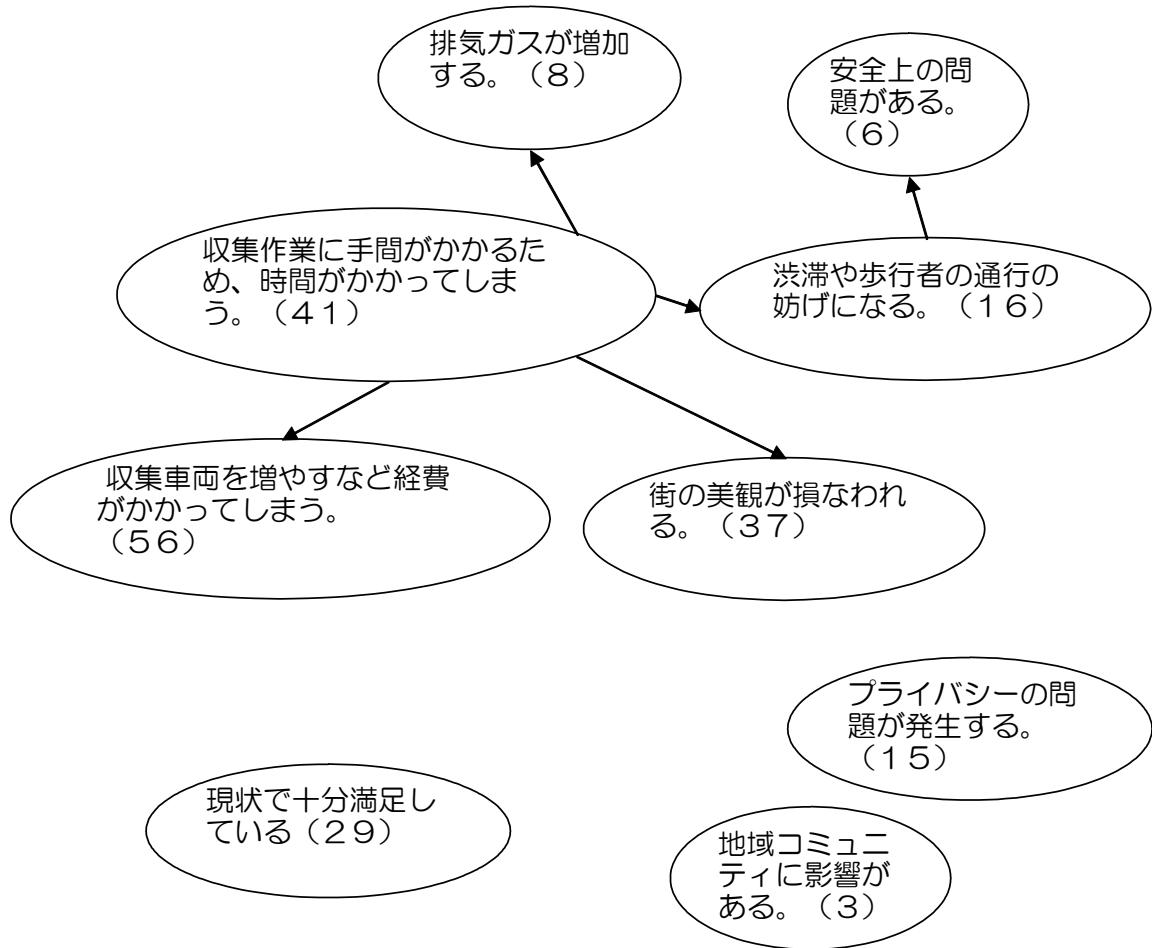
- ごみ出しでの挨拶等がなくなり近所づきあいが皆無になるから。

● その他（22）

- 集積所でも個人を識別するNoづけなどで（名前ではない）どの家がどのごみを出したか明確にす

る。

- 駐車場から車が出せなくなる。



問9（3）家庭ごみ有料化（賛成意見）

● ごみに責任を持ち、ごみの排出や減量に対する意識が向上する。（20）

- 分別する意識が高まる。だが、戸別収集の実施も同時に行わないと意味がない。
- 税金から出すか個人の負担も加わるかでお金を出している意識が強まると思う。その分お金の使い道をきちんと公表して報告してもらわないと納得しにくくなる。きちんとお金が使われていることがわかれれば有料化に賛成できる。

● ごみの減量に効果がある。（62）

- 有料にすることによっていかにごみを減らすことに関心を持つようになり少しでも少ない金額で出せるかを考えると思う。
- 有料にすれば生ごみを自家処理したりプラスチックも再利用したりしてごみを減らすことができる。
- ごみ減量につながる、有料化した分の収入で新たなごみ処理施策に回してほしい。

● ごみを多く出す人と少なく出す人の公平感がなくなる。（5）

- サービスの利用量に応じて負担が決まるのは自然。

● ごみ処理や他の施策に使うための財源が確保できる。（4）

- 将来の施設更新（補修含む）収集にかかるコストは多少なりと有料化で賄うべき。
- 袋の売上代金を子育て支援等に使ってほしい。

● 近隣自治体や他自治体で実施している。（10）

- 成果が上がっている自治体があるので導入する価値があると考えるから。
- 近隣の市も有料化になり、市境が心配。有料化して、ごみ処理のあり方を考えたほうが良いと思う。

● やむを得ない。（8）

- ごみの減量化にもつながり将来有料化はやむを得ない。

● その他（10）

問9（3）家庭ごみ有料化（反対意見）

● 経済的に負担になる。（143）

- 子供が小さいので、おむつなどごみは減らせない。子育て世代には負担が大きい。
- 個人の負担が増えるのは困る。空き地の雑草や垣根を刈った草枝が多いので量が多いから困る。
- 年金生活のため出費は少しでも少ない方が助かります。

● 不法投棄が心配である。（53）

- 有料化にすると空き地等にごみを捨てる人が必ず多くなる。
- コンビニ店や町なかのごみ箱に捨てる人が出ると思う。
- マンションのごみ置き場に他の人が捨てて行く。

● ごみ処理費用は税金でまかなうべきである。（34）

- 家庭ごみの収集は本来税金の中に含まれるべきサービス。
- ごみを出すのにお金を払うのは納得できない。税金は払っているのだから。

● ごみ減量には結びつかない。（14）

- 袋が有料になったからといってごみの量を減らそうと言う意識にはつながらないと考える。お金の問題ではなくごみ環境に関する意識の元にマイバックや買いきりを行っているのだから。
- 実家は西東京で聞いているが手間が増えるだけで意味がない。有料化してもしなくても分別する人はする、しない人はしないと思う。

● ごみ袋として有効利用しているレジ袋が使えなくなる。（14）

- スーパーの袋を捨てることになるので燃えないごみが増える。

● ごみ減量は有料化ではなく他の努力が必要である。（10）

- 有料化は最後の手段であり、まだ宣伝活動等の推進が不足している。
- ほかの方法を考えてからにしてほしい。

● 指定袋がいっぱいになるまで家で溜めておけない。（9）

- 一回ごとに出すごみの量は少ないので、大きな袋に入る量になるまで置いておくのは不衛生である。

● ごみ減量には企業が努力する必要がある。（7）

- ごみの有料化をするなら、過剰包装の削減など商業界がごみ減量に取り組んでからが望ましい。

● 無料だから小平市に住んでいる。（7）

- 小平市に住んでいる意味がなくなる。

● 有料にするとごみの出し方が無責任になる。（5）

- 袋にお金を払っているという理由で逆に無責任な出し方をする人が出てくると思う。

● 指定袋の使い勝手が悪い（4）

➤ その時によってごみの量が違うので有料だと全てのサイズをそろえるのは大変である。

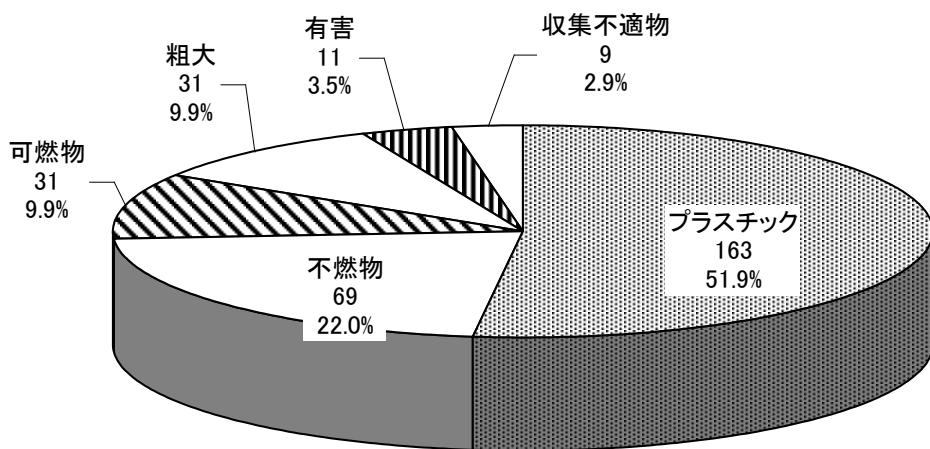
● 面倒である。(3)

● その他(29)

➤ 各地域でしっかりと分別してごみ出しするよう心がけておくようにすれば現状のままで良い。

➤ 集合住宅で四六時中いつでも出せるので指定袋で出さない人もいて識別が不明。

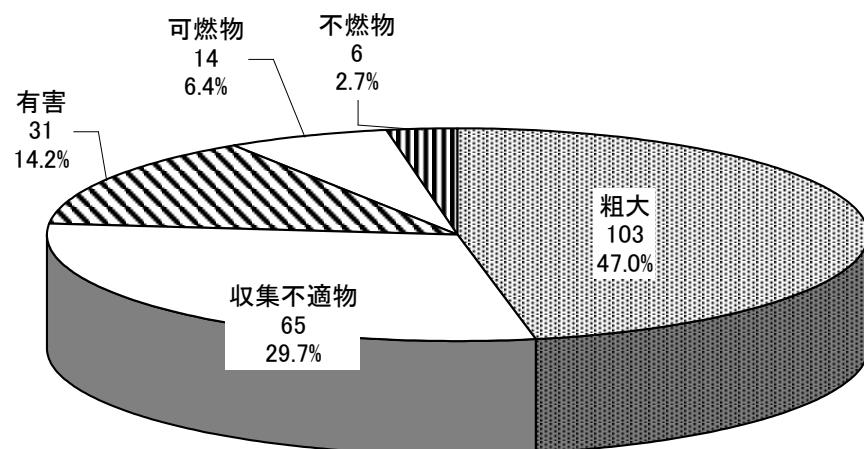
問9（4）分別がわからなくて困っているもの



※グラフの上段は票数、下段は割合

品目	票	品目	票
プラスチック	163	不燃物	69
プラスチック容器	78	革製品	9
プラスチック全般	26	小型家電	8
ペットボトル・キャップ・ラベル	18	陶器類	8
製品プラスチック	14	電球	7
トレイ	11	汚れたびん	7
プラスチックの汚れ	8	ガラス	4
プラスチックと他素材の複合物	8	アルミ・アルミ箔	4
発泡スチロール	3	ふた・プルタブ	4
可燃物	31	複合品	4
衣類	13	その他	14
その他紙類	5	有害	11
紙パック	4	スプレー缶等	8
布団	4	医療系	2
その他	5	ライター	1
粗大	31	収集不適物	9
粗大ごみの範囲・区分	13	園芸土・コンクリート・粘土	9
家電製品	8		
その他	10		

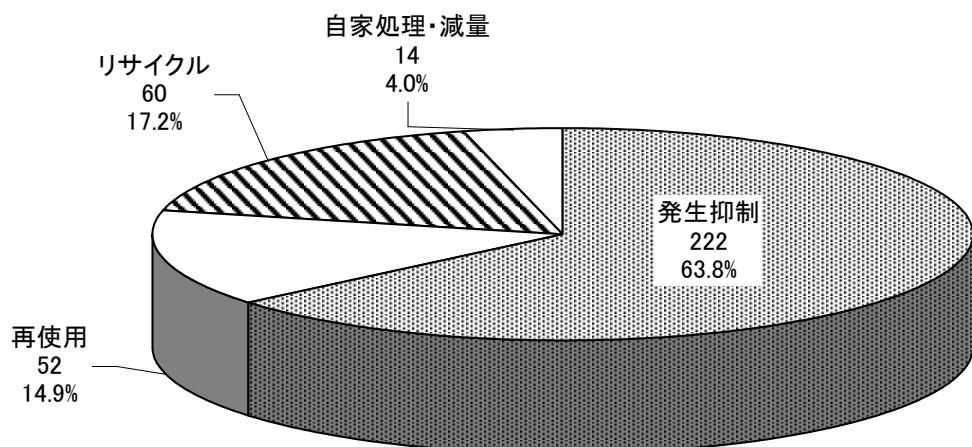
問9（5）ごみに捨てられなくて困っているもの



※グラフの上段は票数、下段は割合

品目	票	品目	票
粗大	103	有害	31
家電製品	31	スプレー缶等	18
パソコン・周辺機器	11	ライター	5
布団	7	電池	8
その他	54	可燃物	14
収集不適物	65	人形・ぬいぐるみ	12
石・土	32	その他	2
コンクリート・ブロック・がれき	8	不燃物	6
消火器	11		
薬品	4		
タイヤ	4		
その他	6		

問10 ごみの減量やリサイクルについての工夫



※グラフの上段は票数、下段は割合

内容	票	内容	票
発生抑制	222	再使用	52
必要のないものは買わない	66	リサイクルショップ	22
詰め替え製品の利用	22	フリーマーケット・バザー	10
エコバッグ・レジ袋再使用	15	必要な人に譲る	10
水切りの推進	10	オークション	3
簡易包装を選択	6	中古品の購入	2
使い捨て商品を買わない	6	その他	5
製品を長く使う	4	リサイクル	60
不要なものは販売店に置いてくる	4	分別の徹底	21
食品の発生抑制	42	資源収集	28
紙の発生抑制	13	拠点回収	8
布の発生抑制	10	業者回収	3
プラスチックの発生抑制	6	自家処理・減量	14
ペットボトルの発生抑制	5	生ごみ	7
その他	13	庭木	6
		紙	1

● 発生抑制

- 食べ物はなるべく捨てないようにしている。どうしても捨てるときは「ごめんなさい」と言って捨てている。すみません。
- 必要ないものは買わない、余分に買わない。買うときに「本当に必要?」と自分に問い合わせてから(前は便利そうと買っていた)必要以上に買いためしない。
- 必要な物だけを買うようにしております。はやりの品、流行で不必要的物、使い捨てになりそうなものをプレゼントでくれるようなことがあります、もらわないように断っております。瀬戸物でも使えなくなったら次を買い替えるというように物を買うときにいつでも考えながら買っております。
- 余分なものは買わずに使い切ることをモットーとし、冷蔵庫の中はいつもガラガラである。
- 無駄をなくすことがごみの減量につながると考えているので、考えながら必要なものだけを買うようにしている。新しいものをすぐ買わずに修繕しながら壊れるまで使っている。
- スーパーで袋に詰める時プラスチックの皿とかはスーパーの回収ボックスに入れてから帰る。

● 再使用

- リサイクルショップに持って行ってもガソリン代の方が高いくらいの金額にしかなりませんが、ごみにするより良いことかと思ってまとめて買ってもらっています。
- 使わなくなった子供の玩具や衣類は使えそうな限り捨てないで必要な友達に送っています
- 牛乳や調味料の瓶などもリユースできるものを買い、ごみが出ないようにしている。

● リサイクル

- 資源ごみにだせるものを家族でもわかりやすいようにごみ箱を設置している。
- ペットボトルはカードポイントに交換している。
- 幼稚園でペットボトルのふたを集めて、発展途上国のポリオワクチン接種のために使っているので、そちらに参加している。

● 自家処理・減量

- 昨年、中央公民館のサークルフェアード段ボールコンポストを使った生ごみ堆肥作りを知り実行しようと思っています。

問11 市に取り組んでほしいことや、ご意見

● 発生抑制（3）

● 再使用（25）

- 実際、夫の服を8割位ビニールに入れて隠していましたが1ヶ月経っても気付きました。捨てない限りはどんなに収納を増やしても綺麗にはなりません！服は売りに行けば勿体ないような気も和らぎます。売れない服でも引き取ってくれたりするし！はい、物置もとい、ごみ置きにある衣類捨てましょう。さて、衣類が何袋分になるか見物です。捨てましょう、捨てられネーゼ返上なさい。

● 資源収集の方法に関する提案（13）

- びんや缶など袋に入れて出すとごみが増えると感じる。分別用のケースを導入してほしい。雑誌を出す紙袋に苦労している。紙袋がない場合のための袋（有料でも）を購入できるようにしてほしい。

● 牛乳パックとトレイの資源収集（8）

- 白色トレイ、有色トレイ、牛乳等のパックすべて市の資源の日に出すことが出来るようにして頂くのはどうでしょうか？

● プラスチックの資源収集（7）

- プラスチックのリサイクルの種類をもっと広げてほしい。リサイクル表記があるのに、燃えるごみとして捨てるのはもったいないと思います。

● 陶器類の資源収集（5）

● 小型家電の資源収集（3）

● 家電製品の資源収集（3）

● その他の資源収集（6）

● 自家処理・減量（4）

● 資源の持ち去り（5）

- 木曜日（西地区）小平十二小学校前周辺 軽トラックやボックスカーで雑誌や新聞紙を市の回収より前に来て持っていくってしまいます。出すとすぐに來るので不快であり恐怖感を感じます。

● 集積所のカラスや猫の被害・対策（40）

- 黄色のネットを今の大きさのと、その2倍の大きいのを作った方が良い。ごみのはみ出しで猫やカラスが来るから。団地等は4倍の大きさを必要とすることもある。
- 道路上の集積所でただネットをかけただけのところがあるが、美観上よくないし、カラスも集まつてくるのでボックスを設置するなど対策をしてほしい。

● 集積所への不法投棄（5）

- 困っていることですが、通りすがりにまったく違う地域の人が車でごみを置いて行くことがたびたびあります。しかもごみの中身は分別されておらず、回収の曜日もめちゃくちゃです。いつまでも

回収されずに置きっぱなしです。防犯カメラをつけたいくらいです。

● その他集積所管理に関する意見（4）

● 収集時間に関する意見（15）

- 回収車がたまに時間が早かったり遅かたりすることがあるので、難しいかとは思いますが時間が一定になってほしいです。
- ごみの収集時間を遅くしてほしい。
- 生ごみの日はできるだけ早い時刻に収集に来てほしいです。

● 粗大ごみの収集に関する意見（18）

- 粗大ごみの回収を工夫してもらいたい。現行方法だと手間。持ち込みが出来る方法なども加えられると良い。
- 粗大ごみを出す時に、一人で2階などに住んでいると大きな家具など外に運び出すことができず、困っています。
- 粗大ごみ処理券の取り扱い場所を増やしていただけすると助かります。

● 収集回数に関する意見（5）

● 収集作業員のマナーに関する意見（4）

● 夜間収集に関する意見（2）

● その他収集に関する意見（2）

● 戸別収集に賛成（9）

● 戸別収集に反対（1）

● 家庭ごみ有料化に賛成（4）

● 家庭ごみ有料化に反対（26）

● 家庭ごみ有料化の条件（4）

● 園芸土や石などの収集（4）

● 分別を簡単にほしい（7）

- 次世代へごみのつけを残すのは出来るだけ避けたいとは日ごろ思っています。ただ分別があまりに煩雑になってしまいんどいなと思います。出来るだけわかりやすい、それでいて今より更に減量できる方向を追及していただけたらと思います
- 私以外の家族は分別が細かすぎて何が何だかわからないと言います。なので家ではごみをごみ箱に捨てずにテーブルの上に置き去りにされ、私が分別して捨てているので困っています。

● 集積所に排出されている事業系ごみに関する意見（2）

● ごみやりサイクルの分別に関する情報提供（37）

- 粗大ごみ回収の料金表（市のHP）で例が少なすぎて自分が出したいものがいくらかわからない。
- 地域内のごみの集積所を見ると分別がよく出来ていないのが目につきます。特に燃えるごみの場合

が目立ちます。市で発行の「分別をよりわかりやすく」（23年4月発行黄色の表紙）がよく参考になるので各戸に配布。分別の徹底を計れないでしょうか。

- 小平市に住んで1年と数ヶ月ですが、ごみ情報誌「ごみらいふ」があることを存じ上げませんでした。ごみ減量についての情報などが広まれば皆に伝わるのではないかと思います。以前、住んでいた愛知県ではごみ出しカレンダー（年間）があって、普通のカレンダーのように壁に貼れる物でわりやすかったです。ただ、カレンダーを作るのにお金がかかってしまいますね…
- 市で発行している分別のパンフレットをもう少しわかりやすくイラストなども入れて誰が見てもすぐにわかるような冊子にして頂けたら見る回数が多くなります。

● 排出指導の徹底（13）

- 集合住宅でのごみの分別の徹底を図るため管理組合や管理人にも告知を徹底してほしいと思います。
- 他市からの転入居者が必ず住民届けを出すとは限らないです。そんな人はやはりごみ出し方など市のルールが無視なので迷惑しています。不動産業者から空室の連絡を入れてもらうなど条例を作るなどして市のルールを転入者にも徹底させてください。

● ごみや資源の処理・リサイクル方法や市の取組に関する情報提供（11）

- 資源物（布類・びん・缶・ペット等）それぞれが回収されてからどこでどのような作業や工程で再資源化されるのか知りたい。かなりやっかいな作業があるのではないかと想像するが本当に適切にリサイクルされているか発信してほしい。

● 環境教育・学習（4）

- ごみ情報誌を見たことがないのですが、もっと広報に工夫してみては？楽しく学べる子供と参加できるイベントをたくさんしてほしい。私はいつも子供にもったいない精神を教えていますが（男人の人や子供の関心が低いと思う）市のイベントなどでも子供たちがしっかりごみ問題を考えてくれれば、未来につながります。ごみや水・環境問題の全てがつながっていると思うので、そのへんの市の部署が互いに協力し合って、広報活動や楽しみながら学べる場を提供してほしい。

● その他情報提供に関する意見（15）

- 新婚や夫婦や新しく引っ越してきた住人用のごみの処理やリサイクルについての勉強会などを催してほしいです。
- 何か変更があるときは、市内の各駅にポスターを貼るなどしてほしい。

● 企業責任（6）

- スーパーでトレイなどに肉を入れないでほしい。袋に詰められるようにするようにトレイを捨てる箱を作ってほしい。
- ペットボトルの容器は出来るだけ薄くしてつぶれやすいように統一してほしい。またキャップやベ

ルマークなども、もっとアピールしてほしい。

● 感謝・満足（31）

- いつもありがとうございます。休日も働いて頂き本当に助かっています。
- 私たちは○○市に住んでいましたので、小平市はごみ処理やリサイクルについてはとても優しくしてくださっていますので、私はよく運転手さんに小平市はとても優しいのねと言うことがあります。本当にいつもありがとうございます。

● 現状維持で十分（18）

● その他（15）

- ごみ減量に関するアンケートに少しでも意見が言えてよかったです。200名だけではなく、もっと大勢の方が参加できればと思いました。
- スプレー缶に穴をあけて捨てるのは怖いので、穴をあけずに捨てられたらいいと思います。

資料5 ごみ組成分析調査

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査の目的は、家庭から排出される燃えるごみ、燃えないごみについて組成割合を調査し、家庭ごみの性状を把握するとともに、更なるごみ減量とリサイクル推進のための基礎資料とすることである。

2. 調査対象地域と調査日程

調査対象集積所を選定するため、クラスター分析により地域を4地域に分類した。クラスター分析に使用したパラメータは、①戸建住宅の人口割合、②1・2階建集合住宅の人口割合(長屋建て含む)、③3～5階建集合住宅の人口割合、④6階建以上集合住宅の人口割合である。

※クラスター分析とは、分類しようとする対象について、互いに似た特性のものを集めて「かたまり」に分ける統計的な手法であり、本調査では、分類の対象となる小平市の町丁を、住居形態という特性で4つの「かたまり」に分類した。

表1-1 クラスター分析結果

クラスター番号	戸建	集合住宅			地域説明	選定方針
		1・2階建(注)	3～5階建	6階以上建		
1	70.9%	14.1%	13.7%	1.3%	戸建中心の地域	戸建住宅から選定
2	43.2%	12.1%	32.3%	12.3%	小平市の平均的な住居形態分布に近い地域	1・2階建集合住宅が多い地域から選定
3	0.0%	0.3%	99.7%	0.0%	3～5階建集合住宅中心の地域	3～5階建集合住宅から選定
4	9.8%	4.6%	31.8%	53.8%	6階以上建集合住宅中心の地域	6階以上建集合住宅から選定
市の平均	50.5%	12.6%	24.7%	12.2%		

(注)1・2階建て集合住宅には長屋建て含む。

東地区と西地区からそれぞれのクラスター番号に該当する地域を 1 地域ずつ、合計 8 地域を抽出した。

表 1-2 調査対象地域

地区	クラスター番号	対象地域	地域の特徴	集積所選定方針
東地区	1	学園東町3丁目	戸建	戸建
	2	喜平町1丁目	様々な住居形態が混在	賃貸住宅
	3	喜平町3丁目	3~5階建集合住宅	都営住宅等
	4	美園町1丁目	6階以上建集合住宅	分譲住宅
西地区	1	上水新町3丁目	戸建	戸建
	2	小川町2丁目	様々な住居形態が混在	賃貸住宅
	3	小川西町2丁目	3~5階建集合住宅	都営住宅等
	4	小川東町3丁目	6階以上建集合住宅	給与住宅

表 1-3 調査日程と天候

月日	曜日	ごみ種	地区	天候(正午現在)
5月27日	月曜日	燃えるごみ	東地区	晴れ(24℃)
5月28日	火曜日	燃えるごみ	西地区	曇(23℃)
5月29日	水曜日	燃えないごみ	西地区	曇(22℃)
5月31日	金曜日	燃えないごみ	東地区	晴れ(26℃)

3. 調査方法

ごみ集積所から収集したごみを小平市清掃事務所に搬入し、表 1-3 に示す 40 種類に分類し、それぞれの重量を測定した。

写真 1-1 ごみの搬入作業



写真 1-2 分類作業



4. 調査したごみ量

燃えるごみ 1,163.42kg、燃えないごみ 679.43kg、合計 1,842.85kg を調査した。

表 1-4 調査したごみ量

対象地域	ごみ量	
	燃えるごみ	燃えないごみ
学園東町3丁目	127.21	85.54
上水新町3丁目	158.27	91.93
喜平町1丁目	105.89	99.25
小川町2丁目	157.91	57.91
喜平町3丁目	156.86	124.47
小川西町2丁目	151.87	56.06
美園町1丁目	150.46	89.80
小川東町3丁目	154.95	74.47
合計	1,163.42	679.43

(注) 燃えるごみからは、この他に学園東町3丁目
21.12kg、喜平町3丁目45.30kg、上水新町3丁目
38.77kgの木草類が排出されたが、臨時に排出
された物を見受けられたため、集計の対象から除
外した。

5. 組成調査の分類と定義

燃えるごみ、燃えないごみを、可燃性資源(6品目)、不燃性資源(7品目)、有害性資源(3品目)、その他資源(4品目)、可燃物(7品目)、不燃物(9品目)、収集不適物(1品目)、外袋・内袋(3品目)、合計40品目に分類した。

外袋とはごみを排出するために使用した袋、内袋とは外袋の中に入った小口まとめ用のレジ袋である。

表 1-5 組成調査の分類

大分類	番号	品目	注意点・含むもの	含まないもの
可燃性資源	1	新聞紙・折込広告	他用途に使ってない新聞紙・折込広告	生ごみを包むなどしたもの→その他紙類
	2	雑誌・書籍	パンフレット、カタログ(4P以上のもの)	
	3	段ボール	ボール紙製の緩衝芯のあるもの	ボール紙→雑紙 宅配ビザなど汚れているもの→その他紙類
	4	雑紙	名刺以上の大きさの包装紙、紙箱、紙袋、紙容器、投げ込みのチラシ、OA用紙、ノート、ボール紙、封筒、はがき、ティッシュの箱、菓子箱、トイレットペーパー・ラップの芯、たばこの箱	コーティング、感熱紙、金・銀紙、カーボン紙、汚れているも→その他紙類
	5	シュレッダー紙		
	6	古布(古着)・綿ふとん	衣類、革製の衣類、タオル、ハンカチ、シーツ、毛布、カーテン、綿のふとん	極端に汚れたもの、ウレタンマット、座ぶとん、クッション、スタッキング→その他可燃物
不燃性資源	7	ガラスびん		
	8	缶類	一斗缶未満の飲料、食用	
	9	ペットボトル	「PET」表示あり、飲料、醤油等のみ	「PET」表示なし、飲料・食用以外→ボトル容器
	10	硬質プラスチック	シャンプー、洗剤、弁当ガラ、苺のパック、乳酸飲料容器、ヨーグルト、プリン、カップ麺、豆腐容器	
	11	その他の発泡トレイ	色・柄つき	
	12	キャップ類	ペットボトルやインスタントコーヒーのふた	
	13	アルミ製なべ・やかん		
有害性資源	14	蛍光管		
	15	乾電池	すべての乾電池	
	16	水銀体温計(血圧計)・温度計		
その他資源	17	紙パック	500ml以上の牛乳・ジュースの紙パック	酒以外のアルミ蒸着→その他紙類
	18	紙パック(アルミ付きの酒)		
	19	剪定枝		
	20	白色トレイ	スーパーなどで肉や魚、野菜がのっているトレー	納豆パック→カップ・パック類
可燃物	21	生ごみ(厨芥類)	調理くず、野菜くず、食べ物の残り	
	22	生ごみ(未利用品)	未開封(賞味・消費期限切れ)の食品、手つかずの食品	
	23	その他紙類	カップ麺の紙容器・フタ、紙トレー、紙カップ、200mlなどの四角い紙パック、500ml未満の山型紙パック、酒以外のアルミ蒸着の紙パック、カーボン紙、紙くず、ちり紙、伝票・レシート、カーボン紙	
	24	剪定枝以外の草・木類	木箱、麻ひも、割り箸、竹串、コルク、生花、落ち葉	
	25	レジ袋(未使用)	内袋などとして使われているレジ袋	
	26	軟質プラスチック	菓子袋、包装袋、ラップ、野菜の袋、ペットボトルのフィルム、果物の緩衝材	
	27	その他可燃物	紙おむつ、タバコの吸殻、油を固めたものの、掃除機のごみ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、生理用品、猫砂、湿布、ぬいぐるみ、枕、カーテン、足拭きマット、インクリボン・カートリッジ、乾燥剤、薬、クレヨン、湿布薬、キッチンマット、クッショング、座布団、こたつ敷き、こたつ掛け、使い捨てカイロ	
不燃物	28	チューブ・発泡スチロール等	マヨネーズ、歯磨き粉、発泡スチロール、	
	29	製品プラスチック	おもちゃ、CD、歯ブラシ、プランター、バケツ、ビデオテープ	
	30	ゴム・皮革類		革製の衣類→古布(古着)
	31	スプレー缶(穴あり)	コンロ用ポンベ含む	
	32	スプレー缶(穴なし)	コンロ用ポンベ含む	
	33	その他金属類		
	34	小型家電製品	アイロン、電気炊飯器、ポット、トースターなど最大辺50センチ未満の小型家電	最大辺50センチ以上→粗大ごみ
	35	陶磁器		
収集不適物	36	その他不燃物	飲用・食用以外のびん(薬や化粧品等)、びん以外のガラス、電球、かさ、複合品	
	37	収集不適物	石、れんが、土、ブロック	
外袋・内袋	38	レジ袋(内袋)	外袋の中に入った小口まとめ用のレジ袋	
	39	プラスチック袋		
	40	レジ袋(外袋)		

6. 集計方法

調査結果を、戸建住宅、集合住宅(賃貸)、集合住宅(都営等)、集合住宅(分譲)、集合住宅(社宅)の人口割合で加重平均をして組成割合を算定する。それぞれの人口割合は次の通りである。

表 1-6 住居形態別の人団割合

住居形態	戸建	集合住宅				合計
		賃貸	都営等	分譲	社宅	
人口(人)(注)	88,793	45,398	17,485	17,322	8,450	177,448
割合	50.0%	25.6%	9.9%	9.8%	4.8%	100.0%

(注) 人口は主世帯のみで間借りを除く。 (資料) 平成22年国勢調査データより作成

7. 注意事項

各表の合算値は、四捨五入の関係上、合計値と一致しないものがある。

第2章 調査結果

1. 燃えるごみ

燃えるごみでは、可燃物が 84.9%、外袋・内袋が 0.9%で、分別が適正なものは合計で 85.7%である。

一方、可燃性資源が 11.0%、不燃性資源が 1.0%、有害性資源が 0.0%、その他資源が 0.8%、不燃物が 0.6%、収集不適物が 0.9%で、分別が不適正なものは合計で 14.3%である。可燃性資源のうち 6.9%は雑紙である。

可燃物の内訳は、生ごみ(厨芥類)が 42.6%で最も多く、次いで、その他可燃物が 14.5%、剪定枝以外の木・草類が 10.1%、その他紙類が 7.9%、生ごみ(未利用食品)が 5.4%など順である。

図 2-1 燃えるごみの組成割合

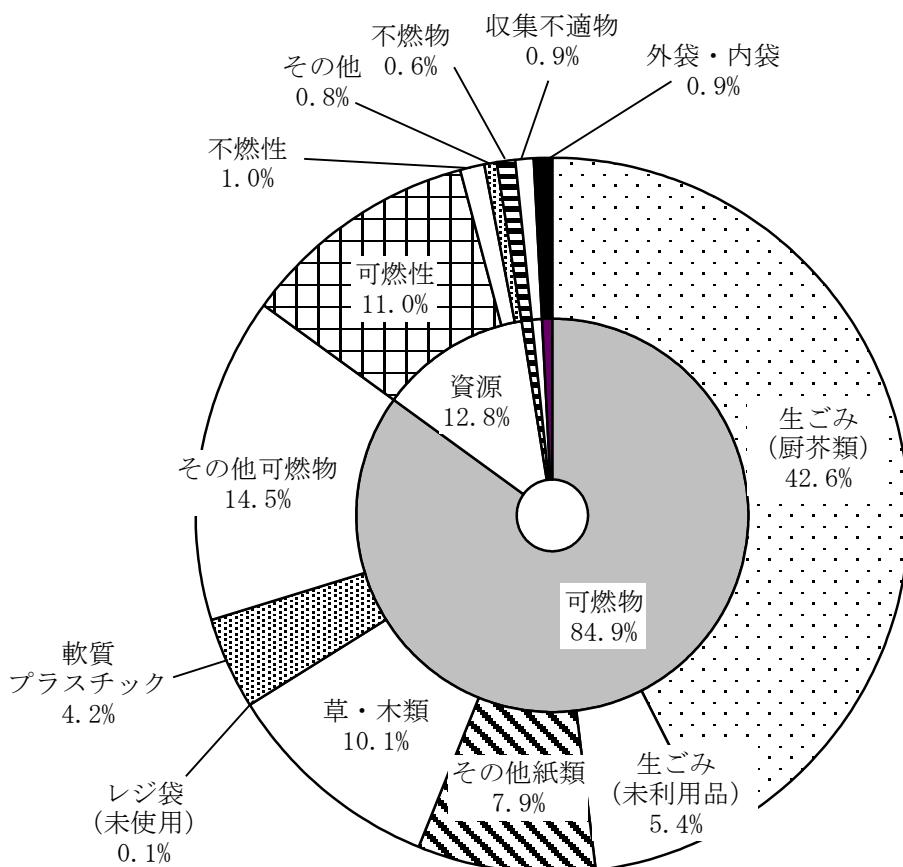


表 2-1 燃えるごみの組成割合(加重平均)

住居形態		戸建	集合住宅				加重平均 割合
			賃貸	都営等	分譲	社宅	
割合		50.0%	25.6%	9.9%	9.8%	4.8%	100.0%
可燃性資源	新聞紙・折込広告	0.5%	1.3%	0.5%	0.0%	0.6%	0.6%
	雑誌・書籍	0.6%	1.1%	0.9%	2.7%	1.2%	1.0%
	段ボール	0.2%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%
	雑紙	5.0%	8.9%	9.4%	9.8%	5.7%	6.9%
	シュレッダー紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	古布(古着)・綿ふとん	2.1%	1.9%	1.4%	2.4%	4.3%	2.1%
不燃性資源	ガラスびん	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
	缶類	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
	ペットボトル	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%
	硬質プラスチック	0.3%	1.1%	1.3%	2.7%	1.6%	0.9%
	その他の発泡トレイ	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	キャップ類	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
有害性資源	アルミ製なべ・やかん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	蛍光管	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	乾電池	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他資源	水銀体温計(血圧計)・温度計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	紙パック	0.3%	0.6%	0.5%	1.3%	0.7%	0.5%
	紙パック(アルミ付きの酒)	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
	剪定枝	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
可燃物	白色トレイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
	生ごみ(厨芥類)	42.2%	45.0%	48.5%	31.6%	44.7%	42.6%
	生ごみ(未利用品)	5.8%	5.0%	4.5%	7.1%	2.8%	5.4%
	その他紙類	7.7%	8.1%	7.4%	8.7%	8.4%	7.9%
	剪定枝以外の草・木類	12.2%	8.6%	2.8%	11.4%	7.8%	10.1%
	レジ袋(未使用)	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%
	軟質プラスチック	3.6%	4.4%	4.9%	5.7%	5.0%	4.2%
不燃物	その他可燃物	17.2%	10.5%	15.7%	12.5%	9.2%	14.5%
	チューブ・発泡スチロール等	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%
	製品プラスチック	0.2%	0.6%	0.2%	0.7%	1.1%	0.4%
	ゴム・皮革類	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
	スプレー缶(穴あり)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	スプレー缶(穴なし)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他金属類	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
	小型家電製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	陶磁器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%
収集不適物	その他不燃物	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	収集不適物	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.9%
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	0.2%	0.2%	0.3%	0.7%	0.4%	0.3%
	プラスチック袋	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%
	レジ袋(外袋)	0.3%	0.4%	0.5%	0.4%	0.2%	0.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
可燃性資源		8.4%	13.6%	12.5%	15.3%	12.0%	11.0%
不燃性資源		0.3%	1.2%	1.4%	3.3%	2.2%	1.0%
有害性資源		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他資源		0.4%	1.3%	0.5%	1.4%	1.0%	0.8%
可燃物		88.7%	81.7%	84.0%	77.4%	78.2%	84.9%
不燃物		0.2%	1.2%	0.5%	1.1%	1.4%	0.6%
収集不適物		1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.9%
外袋・内袋		0.7%	0.9%	1.1%	1.6%	0.9%	0.9%

2. 燃えないごみ

燃えないごみでは、不燃物が 61.5%、外袋・内袋が 1.6%で、分別が適正なものは合計で 63.2%である。

一方、可燃性資源が 0.5%、不燃性資源が 24.9%、有害性資源が 0.1%、その他資源が 0.5%、可燃物が 10.6%、収集不適物が 0.2%で、分別が不適正なものは合計で 36.8%である。不燃性資源のうち 16.6%は硬質プラスチック、4.8%はガラスびんである。

不燃物の内訳は、製品プラスチックが 18.7%で最も多く、次いで、小型家電製品が 14.0%、陶磁器が 7.5%、ゴム・皮革類が 7.3%、その他金属類が 7.0%などの順である。

図 2-2 燃えないごみの組成割合

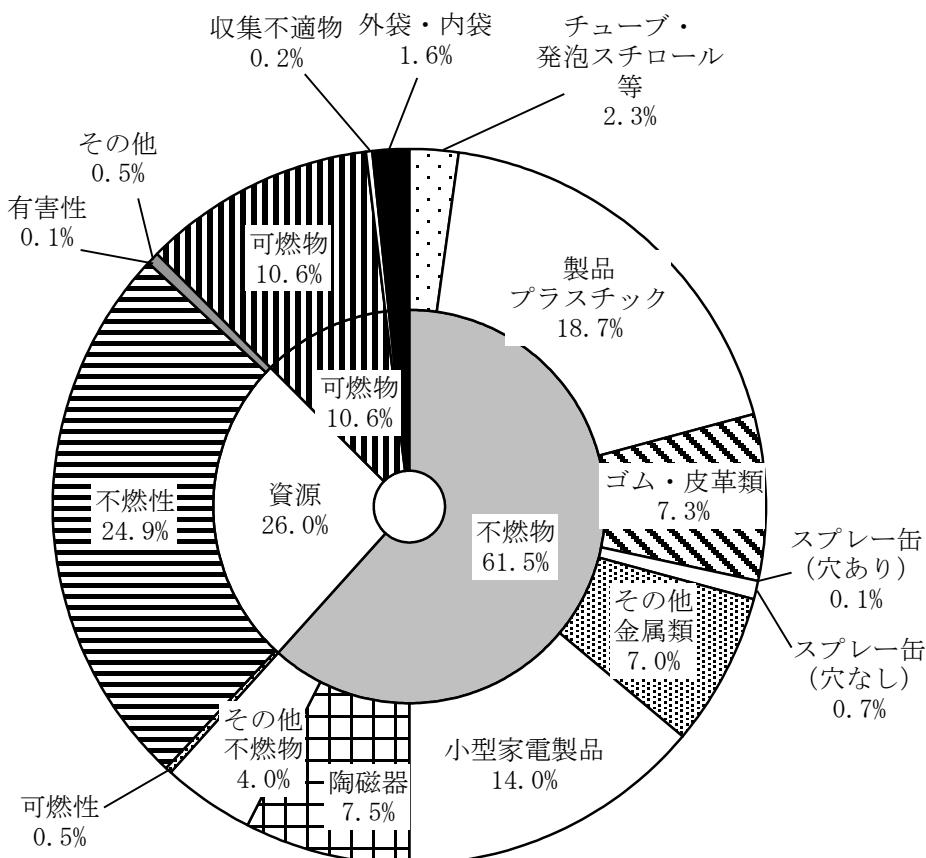


表 2-2 燃えないごみの組成重量(加重平均)

住居形態		戸建	集合住宅				加重平均割合
			賃貸	都営等	分譲	社宅	
割合		50.0%	25.6%	9.9%	9.8%	4.8%	100.0%
可燃性資源	新聞紙・折込広告	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	雑誌・書籍	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.1%
	段ボール	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
	雑紙	0.1%	0.3%	0.3%	0.7%	0.5%	0.2%
	シュレッダー紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	古布(古着)・綿ふとん	0.0%	0.3%	0.4%	0.1%	1.4%	0.2%
不燃性資源	ガラスびん	6.8%	1.5%	4.8%	4.9%	1.9%	4.8%
	缶類	2.5%	1.1%	1.6%	1.1%	0.9%	1.9%
	ペットボトル	0.4%	0.4%	1.4%	0.7%	1.1%	0.6%
	硬質プラスチック	13.1%	17.8%	15.5%	28.3%	25.9%	16.6%
	その他の発泡トレイ	0.3%	0.2%	0.6%	0.1%	0.3%	0.3%
	キャップ類	0.4%	0.4%	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%
有害性資源	アルミ製なべ・やかん	0.1%	0.9%	0.0%	0.5%	0.0%	0.3%
	蛍光管	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	乾電池	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
その他資源	水銀体温計(血圧計)・温度計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	紙パック	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	紙パック(アルミ付きの酒)	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	剪定枝	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.1%
可燃物	白色トレイ	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.3%	0.3%
	生ごみ(厨芥類)	0.1%	0.1%	0.8%	1.6%	1.1%	0.4%
	生ごみ(未利用品)	0.2%	2.7%	0.6%	1.6%	0.8%	1.0%
	その他紙類	0.6%	0.7%	1.3%	1.6%	1.2%	0.8%
	剪定枝以外の草・木類	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.6%
	レジ袋(未使用)	0.1%	0.5%	0.2%	0.2%	0.8%	0.3%
	軟質プラスチック	6.6%	5.4%	7.9%	4.5%	7.3%	6.3%
不燃物	その他可燃物	1.6%	0.9%	1.6%	0.1%	1.9%	1.3%
	チューブ・発泡スチロール等	1.5%	4.7%	1.4%	1.3%	1.5%	2.3%
	製品プラスチック	18.6%	17.3%	23.8%	16.7%	20.4%	18.7%
	ゴム・皮革類	6.8%	8.8%	6.9%	4.8%	11.1%	7.3%
	スプレー缶(穴あり)	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.1%
	スプレー缶(穴なし)	0.7%	0.8%	0.3%	1.7%	0.6%	0.7%
	その他金属類	6.5%	8.9%	5.0%	8.1%	3.0%	7.0%
	小型家電製品	13.0%	19.6%	6.5%	14.7%	8.2%	14.0%
	陶磁器	11.6%	2.2%	9.8%	1.4%	0.2%	7.5%
収集不適物	その他不燃物	4.6%	2.3%	6.1%	3.4%	2.8%	4.0%
	収集不適物	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	0.5%	0.7%	0.7%	0.4%	0.9%	0.6%
	プラスチック袋	0.2%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
	レジ袋(外袋)	0.9%	0.5%	0.8%	0.5%	0.9%	0.7%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
可燃性資源		0.1%	0.7%	0.7%	0.8%	3.2%	0.5%
不燃性資源		23.6%	22.3%	24.2%	35.9%	30.7%	24.9%
有害性資源		0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
その他資源		0.6%	0.3%	0.4%	0.1%	2.2%	0.5%
可燃物		10.2%	10.5%	12.7%	9.7%	13.2%	10.6%
不燃物		63.5%	64.4%	59.9%	52.1%	48.3%	61.5%
収集不適物		0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
外袋・内袋		1.6%	1.7%	2.0%	1.3%	2.3%	1.6%

第3章 小型家電の分析

1. 調査目的

技術革新が進んでいる家電製品や小型電気電子機器（以下、小型家電という）には、レアメタルや貴金属などの有用金属が含まれている。しかし、各種リサイクル法に基づいてリサイクルされているのは家電4品目とパソコンのみで、小平市においても小型家電は燃えないごみとして収集・処理しているのが現状である。

平成25年4月には、小型家電リサイクル法が施行され、市町村は小型家電製品を分別収集し、リサイクル業者へ引渡すよう努めなければならないこととされている。

小平市において小型家電を回収し、リサイクルを検討するための基礎データを得ることを目的に、燃えないごみに含まれる小型家電の品目別の量について調査した。

2. 調査結果

重量別では、家電製品が48.9%、パソコンが13.3%、オーディオが13.1%、ゲーム・ホビーが9.2%などの順である。

図3-1 小型家電製品の重量割合

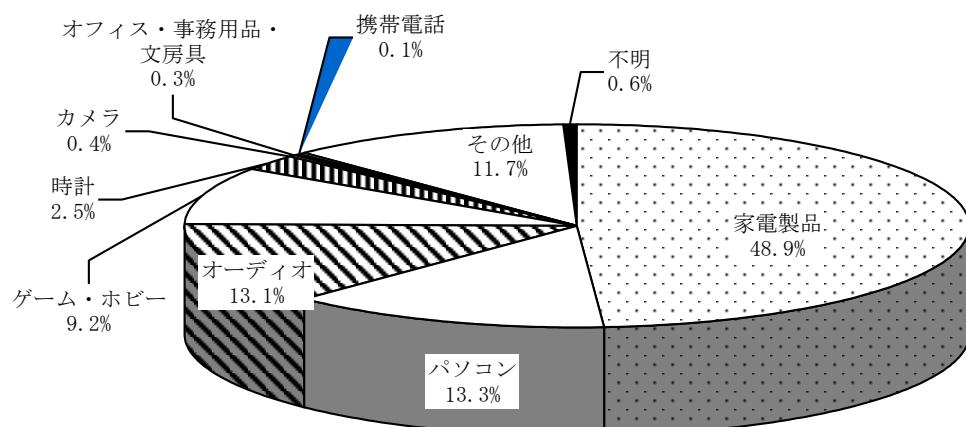


表 3-1 小型家電製品の品目ごとの個数と重量

製品名		個数(個)	重量(g)
家電製品	キッチン・調理	浄水器	1 630
		炊飯器・炊飯器パーツ	2 2,610
		ジューサー・ミキサー	3 4,770
		コーヒーメーカー	1 490
		ポット	2 3,170
		ホットプレート	5 10,980
	健康	体重計	2 3,510
		トレーニング機器	1 1,710
		万歩計	1 50
	季節・空調	蚊取り器・防虫	3 570
		ヒーター	1 2,170
		加湿器	1 3,140
	理美容	ヘアアイロン	2 800
		ドライヤー	2 850
	照明器具	シェーバー・充電器	7 1,430
		デスクスタンド	5 4,220
		懐中電灯	1 60
パソコン	マウス	2 210	
	CDリーダー・ライター	4 470	
	パソコンパーツ	7 10,480	
オーディオ	CDラジカセ	1 2,720	
	ヘッドホン・イヤホン	3 470	
	ICレコーダー	1 50	
	カーオーディオ	3 5,540	
	ラジオ	1 2,220	
ゲーム・ホビー	TVゲーム本体	1 5,640	
	おもちゃ	2 1,890	
	携帯ゲーム本体	1 230	
時計	置き時計・目覚まし時計	6 960	
	掛け時計	1 1,130	
	腕時計	1 20	
カメラ	デジタルカメラ	2 300	
オフィス・事務用品 品・文房具	はかり	1 230	
	電卓	1 30	
携帯電話		1 100	
その他	ケーブル・アダプター・延長コード	- 8,750	
	バッテリー	1 220	
	充電器	3 130	
	リモコン	7 720	
不明		1 530	
合計		91	84,200
家電製品		40	41,160
パソコン		13	11,160
オーディオ		9	11,000
ゲーム・ホビー		4	7,760
時計		8	2,110
カメラ		2	300
オフィス・事務用品・文房具		2	260
携帯電話		1	100
その他		11	9,820
不明		1	530

資料6 廃棄物のフローと将来推計

1. 家庭ごみ・資源のフロー推計

一般廃棄物処理基本計画の策定に際しては、ごみの減量目標と減量目標を達成するための具体的な施策を検討する必要がある。

そのための基礎資料として、小平市のごみ・資源量、組成分析調査、市民アンケート調査、その他のデータより、家庭から排出されるごみ・資源の品目別のフローを推計する。

(1) ごみ・資源量

収集ごみには一部事業系ごみが含まれているが、その割合は少量と推測されることから、収集ごみ＝家庭ごみとして推計する。

資源は、集団回収、行政回収(集積所回収、店頭回収、拠点回収など)、食物資源循環モデル事業などである。

表－1 平成24年度のごみ・資源量

品目	収集ごみ	資源			資源合計	ごみ・資源合計	単位(t/年)
		集団回収	行政回収 (注)	その他 資源化			
ごみ	燃えるごみ	29,785					29,785
	燃えないごみ	5,227					5,227
	粗大ごみ	1,004					1,004
	ごみ小計	36,016					36,016
資源	アルミ缶	30	276		306	306	
	スチール缶		245		245	245	
	生きビン	0	56		56	56	
	カレット		1,218		1,218	1,218	
	新聞	1,012	801		1,813	1,813	
	雑誌(雑がみ含む)	554	3,286		3,840	3,840	
	シュレッダー紙		31		31	31	
	段ボール	608	1,537		2,145	2,145	
	古布・わた	77	812		889	889	
	牛乳パック	10	10		20	20	
	白色トレイ		3		3	3	
	ペットボトル		558		558	558	
	その他プラスチック		474		474	474	
	金属類	14		78	92	92	
	優良粗大ごみ			17	17	17	
	有害資源		70		70	70	
	剪定枝			53	53	53	
	生ごみ一次処理物			27	27	27	
	食物資源循環モデル事業			36	36	36	
	キャップ		11		11	11	
	資源小計	2,304	9,388	211	11,903	11,903	
	合計	36,016	2,304	9,388	211	11,903	47,919

(注) 行政回収は「集積所回収」「拠点回収」「店頭回収」など小平市がデータを把握している資源化量である。

(2) 組成分析調査結果による収集ごみの按分

平成 24 年度の「燃えるごみ」「燃えないごみ」のごみ量を、平成 25 年 5 月に実施したごみ組成分析調査結果で按分することで、品目別のごみ量を推計した。

表－2 「燃えるごみ」「燃えないごみ」の品目別のごみ量

品目	割合		ごみ量(t/年)			
	燃えるごみ	燃えないごみ	燃えるごみ	燃えないごみ	合計	
可燃性資源	新聞紙・折込広告	0.6%	0.0%	193	0	193
	雑誌・書籍	1.0%	0.1%	303	3	306
	段ボール	0.3%	0.0%	76	1	76
	雑がみ	6.9%	0.2%	2,064	13	2,077
	シュレッダー紙	0.0%	0.0%	2	0	2
	古布(古着)・綿ふとん	2.1%	0.2%	628	10	639
不燃性資源	ガラスびん	0.0%	4.8%	8	252	260
	カン	0.0%	1.9%	8	98	106
	ペットボトル	0.0%	0.6%	12	29	41
	硬質プラスチック	0.9%	16.6%	266	869	1,135
	色付きトレイ	0.0%	0.3%	11	14	25
	キャップ類	0.0%	0.4%	2	21	23
有害性資源	アルミ製なべ・やかん	0.0%	0.3%	0	16	16
	蛍光管	0.0%	0.1%	0	4	4
	乾電池	0.0%	0.1%	2	3	5
その他資源	水銀体温計(血圧計)・温度計	0.0%	0.0%	0	0	0
	紙パック	0.5%	0.1%	156	4	160
	紙パック(アルミ付きの酒)	0.0%	0.1%	14	5	19
	剪定枝	0.2%	0.1%	47	5	52
可燃物	白色トレイ	0.0%	0.3%	7	13	20
	生ごみ(厨芥類)	42.6%	0.4%	12,693	19	12,712
	生ごみ(未利用品)	5.4%	1.0%	1,621	53	1,674
	その他紙類	7.9%	0.8%	2,361	42	2,403
	剪定枝以外の草・木類	10.1%	0.6%	2,996	30	3,026
	レジ袋(未使用)	0.1%	0.3%	41	14	55
	軟質プラスチック	4.2%	6.3%	1,255	327	1,582
不燃物	その他可燃物	14.5%	1.3%	4,310	68	4,378
	チューブ・発泡スチロール等	0.0%	2.3%	11	119	130
	製品プラスチック	0.4%	18.7%	115	977	1,092
	ゴム・皮革類	0.2%	7.3%	45	382	427
	スプレー缶(穴あり)	0.0%	0.1%	0	7	7
	スプレー缶(穴なし)	0.0%	0.7%	0	39	39
	その他金属類	0.0%	7.0%	13	363	376
	小型家電製品	0.0%	14.0%	3	730	733
	陶磁器	0.0%	7.5%	3	391	394
収集不適物	その他不燃物	0.0%	4.0%	0	208	208
	収集不適物	0.9%	0.2%	259	11	270
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	0.3%	0.6%	85	29	114
	プラスチック袋	0.3%	0.4%	78	19	97
	レジ袋(外袋)	0.3%	0.7%	94	39	133
	合計	100.0%	100.0%	29,785	5,227	35,012

(3) 家庭ごみ・資源のフロー推計

新聞販売店回収やペットボトルの店頭回収など、小平市で把握していないデータについては、行政回収量のデータと、市民アンケート調査の回答割合から推計した。

行政回収の雑誌・書籍には、菓子箱、包装紙、封筒、チラシなどの「雑がみ」が含まれている。平成23年6月に実施した紙製容器包装リサイクル推進協議会による小平市の組成分析調査結果より、「雑誌・書籍」の32%を「雑がみ」と推計した。

以上より、小平市の家庭ごみ・資源のフロー推計を表-3に示す。一般廃棄物処理基本計画の減量目標の設定に際しては、次の品目に着目する必要がある。

- 雜がみ

菓子箱、包装紙、封筒、チラシなどの「雑がみ」は、1,061tがリサイクルされているが、発生量の66%にあたる2,077tがごみとして捨てられていると推計される。

- 硬質プラスチック

「硬質プラスチック」は、474tがリサイクルされているが発生量の71%にあたる1,135tがごみとして捨てられている。

- 未利用食品

賞味期限切れなどで未開封のまま捨てられる食品や古くなった野菜などの「未利用食品」1,674tがごみとして捨てられている。

- 生ごみ

生ごみは、ごみ量に占める割合が最も高く、未利用食品を含めると14,386tがごみとして捨てられている。

- プラスチック全般

燃えるごみに出すことになっている「軟質プラスチック」327tが燃えないごみに排出されるなど、プラスチックの分別協力率が低い。

表-3 家庭ごみ・資源のフロー推計

品目		ごみ量				資源量(自家処理含む) E	ごみ・資源合計 F=D+E	資源化率 G=E÷F
		A	B	C	D=A+B+C			
可燃性資源	新聞・折込広告	193	0		193	3,794	3,987	95.2%
	雑誌・書籍	303	3		306	2,788	3,095	90.1%
	段ボール	76	1		76	2,145	2,221	96.6%
	雑がみ	2,064	13		2,077	1,052	3,128	33.6%
	シュレッダー紙	2	0		2	31	33	92.6%
	古布(古着)・綿ふとん	628	10		639	889	1,528	58.2%
不燃性資源	ガラスびん	8	252		260	1,282	1,542	83.1%
	缶類	8	98		106	552	658	83.9%
	ペットボトル	12	29		41	627	668	93.8%
	硬質プラスチック	266	869		1,135	474	1,609	29.5%
	その他の発泡トレイ(注2)	11	14		25	0	25	0.0%
	キャップ類	2	21		23	11	34	32.4%
有害性資源 (注1)	アルミ製なべ・やかん	0	16		16	0	16	0.0%
	蛍光管	0	4		4	0	4	0.0%
	乾電池	2	3		5	70	75	92.9%
その他資源	水銀体温計(血圧計)・温度計	0	0		0	0	0	-
	紙パック	156	4		160	21	181	11.5%
	紙パック(アルミ付きの酒)	14	5		19	0	19	0.0%
	剪定枝	47	5		52	54	106	51.0%
可燃物	白色トレイ	7	13		20	3	23	12.9%
	生ごみ(厨芥類)	12,693	19		12,712	171	12,883	1.3%
	生ごみ(未利用品)	1,621	53		1,674	0	1,674	0.0%
	その他紙類	2,361	42		2,403	0	2,403	0.0%
	剪定枝以外の草・木類	2,996	30		3,026	0	3,026	0.0%
	レジ袋(未使用)	41	14		55	0	55	0.0%
	軟質プラスチック	1,255	327		1,582	0	1,582	0.0%
不燃物	その他可燃物	4,310	68		4,378	0	4,378	0.0%
	チューブ・発泡スチロール等	11	119		130	0	130	0.0%
	製品プラスチック	115	977		1,092	0	1,092	0.0%
	ゴム・皮革類	45	382		427	0	427	0.0%
	スプレー缶(穴あり)	0	7		7	0	7	0.0%
	スプレー缶(穴なし)	0	39		39	0	39	0.0%
	その他金属類	13	363		376	92	468	19.6%
	小型家電製品	3	730		733	0	733	0.0%
	陶磁器	3	391		394	0	394	0.0%
収集不適物	その他不燃物	0	208		208	0	208	0.0%
	収集不適物	259	11		270	0	270	0.0%
外袋・内袋	レジ袋(内袋)	85	29		114	0	114	0.0%
	プラスチック袋	78	19		97	0	97	0.0%
	レジ袋(外袋)	94	39		133	0	133	0.0%
	粗大ごみ			1,004	1,004	17	1,021	1.7%
合計		29,785	5,227	1,004	36,016	14,071	50,087	28.1%

(注1)有害性資源はすべて乾電池として推計した。

(注2)行政回収の「その他の発泡トレイ」は硬質プラスチック474tに含まれている。

2. ごみ・資源量の将来推計

(1) 推計方法

● 各年度の人口・従業者数推計

各年度の人口は、「小平市人口推計報告書」（平成 24 年 6 月）から推計する。

各年度の従業者数は、過去 5 回の事業所・企業統計調査及び経済センサス基礎調査から推計する。

● 現状施策で推移したごみ・資源量の推計

収集ごみ、持込粗大、資源は家庭から排出されるものとし、平成 24 年度のごみ・資源量に、平成 24 年度の人口を 1 とした各年度の係数を乗じて推計する。

持込の燃えるごみと燃えないごみは事業系とし、平成 24 年度の従業者数を 1 とした各年度の係数を乗じて推計する。

● 減量シナリオの設定

家庭ごみ・資源のフロー推計などをもとに、減量シナリオと各年度の減量効果を推計する。

● 目標ごみ・資源量

現状で推移した場合のごみ・資源量から減量シナリオに基づく各年度の減量効果を差し引いて、目標ごみ・資源量を設定する。

(2) 各年度の人口・従業者数推計

① 人口推計

「小平市人口推計報告書」（平成 24 年 6 月）の 5 年ごとの推計値から、あいだの年度を直線式で補完して推計した。

表－4 将来人口推計

年度	市人口推計 (人)	市人口推計 補完値(人)	平成24年を1 とした係数	平成24年度末 人口を基準に 推計した人口
H22	187,035	187,035		
H23		187,394		
H24		187,754	1.0000	185,320
H25		188,113	1.0019	185,675
H26		188,473	1.0038	186,029
H27	188,832	188,832	1.0057	186,384
H28		188,766	1.0054	186,319
H29		188,700	1.0050	186,254
H30		188,633	1.0047	186,188
H31		188,567	1.0043	186,123
H32	188,501	188,501	1.0040	186,058
H33		188,037	1.0015	185,599
H34		187,573	0.9990	185,141
H35		187,108	0.9966	184,683
H36		186,644	0.9941	184,225
H37	186,180	186,180	0.9916	183,767

② 従業者数推計

過去5回の事業所・企業統計調査及び経済センサス基礎調査による小平市の従業者数と年度について、直線式で相関をとり、将来の事業者数を推計した。

$$\text{各年度の従業者数 (人)} = 6.77955 \times \text{平成年度} + 57,411$$

表－5 過去5回の事業所・企業統計調査及び
経済センサス基礎調査の結果

年度	事業所数	従業者数(人)
H3	5,675	57,416
H8	5,716	58,625
H13	5,214	56,540
H18	4,814	55,154
H21	4,983	59,746

表－6 将来従業者数推計

年度	従業者数推計 (人)	平成25年を1と した係数
H24	57,573	1.0000
H25	57,580	1.0001
H26	57,587	1.0002
H27	57,594	1.0004
H28	57,601	1.0005
H29	57,607	1.0006
H30	57,614	1.0007
H31	57,621	1.0008
H32	57,628	1.0009
H33	57,635	1.0011
H34	57,641	1.0012

(3) 現状施策で推移したごみ・資源量の推計

平成 24 年度のごみ・資源量に、平成 24 年度を 1 とした人口と従業者数の係数を乗じて、各年度のごみ・資源量を推計した。

- 各年度の家庭ごみ・資源量＝平成 24 年度のごみ・資源量×平成 24 年度の人口を 1 とした係数
- 各年度の事業系ごみ＝平成 24 年度のごみ量×平成 24 年度の従業者数を 1 とした係数

表－7 平成 24 年度のごみ・資源量

単位(t/年)

年度	収集			持込			資源	
	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	集団回収	資源・拠点・店頭回収等
H24	29,785	5,227	1,004	3,914	262	27	2,304	9,599

表－8 現状で推移した場合の各年度のごみ・資源量

単位(t/年)

年度	収集			持込			資源	
	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大	集団回収	資源・拠点・店頭回収
H24	29,785	5,227	1,004	3,914	262	27	2,304	9,599
H25	29,842	5,237	1,006	3,914	262	27	2,309	9,617
H26	29,899	5,247	1,008	3,915	262	27	2,313	9,636
H27	29,956	5,257	1,010	3,915	262	27	2,318	9,654
H28	29,946	5,255	1,009	3,916	262	27	2,317	9,651
H29	29,935	5,253	1,009	3,916	262	27	2,316	9,647
H30	29,925	5,251	1,009	3,917	262	27	2,315	9,644
H31	29,914	5,250	1,008	3,917	262	27	2,314	9,641
H32	29,904	5,248	1,008	3,918	262	27	2,313	9,637
H33	29,830	5,235	1,006	3,918	262	27	2,308	9,613
H34	29,756	5,222	1,003	3,919	262	27	2,302	9,590

年度	収集ごみ小計	持込ごみ小計	ごみ合計	資源合計	ごみ資源合計	処理ごみ量原単位		排出物原単位	
						原単位(g/人日)	H24を1とした係数	原単位(g/人日)	H24を1とした係数
H24	36,016	4,203	40,219	11,903	52,122	595	1,000	771	1,000
H25	36,085	4,204	40,288	11,926	52,215	594	1,000	770	1,000
H26	36,154	4,204	40,358	11,949	52,307	594	1,000	770	1,000
H27	36,223	4,205	40,427	11,972	52,399	593	0.997	768	0.997
H28	36,210	4,205	40,415	11,967	52,383	594	1,000	770	1,000
H29	36,197	4,206	40,403	11,963	52,366	594	1,000	770	1,000
H30	36,185	4,206	40,391	11,959	52,350	594	1,000	770	1,000
H31	36,172	4,207	40,379	11,955	52,333	593	0.997	768	0.997
H32	36,159	4,207	40,366	11,951	52,317	594	1,000	770	1,000
H33	36,070	4,207	40,278	11,921	52,199	595	1,000	771	1,000
H34	35,981	4,208	40,189	11,892	52,081	595	1,000	771	1,000

(4) 減量シナリオの設定

平成 34 年度を目標年度として次のように減量シナリオを設定する。

- 家庭ごみ有料化の導入（施策 1・2）

平成 30 年度に家庭ごみの有料化を導入し、ごみ量全体の 10%が発生抑制により減量すると仮定した。

- 生ごみの発生抑制・リサイクル（施策 3～5）

未利用食品は普及啓発活動などにより、平成 26 年度～34 年度にかけて均等に減量し、平成 34 年度には半減すると仮定した。

生ごみの水切りや自家処理により、平成 26 年度～34 年度にかけて均等に減量し、平成 34 年度には 5%減少すると仮定した。

食物資源循環モデル事業の拡大により平成 25 年度から毎年 5t、平成 28 年度に 20t 減少すると仮定した。

- プラスチック製容器包装のリサイクル・分別変更（施策 6～14）

平成 30 年度に、すべてのプラスチック製容器包装の分別収集と燃えるごみへの分別変更を実施し、平成 30 年度には「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に含まれるプラスチック製容器包装の 30%、平成 34 年度には 50%が資源になると仮定した。

プラスチック製容器包装の分別変更により、平成 30 年度には「燃えないごみ」に含まれるプラスチック製容器包装の 28%、平成 34 年度には 40%が「燃えるごみ」に移行すると仮定した。

- 製品プラスチック・ゴム皮革類の分別変更（施策 15）

平成 30 年度に、製品プラスチック・ゴム皮革類の「燃えるごみ」への分別変更を実施し、平成 30 年度には「燃えないごみ」に含まれる「製品プラスチック」「ゴム皮革類」の 60%、平成 34 年度には 80%が「燃えるごみ」になると仮定した。

- ビン・カン・ペットボトルのリサイクル（施策 16）

ビン・カン・ペットボトルは普及啓発活動などにより、平成 26 年度～34 年度にかけて均等に減量し、平成 34 年度にはごみへの混入が 20%減量すると仮定した。

- 新聞・雑誌・段ボール・雑がみのリサイクル（施策 17）

新聞・雑誌・段ボール・雑がみは普及啓発活動などにより、平成 26 年度～34 年度にかけて均等に減量し、平成 34 年度にはごみへの混入が 20%減量すると仮定した。

- 事業系ごみ（施策 18・19）

事業系ごみ（粗大ごみを除く持込ごみ）は普及啓発活動などにより、平成 26 年度～34 年度にかけて均等に減量し、平成 34 年度には 15%減量すると仮定した。

表－9 減量シナリオ

品目		3R等の区分	内容	シナリオ
家庭系	1 全体(可燃) (有料化導入の場合)	リデュース リユース	●有料化による発生抑制	H30から家庭ごみ有料化を導入 H30からごみ量全体の10%が発生抑制されると仮定
	2 全体(不燃) (有料化導入の場合)	リデュース リユース	●有料化による発生抑制	H30から家庭ごみ有料化を導入 H30からごみ量全体の10%が発生抑制されると仮定
	3 未利用食品	リデュース リユース	●未利用食品の廃棄抑制	H34に未利用食品の割合が半減 H26～H34までに均等に減量すると仮定
	4 生ごみ	リデュース リユース	●水切り●自家処理	H34に水切り等により生ごみが5%減少 H26～H34までに均等に減量すると仮定
	5 生ごみ	リサイクル	●食物資源循環事業の拡大	平成25年度から毎年5t削減 平成28年度には20t削減
	6 硬質プラスチック製容器包装(可燃)	リサイクル	●リサイクルの徹底	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	7 硬質プラスチック製容器包装(不燃)	リサイクル	●リサイクルの徹底	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	8 軟質プラスチック製容器包装(不燃)	分別変更	●分別の変更と徹底	H30から収集可燃への分別変更 H30には24%、H34には40%が移行
	9 軟質プラスチック製容器包装(可燃)	リサイクル	●分別収集実施	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	10 軟質プラスチック製容器包装(不燃)	リサイクル	●分別収集実施	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	11 軟質プラスチック製容器包装(不燃)	分別変更	●分別の変更と徹底	H30から収集可燃への分別変更 H30には24%、H34には40%が移行
	12 チューブ・発泡スチロール等(可燃)	リサイクル	●分別収集実施	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	13 チューブ・発泡スチロール等(不燃)	リサイクル	●分別収集実施	H30からプラ製容器包装実施 H30には30%、H34には50%削減
	14 チューブ・発泡スチロール等(不燃)	分別変更	●分別の変更と徹底	H30から収集可燃への分別変更 H30には24%、H34には40%が移行
	15 製品プラスチック・ゴム皮革類	分別変更	●分別の変更と徹底	H30から収集可燃への分別変更 H30には60%、H34には80%が移行
	16 ピン・カン・ペットボトル	リサイクル	●分別排出の向上	H34に20%減少 H26～H34までに均等に減量すると仮定
	17 新聞・雑誌・段ボール・雑がみ	リサイクル	●分別排出の向上	H34に20%減少 H26～H34までに均等に減量すると仮定
事業系	18 可燃	3R		H34に15%減少 H26～H34までに均等に減量すると仮定
	19 不燃	3R		H34に15%減少 H26～H34までに均等に減量すると仮定

(5) ごみ・資源量の推計

現状施策で推移したごみ・資源量から減量シナリオで設定した各年度の減量効果を差し引いて、各年度のごみ・資源量を推計した。

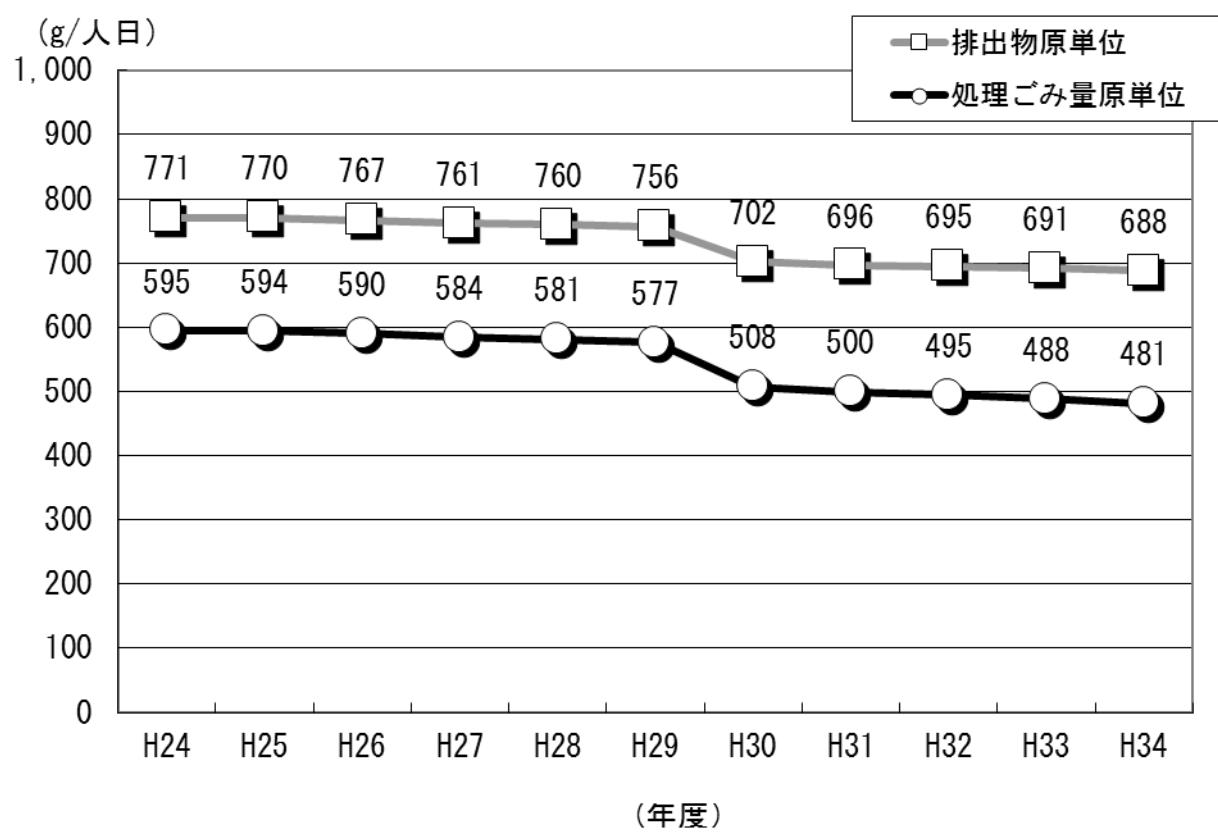
- 平成 34 年度の排出物原単位は 688(g/人日)で、平成 24 年度と比較して 10.7% の減量となる。
- 平成 34 年度の処理ごみ量原単位は 481(g/人日)で、平成 24 年度と比較して 19.1% の減量となる。

表－10 計画ごみ・資源量

年度	収集			持込			資源		単位(t/年)
	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大	集団回収	資源・拠点・店頭回収	
H24	29,785	5,227	1,004	3,914	262	27	2,304	9,599	
H25	29,837	5,237	1,006	3,914	262	27	2,309	9,617	
H26	29,670	5,239	1,008	3,850	258	27	2,313	9,703	
H27	29,503	5,240	1,010	3,785	253	27	2,318	9,788	
H28	29,268	5,230	1,009	3,720	249	27	2,317	9,852	
H29	29,038	5,220	1,009	3,655	245	27	2,316	9,915	
H30	26,497	3,135	1,009	3,591	240	27	2,315	10,864	
H31	26,310	2,934	1,008	3,526	236	27	2,314	11,075	
H32	26,124	2,733	1,008	3,461	232	27	2,313	11,286	
H33	25,874	2,521	1,006	3,396	227	27	2,308	11,477	
H34	25,625	2,309	1,003	3,332	223	27	2,302	11,668	

年度	収集ごみ小計	持込ごみ小計	ごみ合計	資源合計	ごみ資源合計	処理ごみ量原単位		排出物原単位	
						原単位(g/人日)	H24を1とした係数	原単位(g/人日)	H24を1とした係数
H24	36,016	4,203	40,219	11,903	52,122	595	1,000	771	1,000
H25	36,080	4,204	40,283	11,926	52,210	594	1,000	770	1,000
H26	35,916	4,134	40,051	12,016	52,067	590	0,992	767	0,995
H27	35,753	4,065	39,818	12,106	51,924	584	0,982	761	0,988
H28	35,507	3,996	39,504	12,168	51,672	581	0,977	760	0,986
H29	35,267	3,927	39,194	12,231	51,426	577	0,970	756	0,982
H30	30,641	3,858	34,499	13,179	47,678	508	0,854	702	0,910
H31	30,253	3,789	34,042	13,389	47,431	500	0,840	696	0,904
H32	29,865	3,720	33,585	13,600	47,185	495	0,832	695	0,902
H33	29,401	3,651	33,052	13,785	46,836	488	0,821	691	0,897
H34	28,937	3,581	32,519	13,970	46,488	481	0,809	688	0,893

図－1 排出物原単位・処理ごみ量原単位の推計



図－2 現状施策で推移した場合と目標の比較（排出物原単位）

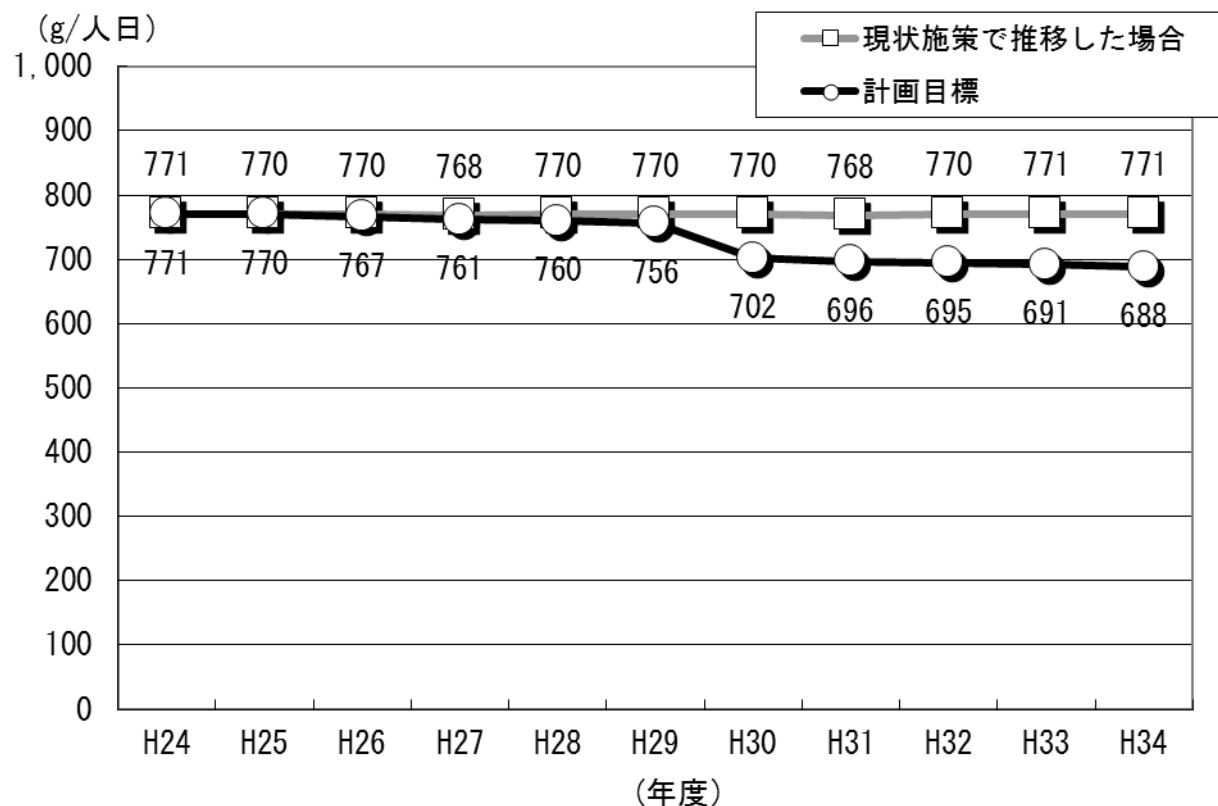


図-3 現状施策で推移した場合と目標の比較（処理ごみ量原単位）

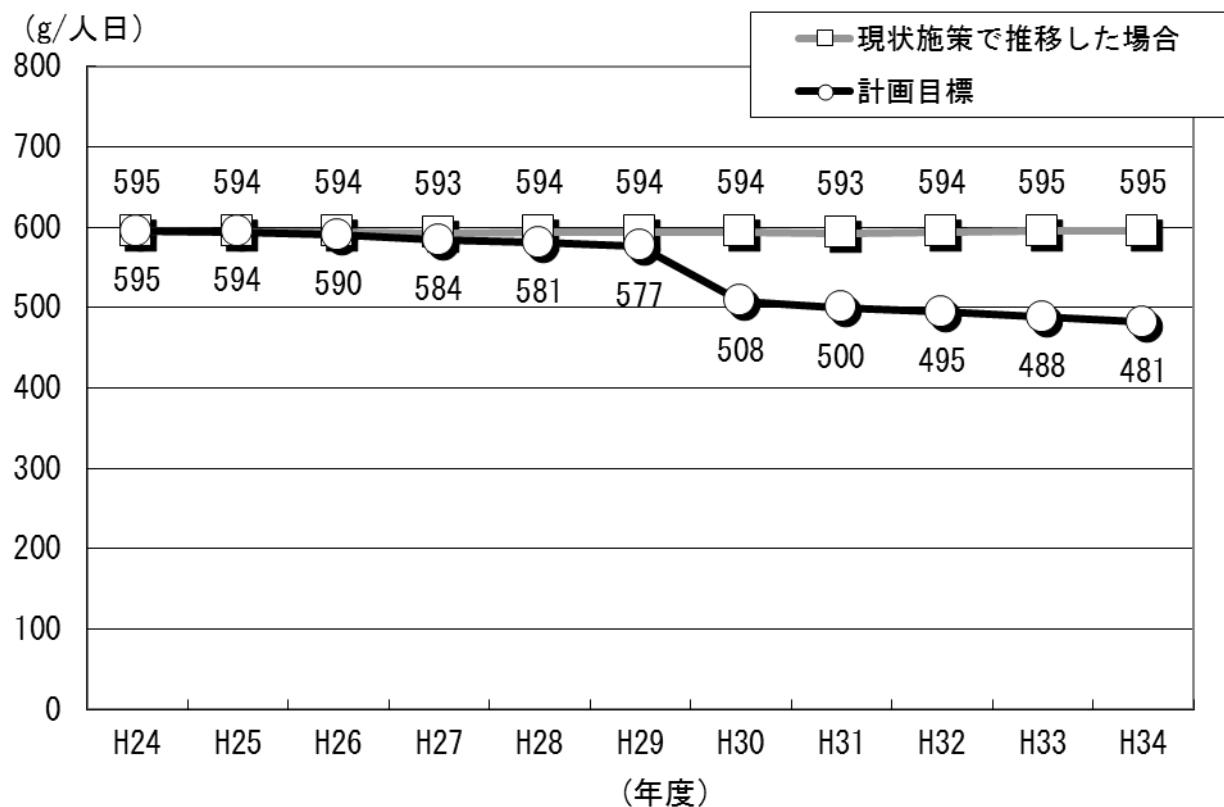
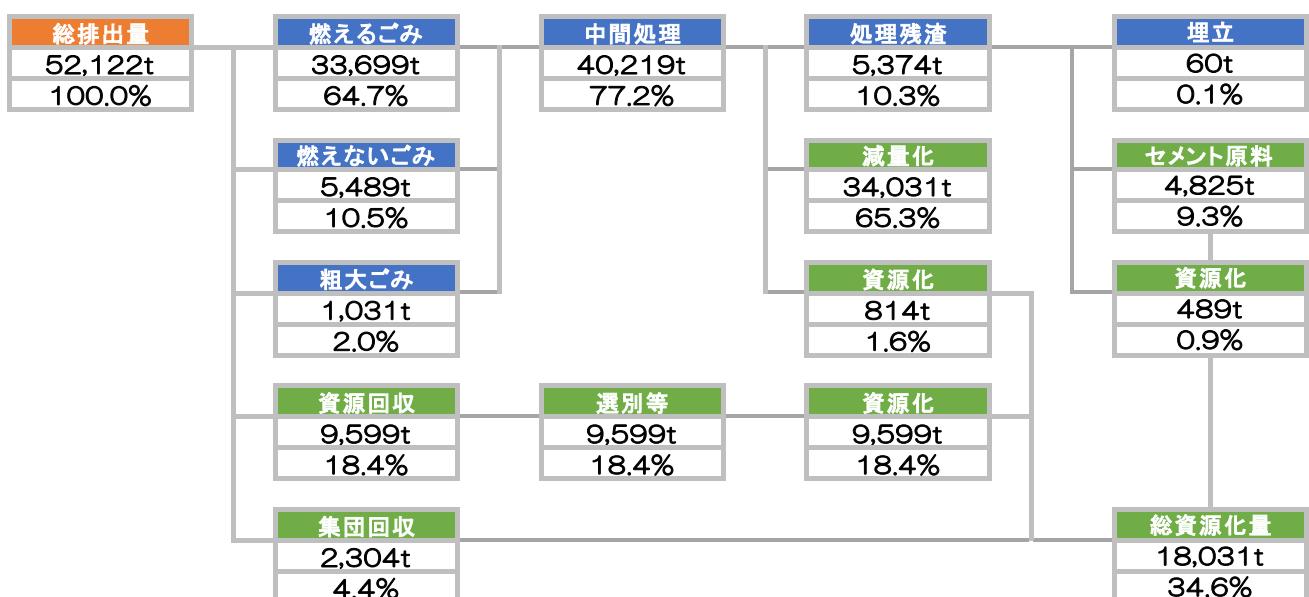
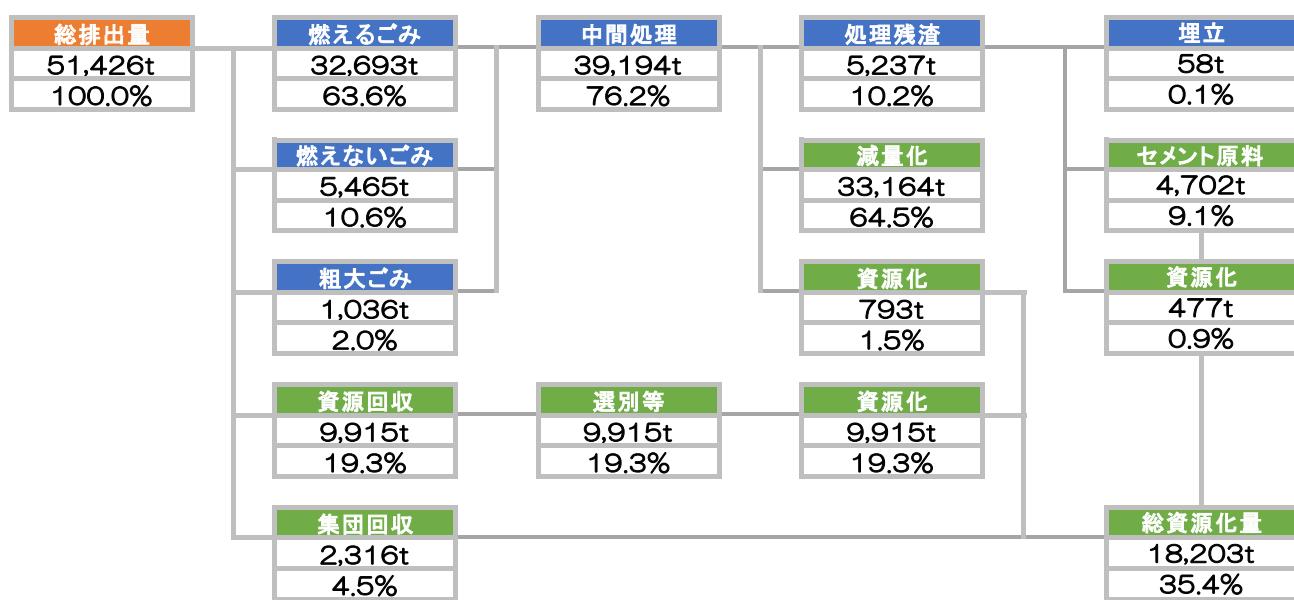


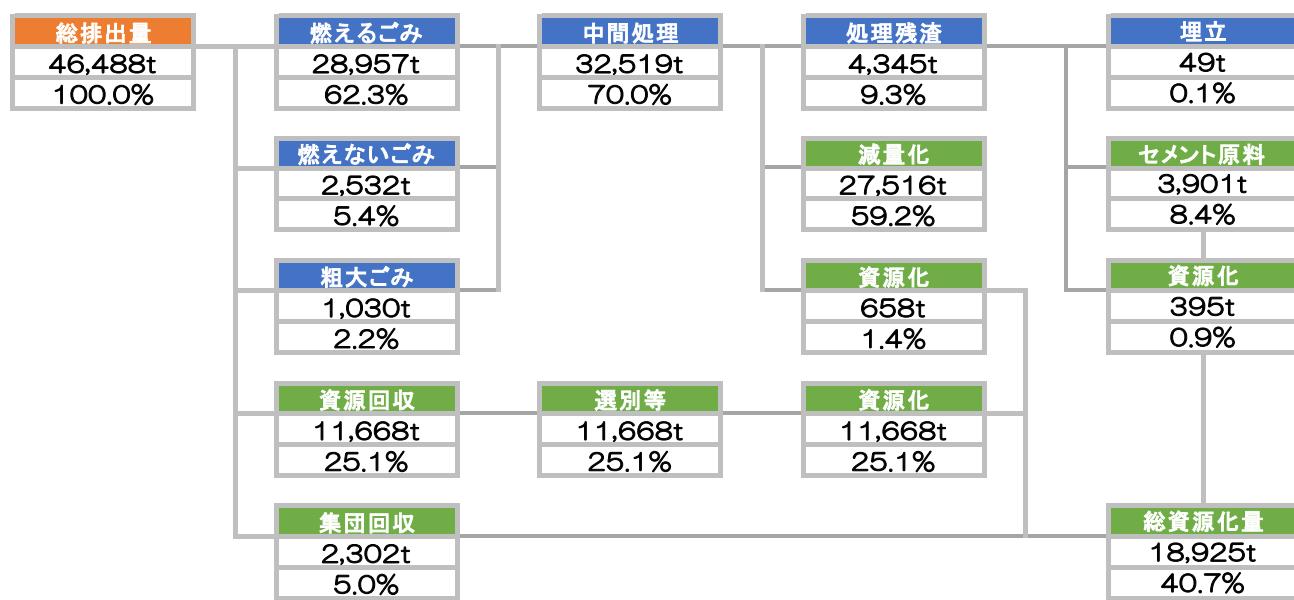
図-4 現状（平成24年度）のフロー図



図－5 中間目標年度（平成29年度）の推計フロー図



図－6 最終年度（平成34年度）の推計フロー図



資料7 計画策定の経過

1. 策定経過

年月日	事項
平成24年7月23日	小平市廃棄物減量等推進審議会（第10期）に市長より「小平市ごみ処理基本計画の策定について」諮問
平成25年3月19日	計画策定の基本方針決定
平成25年5月17日～6月3日	市民アンケート調査実施
平成25年5月27日～同月31日	ごみ組成分析調査実施
平成25年10月25日	計画（素案）策定
平成25年11月19日～12月18日	計画（素案）に基づくパブリックコメント実施
平成25年12月2日～同月11日	計画（素案）に基づく地域懇談会実施
平成26年2月13日	小平市廃棄物減量等推進審議会（第10期）より市長あて「小平市ごみ処理基本計画の策定について」答申
平成26年3月	小平市一般廃棄物処理基本計画策定

2. 小平市廃棄物減量等推進審議会（第10期）

（1）審議の経過

回数	時期	態様	内容
第1回	平成24年7月23日	諮問 審議	・会長及び副会長の互選 ・市長より諮問
第2回	平成24年9月18日	審議	・小平市の廃棄物処理の現状と課題等の説明
一	平成24年10月30日	視察	・小平市リサイクルセンター及び小平・村山・大和衛生組合視察（任意参加）
第3回	平成24年12月11日	視察	・ふじみ衛生組合（調布市）及びハ王子バイオマス・エコセンター（八王子市）
第4回	平成25年4月25日	審議	・（仮称）「第3次小平市ごみ処理基本計画」策定の基本方針について ・市民アンケートについて
第5回	平成25年6月24日	審議	・実態調査の結果について ・（仮称）第三次ごみ処理基本計画の名称及び基本理念について
第6回	平成25年8月6日	審議	・一般廃棄物処理基本計画骨子案について ・一般廃棄物処理基本計画の副題（基本理念）について
第7回	平成25年10月7日	審議	・一般廃棄物処理基本計画素案について
第8回	平成26年1月16日	審議 答申	・副会長互選 ・一般廃棄物処理基本計画（案）について ・答申（案）について
第9回	平成26年2月13日	審議 答申	・答申について ・市長あて答申

(2) 委員名簿

役務	氏名	分野
会長	後藤 弘太郎	学識経験者
副会長	白相 和子	公募市民（平成25年12月6日付けで委員辞任）
委員 (副会長)	所澤 丈子	公募市民（平成26年1月16日より副会長）
委員	池月 恵津子	事業者(小平市清掃事業協同組合)
委員	大割 愛弓	市民団体代表(生活協同組合)
委員	岡本 さとみ	公募市民
委員	小日向 辰雄	事業者(小平商工会)
委員	粕谷 則雄	公益団体(小平商工会)
委員	川島 チカ	公募市民
委員	木村 肇	公募市民
委員	熊井 久乃	公共代表（学校長）
委員	佐藤 滋記	公募市民
委員	滝沢 三千代	公募市民
委員	馬場 優	公募市民
委員	林田 良子	市民団体代表(小平市ごみ減量推進実行委員会)
委員	福田 雄二	事業者(再資源化業者)
委員	藤森 英明	事業者（農業経営者）
委員	古川 浩二	事業者（大規模小売店）
委員	山脇 壽彦	公募市民
委員	リー 智子	公募市民

(3) 諒問文

平環ご発第91号
平成24年7月23日

小平市廃棄物減量等推進審議会長 殿

小平市長 小林正則

「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年小平市条例第25号）」第7条第1項の規定に基づき、下記の事項について諒問いたします。

記

1 諒問事項

小平市ごみ処理基本計画の策定について

2 諒問理由

現行の小平市ごみ処理基本計画改訂版は、循環型社会の形成推進を基本理念とし、将来の廃棄物処理と3R推進事業の根幹となるものとして、平成20年3月に定められた、廃棄物行政の課題に対しての基本方針を示すものであります。

市では、今後の廃棄物の減量及び処理について、長期的・総合的な見地から計画的に推進していくため、これまでの廃棄物行政の現状と課題、及び、本年5月に前期廃棄物減量等推進審議会からいただいた基本計画策定にあたっての基本方針「ごみの減量は発生抑制が基本であり、市民の学習や啓発活動による市民生活の見直しを図ることが必要である。」その他の答申内容を踏まえつつ、平成26年度を初年度とする次期基本計画を策定いたします。

循環型社会の確立を目指し、総合的かつ計画的に廃棄物処理事業を推進するためにも、今後の次期基本計画策定を進めるに当たりまして、その内容を幅広くご審議賜りますよう、ここに諒問いたします。

(4) 答申文

平成26年2月13日

小平市長
小林正則 殿

小平市廃棄物減量等推進審議会
会長 後藤弘太郎

「小平市ごみ処理基本計画の策定について」(答申)

平成24年7月23日付け平環ご発第91号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申する。

記

- 1 別添「小平市一般廃棄物処理基本計画（案）」（以下「計画案」という。）の内容は、今後的小平市における廃棄物の減量及び処理に係る方向性等を定めるものとして妥当なものである。
- 2 市にあっては、計画案を基に一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに積極的に計画内容の実現を図られたい。

以上

3. 計画素案への意見（パブリックコメント・地域懇談会）

（1）パブリックコメント

- ① 期間 平成25年11月19日から同年12月18日まで（30日間）
- ② 方法 市ホームページ、メール、FAX、郵送又は持参
- ③ 閲覧場所 市ホームページ、市庁舎4階ごみ減量対策課、市庁舎1階市政資料コーナー及び東部・西部出張所

④ 意見募集の結果

合計13名54件（電子メール4名15件、ファクシミリ1名4件、持参3名22件、ホームページ5名13件）

⑤ 意見等のまとめ

計画の構成、表記等に関するもの	10件
数値目標に関するもの	3件
3Rの推進・適正処理に向けた意識向上に関するもの	4件
生ごみの減量（食物資源の資源化推進）に関するもの	3件
容器包装プラスチックの資源化推進に関するもの	1件
3市共同資源物処理施設の整備に関するもの	7件
他の資源化品目の処理施設の整備（更新）に関するもの	3件
焼却施設等の更新に関するもの	2件
家庭ごみ有料化・戸別収集への移行に関するもの	16件
その他	8件

注)1件の意見等が複数の区分にわたるものがあったため、上表の件数は意見の合計件数と一致しません。

⑥ 意見等への対応

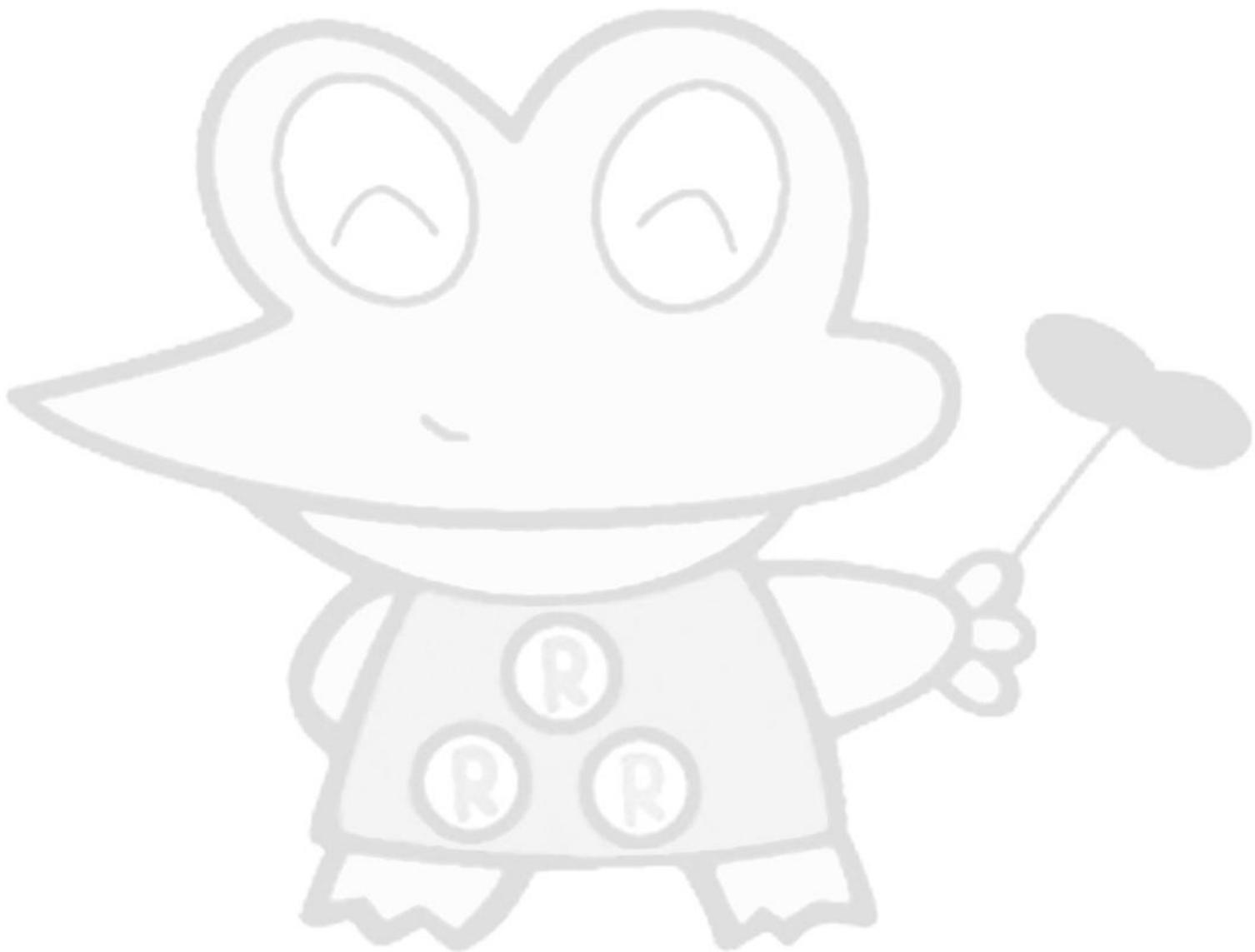
反映	6件
一部反映	10件
反映しない	10件
参考	28件

(2) 地域懇談会

- ① 期間 平成25年12月2日（月）から同月11日（水）まで
- ② 方法 参加者から直接意見を聴取
- ③ 開催回数等 一般向けに4回開催したほか、本計画で施設更新を掲げるリサイクルセンター及び小平・村山・大和衛生組合の周辺住民に向けた地域懇談会を各1回開催した。
- ④ 参加者数 計25名（うち、小平・村山・大和衛生組合周辺住民8名、リサイクルセンター周辺住民5名、市議会議員4名、廃棄物減量等推進審議会委員3名）
- ⑤ 意見等への対応

地域懇談会での質疑応答のうち、計画への「反映」、「一部反映」、「反映しない」のいずれかの対応としたものは、以下のとおり。

反映	1件
一部反映	1件
反映しない	1件



小平市一般廃棄物処理基本計画

平成26年（2014年）3月発行

編集・発行

小平市環境部ごみ減量対策課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号（042）346-9535

ファクシミリ（042）346-9555

電子メール gomi-genryo@city.kodaira.lg.jp

